

令和 3 年 度
包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

下水道事業等に関する事務の執行について

令和 3 年 1 2 月
久留米市包括外部監査人
川 野 武 志

～ 包括外部監査 目次 ～

第1章	包括外部監査の概要	
1.	包括外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	特定の事件を選定した理由	1
4.	包括外部監査の対象期間	1
5.	包括外部監査の方法	2
6.	包括外部監査の実施期間	2
7.	包括外部監査人を補助した者	2
8.	利害関係	3
第2章	下水道事業の概要	
1.	下水道事業	4
2.	久留米市の下水道事業	4
3.	下水道事業の沿革	4
4.	施設概要	5
5.	久留米市生活排水処理基本構想	6
6.	汚水処理施設の概要	6
7.	雨水施設の概要	7
8.	管路概要	7
9.	下水道整備人口及び普及状況の推移	8
10.	処理水量、有収水量の推移	8
11.	下水道事業の財源内訳	9
12.	公営企業会計の適用状況	9
13.	下水道使用料体系	10
14.	下水道使用料収入の推移	10
15.	下水道事業の財務	10
16.	組織	15
17.	久留米市上下水道事業経営戦略 2021－2030	16
第3章	監査結果総括	
1.	監査結果の共通の意見	20
(1)	下水道事業の事業計画(投資計画、返済計画)、資金繰りの見直し	20
(2)	汚水私費、雨水公費の原則の徹底	22
(3)	契約事務の検証	22
2.	監査結果総括表	24

第4章 各論

1. 久留米市下水道条例	40
2. 水害訴訟	47
3. 久留米市下水道事業会計決算状況分析	50
(1) 損益計算書	50
(2) 貸借対照表	53
(3) 簡易キャッシュ・フロー	56
(4) 企業債要償還年数	57
(5) 他会計との収入・債務残高比較	58
(6) 下水道事業会計、水道事業会計比較	59
(7) 料金体系	60
4. 久留米市下水道事業経営戦略	62
(1) 久留米市上下水道事業経営戦略	62
(2) 久留米市上下水道事業経営戦略分析	67
5. 下水道事業会計決算書監査	71
(1) 地方公営企業会計基準の適用状況	71
(2) 収入	78
(3) 滞留債権への法的措置	87
(4) 雨水処理負担金	98
(5) 営業費用等	100
(6) 固定資産	119
(7) 流動資産	126
(8) 固定負債（企業債、退職給付引当金）	130
(9) 流動負債（一時借入金、企業債、他会計借入金、その他）	136
(10) 繰延収益（長期前受金、長期前受金収益累計額、その他）	145
6. 契約事務監査	147
(1) 競争入札（一般競争入札、指名競争入札）	147
(2) 工事請負契約（単価契約）	156
(3) 委託契約（管理業務委託）	162
(4) 委託契約（設計業務委託）	165
(5) スtockマネジメント計画にかかる技術的援助に関する協定	170
(6) 委託契約（単価契約）	174
(7) 下水道管路施設維持管理業務委託（単価契約）	178
(8) 賃貸借契約	181
7. 農業集落排水事業	184
8. 特定地域生活排水処理事業	200

9. し尿処理事業	219
-----------------	-----

第1章 包括外部監査の概要

1. 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく監査

2. 選定した特定の事件

下水道事業等に関する事務の執行について

3. 特定の事件を選定した理由

下水道は水道と並び生活に欠くことのできないインフラで、公衆衛生上重要な機能を果たしている。世界では、42億人が安全に管理されたトイレなどの衛生施設を使用できず、このうち6億を超える人が屋外排泄を行っている状況で、「安全できれいな水とトイレを世界中に」はSDGs（持続可能な開発目標）の1つの目標にもなっている。

幸い我が国では、高度成長期に下水道の整備が進み、久留米市においても1972年から供用開始され、令和2年度末現在の人口普及率は85.7%、管路延長は1,325kmにも及んでいる。

このように高度に整備された久留米市の下水道事業においても、下水道の普及促進と適正化、施設の老朽化対策、耐震化、災害・危機管理対策、環境保全への貢献、下水道資源の有効活用などの取組が必要な一方、財政面では人口減少や節水機器の普及などで使用料収入の減少、多額の企業債、単年度マイナスの経費回収率などの課題が存在する。

このような状況を踏まえ、長期的視点に立ち経済的かつ効率的に事務執行を行い、かつ最大限に有効性を高めることは重要であることから、下水道事業等に関する事務の執行について監査を実施する意義は大きいと判断し、特定の事件として選定した。

4. 包括外部監査の対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度を対象とし、必要に応じて過年度及び現年度について及ぶこととした。

5. 包括外部監査の方法

(1) 主な監査要点

- ① 下水道事業等に係る事務の執行の合规性
下水道事業に係る事務及び市の規程等が、関係法令等に準拠しているか。
- ② 下水道事業等に係る事務の経済性・効率性・有効性
下水道事業に係る事務が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- ③ 下水道事業に係る財務健全性
下水道事業に係る財務の健全性、企業債残高の妥当性及び返済可能性等について久留米市下水道事業会計決算書及び令和3年3月に策定された久留米市上下水道事業経営戦略（下水道事業に限る）の投資・財政計画に基づくキャッシュ・フローの見込み、企業債の返済計画等は妥当か。

(2) 実施した主な監査手続

下水道事業等に係る事務の執行に関して作成された関係書類の閲覧、分析、関係者に対する質問、関連部局等への往査を実施した。中央浄化センター、南部浄化センター、田主丸浄化センター、篠山排水ポンプ場、櫛原中継ポンプ場、合川中継ポンプ場、田主丸処理区マンホールポンプ、西郷浄化センター、清掃津福工場、管渠、管渠拡大予定エリア等の現地視察を行った。令和3年3月に策定された久留米市上下水道事業経営戦略（下水道事業に限る）の投資・財政計画については、投資・財政計画に基づくキャッシュ・フローの見込み、企業債の返済計画等の妥当性について検討した。

監査の結果については、合规性、事務の経済性・効率性・有効性の観点から、是正を要する事項については「指摘」、検討が望ましい事項については「意見」として本報告書に記載した。

6. 包括外部監査の実施期間

令和3年5月1日から令和3年12月31日

7. 包括外部監査人を補助した者

松尾 英二 (公認会計士)
黒岩 延時 (公認会計士)
江上 英介 (公認会計士)
猿渡 慎也 (公認会計士)
津村 哲生 (弁護士)
神原 奈津子 (弁護士)

8. 利害関係

地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 下水道事業の概要

1. 下水道事業

下水道とは、雨水及び汚水を運搬するために必要な施設と、これらを処理し河川や海に放流するために必要な施設の総体をいう。

下水道事業は、下水道法に基づき、「浸水防除」、「公衆衛生の向上」、「公共用水域の水質保全」を大きな目的として事業が実施されている。下水道の普及は、全国で着実に進んでおり、令和2年度末の人口普及率は公共下水道で80.1%、汚水処理全体で92.1%である。

下水道事業における全国的な課題として、①職員の減少、②老朽化の進行、③厳しい経営環境が挙げられる。

2. 久留米市の下水道事業

久留米市の下水道事業は、「公共下水道事業」、「農業集落排水事業」及び「合併処理浄化槽事業」の3手法があり、令和2年度末の汚水処理全体の人口普及率は、96.4%（公共下水道85.7%、農業集落排水1.7%、合併処理浄化槽9.1%）となっている。

公共下水道事業における使用料収入は、未普及地域の下水道整備の進捗に伴い増加傾向にあるが、節水機器の普及や少子高齢化の進行等に起因する水需要の減少により伸び悩みが懸念される状況にある。支出面では、未普及地域の下水道整備、施設・設備の老朽化対策、耐震化及び市街地の浸水対策など多額の投資を要する状況にある。

以上のように公共下水道事業の経営を取り巻く環境は、収入・支出両面において厳しい状況となっており、今後も厳しさが増していくことが見込まれる。そのような中、「市民生活を支える重要なライフライン事業」として安定的かつ継続的にサービスを提供していくため、令和3年3月に「久留米市上下水道事業経営戦略（2021－2030）」が策定されている。経営理念である「環境にやさしい安全・安心な下水道事業の展開」のもと、「安全」「環境」「持続」の3つの事業目標を設定し、事業運営に取り組まれているところである。

3. 下水道事業の沿革

年月	主な事項
昭和37年4月	下水道事業計画立案
昭和42年8月	事業認可（240ha）
昭和47年5月	津福終末処理場の簡易処理による公共下水道供用開始（96ha）
平成6年4月	南部浄化センター供用開始（処理能力12,420 m ³ /日）
平成10年3月	冷水浄化センター供用開始（処理能力1,490人）
平成10年5月	赤司浄化センター供用開始（処理能力1,410人）
平成12年3月	南部浄化センター供用開始（処理能力1,280人）

平成 13 年 4 月	特定地域生活排水処理事業着手（旧城島町）
平成 15 年 2 月	田主丸町特定環境保全公共下水道基本計画（全体計画）策定（398ha）
平成 16 年 3 月	柴刈浄化センター供用開始（処理能力 3,360 人）
平成 16 年 3 月	北野町公共下水道基本計画（全体計画）策定（483ha）
平成 20 年 4 月	田主丸浄化センター供用開始（処理能力 2,100 m ³ /日）
平成 25 年 3 月	西郷浄化センター供用開始（処理能力 2,230 人）
平成 26 年 4 月	下水道事業に地方公営企業法を適用

4. 施設概要

久留米市の下水道施設の概要は、下表のとおりである。公共下水道の事業開始当初に整備した施設は供用後約 50 年が経過しており、計画的な更新や長寿命化対策を行う必要がある。主な下水道施設の概要（令和 2 年度末）

事業名	種別	施設名称	能力	供用開始年度	経過年数
公共下水道（汚水）事業	処理場	中央浄化センター	67,300 m ³ /日	昭和 47 年	49 年
		南部浄化センター	46,500 m ³ /日	平成 6 年	27 年
		田主丸浄化センター	4,200 m ³ /日	平成 20 年	13 年
	汚水ポンプ場	長門石中継ポンプ場	6.8 m ³ /分	昭和 54 年	42 年
		榎原中継ポンプ場	18.4 m ³ /分	昭和 55 年	41 年
		宮ノ陣中継ポンプ場	5.8 m ³ /分	昭和 56 年	40 年
		若松中継ポンプ場	2.02 m ³ /分	平成 7 年	26 年
		小森野中継ポンプ場	2.0 m ³ /分	平成 9 年	24 年
		大善寺中継ポンプ場	3.8 m ³ /分	平成 9 年	24 年
		合川中継ポンプ場	13.5 m ³ /分	平成 14 年	19 年
		上津中継ポンプ場	1.6 m ³ /分	平成 22 年	11 年
		北野中継ポンプ場	2.3 m ³ /分	平成 22 年	11 年
		三潁中継ポンプ場	3.92 m ³ /分	平成 27 年	6 年
	マンホールポンプ	津福処理区（47 箇所）	171 箇所	-	-
		南部処理区（108 箇所）			
		田主丸処理区（16 箇所）			
汚水管路		1,325 km	-	-	

公共下水道（雨水）事業	雨水ポンプ場・貯留施設	篠山排水ポンプ場	1,680 m ³ /分	昭和 57 年	39 年
		筒川雨水貯留施設	17,000 m ³	平成 13 年	20 年
		諏訪野地区 雨水貯留施設	4,500 m ³	平成 23 年	10 年
		東櫛原地区 雨水貯留施設	12,000 m ³	平成 29 年	4 年
	雨水管路	15 km	-	-	
農業集落排水事業	処理場	冷水浄化センター	1,490 人	平成 9 年	24 年
		柴刈浄化センター	3,360 人	平成 15 年	18 年
		西郷浄化センター	2,230 人	平成 24 年	9 年
		赤司浄化センター	1,410 人	平成 10 年	23 年
		南部浄化センター	1,280 人	平成 11 年	22 年
特定地域生活排水処理事業	浄化槽	整備（1,071 基）	1,702 基	-	-

5. 久留米市生活排水処理基本構想

久留米市の生活排水処理は、広域合併前は旧各市・町において各構想に沿い進められてきたが、平成 17 年の広域合併後、平成 20 年 8 月に「久留米市生活排水処理基本構想」が策定（平成 27 年 12 月改定）され、新市としての一体的な整備やスケールメリットを生かした効率的で計画的な生活排水処理事業の推進が図られている。

本構想は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の整備・維持管理の効率性、経済性、事業特性、地域特性等を踏まえ、整備区域、整備手法、整備時期等を定めた久留米市の生活排水処理に関する最上位の構想である。この中で、公共下水道については、令和 15 年度までの整備完了が目標とされている。

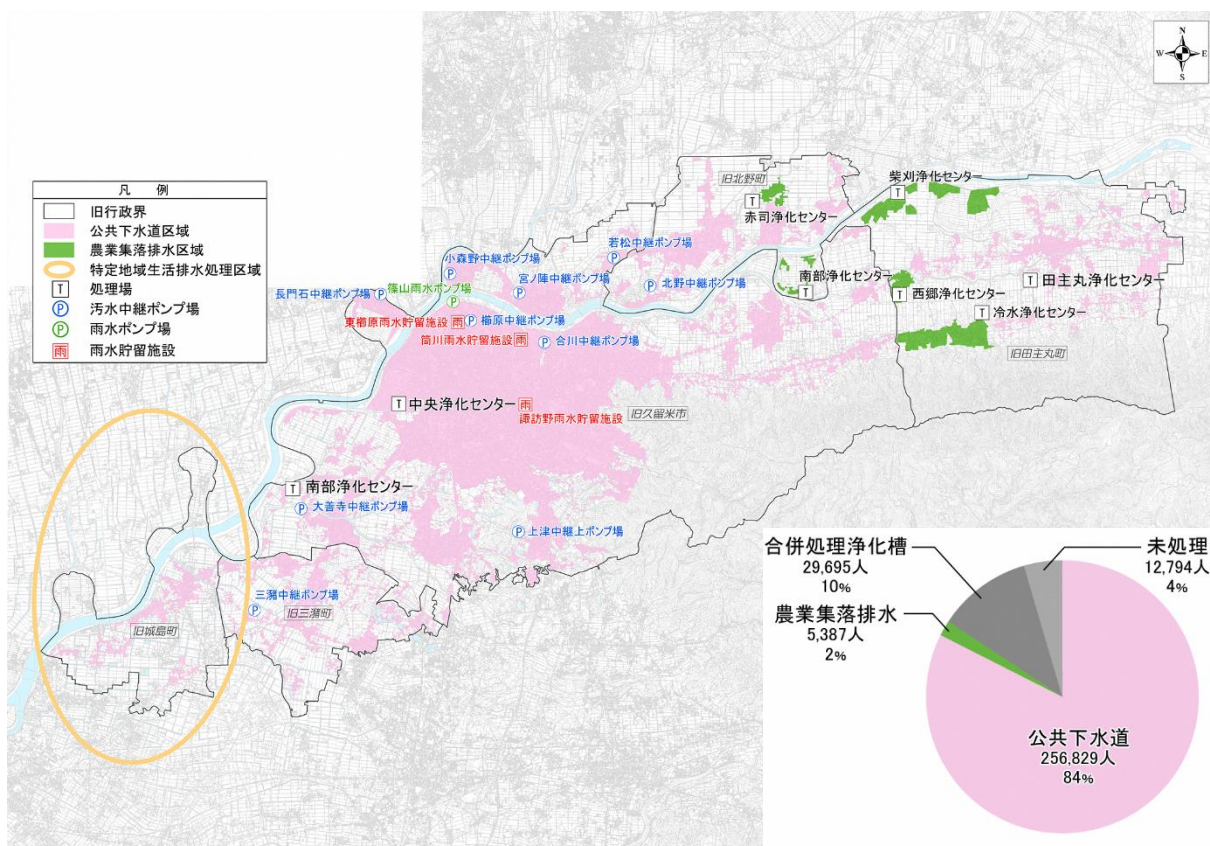
6. 汚水処理施設の概要

久留米市の公共下水道事業は、中央浄化センター、南部浄化センター、田主丸浄化センターの 3 処理場で汚水処理を行っている。

また、農業集落排水事業は、田主丸地区の冷水浄化センター、柴刈浄化センター、西郷浄化センター、北野地区の赤司浄化センター、南部浄化センターの 5 処理場で汚水処理を行っている。

更に、城島地区では、特定地域生活排水処理事業（市町村設置型）、その他の地区では合

併処理浄化槽設置費助成事業（個人設置型）にて合併処理浄化槽による汚水処理を行っている。



(出典) 久留米市上下水道事業経営戦略 2021-2030

7. 雨水施設の概要

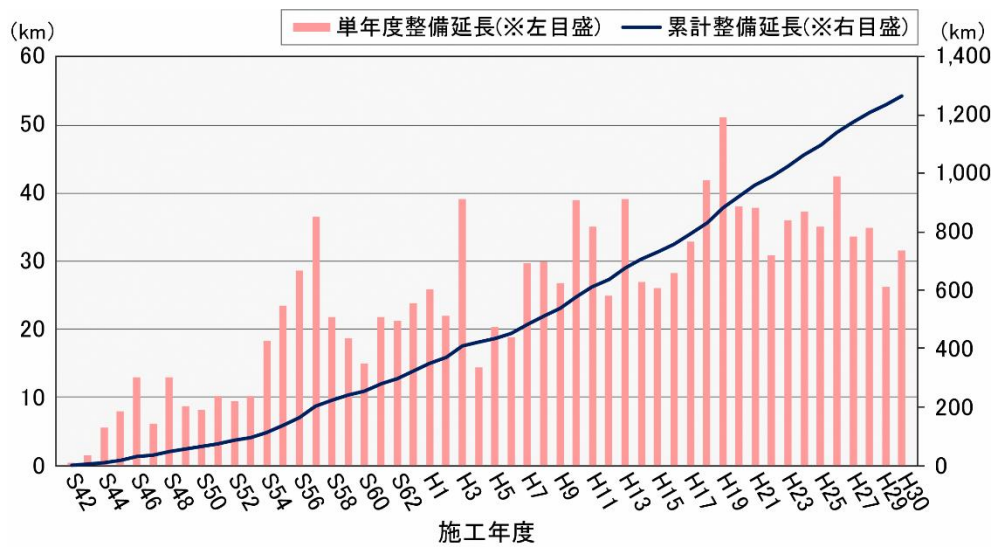
久留米市では、平成 29 年の九州北部豪雨、平成 30 年の西日本豪雨、令和元年～令和 3 年の内水氾濫など、毎年のように大雨にみまわれ浸水被害が発生している。

久留米市の下水道事業においては、これまで雨水管路、篠山排水ポンプ場、筒川雨水貯留施設、諏訪野地区雨水貯留施設、東櫛原地区雨水貯留施設が整備され、浸水の防除が図られてきた。しかしながら、近年、整備時の計画降雨を上回る大雨が発生していることから、浸水被害を軽減するため、ハード・ソフト両面において更なる取り組みが進められており、その効果発現が期待される場所である。

8. 管路概要

久留米市が管理する管路（汚水）は、令和 2 年度末で 1,325km となっている。

この 15 年間、年間整備延長は約 30 km となっており、着実に整備が進んでいる。その一方で、事業開始当初に布設された管路は、法定耐用年数の 50 年を迎えており、今後、法定耐用年数を超過した管路は年々増加していくことから、老朽化対策が課題となっている。



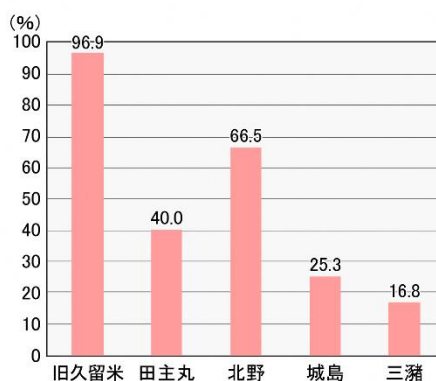
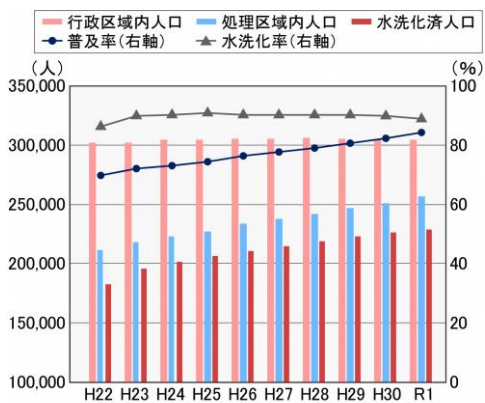
管路（汚水）整備の推移

(出典)久留米市上下水道事業経営戦略 2021-2030

9. 下水道整備人口及び普及状況の推移

「2. 久留米市の下水道事業」で述べたとおり、久留米市の公共下水道の整備人口は年々増加し、全市における人口普及率は、令和2年度末において85.7%となっている。その一方で、水洗化率は伸び悩んでいる状況である。

旧市町別の普及率は、早期に下水道整備が始まった久留米地区は97.4%と高いものの、その他の地区は北野地区が70.7%、田主丸地区が43.5%、城島地区が31.4%、三潴地区が22.1%に留まっている状況で、旧町地区の下水道普及が課題の一つである。



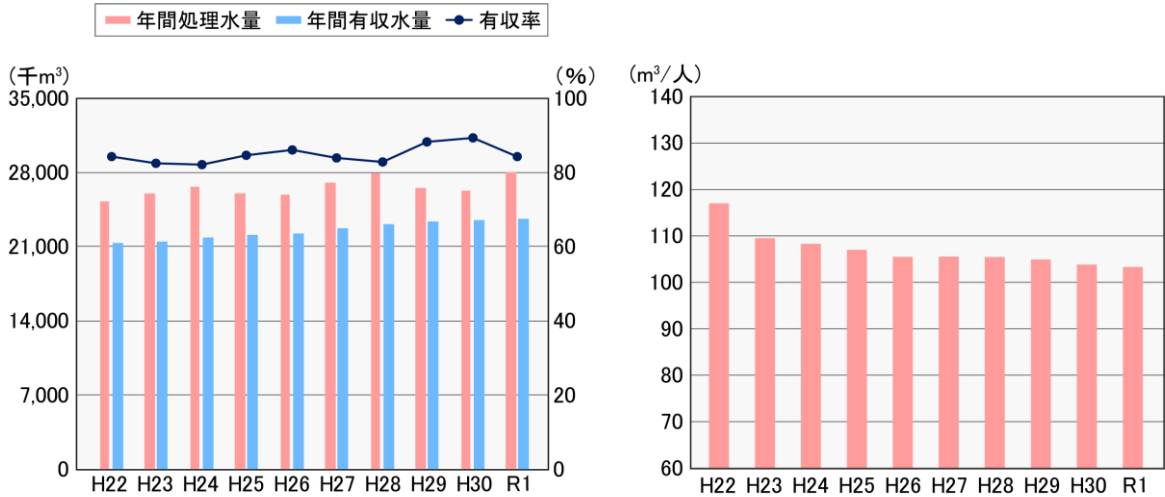
下水道整備人口の推移及び旧市町別普及率（令和元年末時点）

(出典)久留米市上下水道事業経営戦略 2021-2030

10. 処理水量、有収水量の推移

公共下水道の整備に伴い、処理水量及び有収水量は年々増加しており、有収率は80%か

ら 90%程度で推移している。一人当たりの有収水量は、節水機器の普及等に伴い年々減少し、近年は、100 m³/人から 110 m³/人程度で推移している。

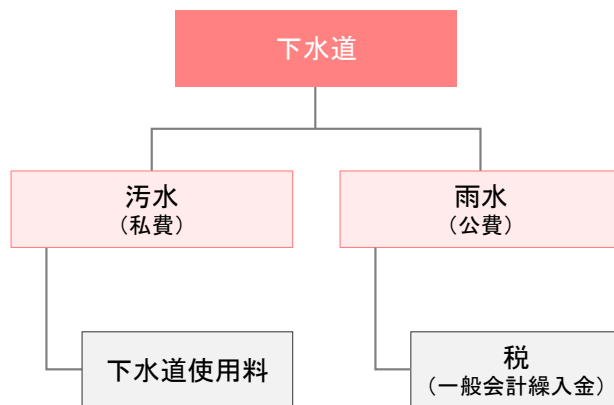


(出典)久留米市上下水道事業経営戦略 2021-2030

1 1. 下水道事業の財源内訳

下水道事業の財源については、「汚水私費、雨水公費の原則」があり、汚水処理に関わる経費は下水道使用料で、雨水排水に関わる経費は税で賄うことを意味している。

なお、汚水処理についても、公共用水域の水質保全の役割を担っており、公的便益の観点から、一定の公費負担（税負担）が認められている。



1 2. 公営企業会計の適用状況

下水道事業の経営については、公営企業会計の適用は任意であるが、経営環境が厳しさを増す中、「経営の見える化」による経営基盤の強化の必要性から、総務省から公営企業会計の適用が求められている。

久留米市の公共下水道事業については、平成 26 年度に公営企業会計へ移行済みである。

1 3. 下水道使用料体系

久留米市の下水道使用料体系は下表のとおりである。現行使用料は、平成 20 年度に改定を行ったもので、これ以降 13 年間改定が行われていない。

下水道使用料体系表（税抜き）

区分	基本使用料 (1 月につき)	従量使用料 (1 月につき)	
		一般汚水	10 m ³ まで 1,260 円
21～50 m ³	176 円/m ³		
51～100 m ³	196 円/m ³		
101～200 m ³	238 円/m ³		
201～300 m ³	270 円/m ³		
301～500 m ³	290 円/m ³		
501～1000 m ³	293 円/m ³		
1001 m ³ ～	296 円/m ³		
公衆浴場汚水	10 m ³ まで 1,260 円	11 m ³ ～	10 円/m ³

1 4. 下水道使用料収入の推移

使用料収入は、下水道整備に伴い年々増加し、令和 2 年度には 42 億円程度となっている。ただし、契約件数の増によるものであり一戸当たりの水量は減少傾向であるため、伸びは鈍化している。

	(単位 千円)				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
下水道収益	4,162,767	4,212,468	4,217,749	4,228,584	4,230,931

1 5. 下水道事業の財務

令和 2 年度下水道事業損益計算書における営業収益は、下水道収益 4,231 百万円、雨水処理負担金 297 百万円、その他営業収益 168 百万円、計 4,696 百万円である。

令和 2 年度に下水道事業が獲得した現金同等物を示す簡易キャッシュ・フローは、当年度純利益 843 百万円に減価償却費 3,696 百万円を加算し、長期前受金戻入 2,063 百万円を控除した 2,476 百万円である。

令和 3 年 3 月末の貸借対照表の資産の部の土地や構築物が計上されている固定資産は 120,259 百万円、現金預金 2,707 百万円を含む流動資産は 7,662 百万円である。負債の部は、固定・流動合算した企業債残高が 64,092 百万円、一時借入金 4,356 百万円、他会計借

入金 500 百万円、繰延収益 43,065 百万円などで負債合計 114,607 百万円に及ぶ。資本の部は資本金 9,426 百万円などで 13,313 百万円である。

令和 2 年度の決算書は以下のとおりである。

令和2年度 久留米市下水道事業損益計算書
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位 円)

1	営業収益			
(1)	下水道収益	4,230,931,419		
(2)	雨水処理負担金	297,096,544		
(3)	その他の営業収益	<u>168,282,314</u>	4,696,310,307	
2	営業費用			
(1)	管渠費	357,689,655		
(2)	ポンプ場費	127,161,343		
(3)	処理場費	978,186,492		
(4)	雨水施設費	90,976,900		
(5)	業務費	106,941,233		
(6)	総係費	126,488,882		
(7)	減価償却費	3,696,431,875		
(8)	資産減耗費	<u>58,450,211</u>	<u>5,542,326,591</u>	
	営業利益			△846,016,284
3	営業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	7,841		
(2)	他会計補助金	576,639,751		
(3)	長期前受金戻入	2,063,043,082		
(4)	雑収益	<u>3,091,943</u>	2,642,783,017	
4	営業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	827,206,658		
(2)	雑支出	<u>16,414,239</u>	<u>843,620,897</u>	<u>1,799,162,120</u>
	経常利益			953,145,836
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	8,937,210		
(2)	その他特別利益	<u>2,848,537</u>	11,785,747	
6	特別損失			
(1)	災害による損失	116,510,897		
(2)	過年度損益修正損	<u>4,529,306</u>	<u>121,040,203</u>	<u>△109,254,456</u>
	当年度純利益			843,891,380
	前年度繰越利益剰余金			<u>4,731,731</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>848,623,111</u></u>

(注) 決算額は消費税及び地方消費税は含まない。

令和2年度 久留米市下水道事業貸借対照表
(令和3年3月31日)

(単位 円)

資産の部

1 固定資産

(1)有形固定資産

イ土地		4,844,040,210	
ロ建物	6,161,102,394		
減価償却累計額	<u>△1,346,132,440</u>	4,814,969,954	
ハ構築物	118,139,114,239		
減価償却累計額	<u>△17,553,054,526</u>	100,586,059,713	
ニ機械及び装置	13,462,232,797		
減価償却累計額	<u>△5,083,577,177</u>	8,378,655,620	
ホ車両運搬具	78,716		
減価償却累計額	<u>0</u>	78,716	
ヘ工具、器具及び備品	43,421,351		
減価償却累計額	<u>△13,998,275</u>	29,423,076	
ト建設仮勘定		<u>1,606,268,855</u>	
有形固定資産合計		<u>120,259,496,144</u>	
固定資産合計			<u>120,259,496,144</u>

2 流動資産

(1)現金・預金		2,707,865,054	
(2)未収金		3,362,902,999	
貸倒引当金		<u>△ 18,278,655</u>	3,344,624,344
(3)前払金		<u>1,609,530,520</u>	
流動資産合計			<u>7,662,019,918</u>
資産合計			<u>127,921,516,062</u>

		負債の部		
3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ建設改良費等の財源に充てるための 企業債	56,318,609,927		
	ロその他の企業債	<u>3,980,131,007</u>		
	企業債合計		60,298,740,934	
(2)	引当金			
	イ退職給付引当金	<u>145,108,835</u>		
	引当金合計		<u>145,108,835</u>	
	固定負債合計			60,443,849,769
4	流動負債			
(1)	一時借入金		4,356,600,000	
(2)	企業債			
	イ建設改良費等の財源に充てるための 企業債	3,258,338,161		
	ロその他の企業債	<u>535,808,090</u>		
	企業債合計		3,794,146,251	
(3)	他会計借入金			
	イ建設改良費等の財源に充てるための 長期借入金	<u>500,000,000</u>		
	他会計借入金合計		500,000,000	
(4)	未払金		2,387,412,725	
(5)	引当金			
	イ賞与引当金	<u>32,749,692</u>		
	引当金合計		32,749,692	
(6)	その他流動負債		<u>27,738,959</u>	
	流動負債合計			11,098,647,627
5	繰延収益			
(1)	長期前受金	51,077,796,646		
	長期前受収益化累計額	<u>△ 10,537,402,296</u>	40,540,394,350	
(2)	建設仮勘定長期前受金		<u>2,525,035,560</u>	
	繰延収益合計			<u>43,065,429,910</u>
	負債合計			114,607,927,306
		資本の部		
6	資本金			9,426,343,978
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ受贈財産評価額	516,873,711		
	ロ国県市補助金	<u>1,856,747,956</u>		
	資本剰余金合計		2,373,621,667	
(2)	利益剰余金			
	イ減債積立金	665,000,000		
	ロ当年度未処分利益剰余金	<u>848,623,111</u>		
	利益剰余金合計		<u>1,513,623,111</u>	
	剰余金合計			<u>3,887,244,778</u>
	資本合計			<u>13,313,588,756</u>
	負債資本合計			<u>127,921,516,062</u>

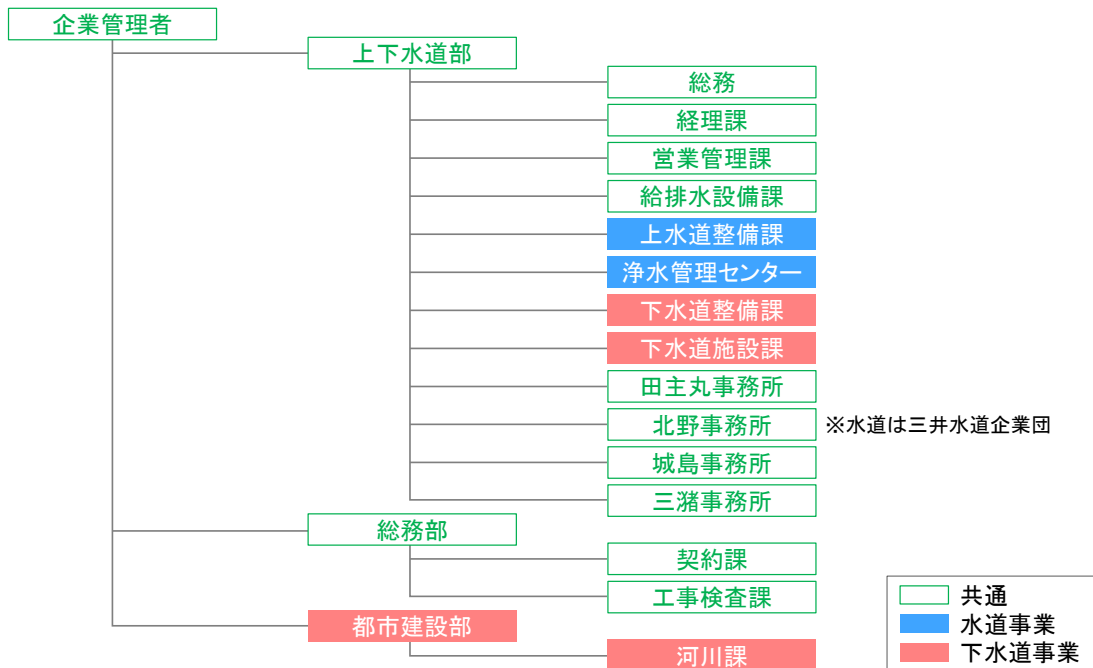
(注) 決算額は消費税及び地方消費税を含まない。

16. 組織

久留米市では、地方公営企業法に基づき企業管理者を設置し、企業管理者の補助組織である企業局において水道事業を実施していたが、更に、平成21年度に下水道事業を市長部局から移管したことにより、現在は企業局において水道事業及び下水道事業の運営を行っている。

都市建設部河川課においては、雨水事業に関する業務を行っている。

総務部契約課においては、競争入札などで工事業者を決定する工事請負に関すること、測量、設計、地質調査及び補償コンサルタントに係る委託の契約に関すること、契約事務の統轄などの業務を行っている。工事検査課においては、工事の検査、測量、設計、地質調査及び補償コンサルタントに係る委託の検査に関することなどを行っている。



17. 久留米市上下水道事業経営戦略 2021—2030

「経営戦略」とは、公営企業が将来的にわたりサービスの提供を安定的に継続することを目的とした中長期的な経営の基本計画で、経営の健全化と基盤強化を図り、安全・安心で持続可能な下水道事業を確立するために策定されるものである。

久留米市は「久留米市上下水道事業経営戦略 2021—2030」を令和3（2021）年3月に策定している。本戦略の位置づけは、国が示す新下水道ビジョン、久留米市の総合計画、令和2年度に久留米市が策定した下水道事業におけるストックマネジメント計画等を踏まえ、これらを総合的に実現するものであり、計画期間は令和3年度（2021年）から令和12年度（2030年）までの10年間と設定している。

（1）投資・財政計画

経営戦略の中で、久留米市の下水道事業の現状と将来の課題分析に基づき、本計画期間中（令和3年度から令和12年度）に取り組むべき事業に要する費用とその財源を推計した投資・財政計画が作成されている。

令和12年度までの事業費の見込みは894億円程度であり、うち、管路に係る費用として全体の6割程度、設備の計画的更新に係る費用として1割程度、雨水施設の整備に係る費用として2割程度を配分されている。

主な取組みと投資目標

- | | | |
|--------------------------------------------|---|---------------------------|
| ① 未普及地域への整備
中継ポンプ場の機能増設
浄化センターの機能増設等 | } | ⇒普及率 84.3%（R1）→94.6%（R12） |
| ② 雨水施設の整備等 | | |
| ⇒金丸・池町川、下弓削川流域浸水対策事業：R6年度完了 | | |
| ⇒筒川流域浸水対策事業：R12年度完了 | | |
| ③ スtockマネジメント計画に基づく計画的な更新 | | |
| ⇒第1期：機械・電気設備 53 設備、管路 2 km | | |
| 老朽化対策進捗率 0%（R2）→100%（R7） | | |
| ⇒第2期：機械・電気設備 61 設備、管路 2 km | | |
| 老朽化対策進捗率 0%（R2）→100%（R12） | | |
| ④ 浄化センター・ポンプ場の耐震化 | | |
| ⇒浄化センター全 78 箇所、ポンプ場 11 箇所 | | |
| 浄化センター・ポンプ場の耐震化率 62.9%（R1）→100%（R12） | | |

⑤ 管路の耐震化

⇒耐震化が必要な重要な管路 72 kmのうち特に重要な管路 16.2 km

耐震補強工事進捗率 57.8% (R1) →100% (R12)

⑥ 浄化センター等の耐水化

⇒耐水化計画の策定、耐水化計画に基づく事業の実施

⑦ 広域化・共同化

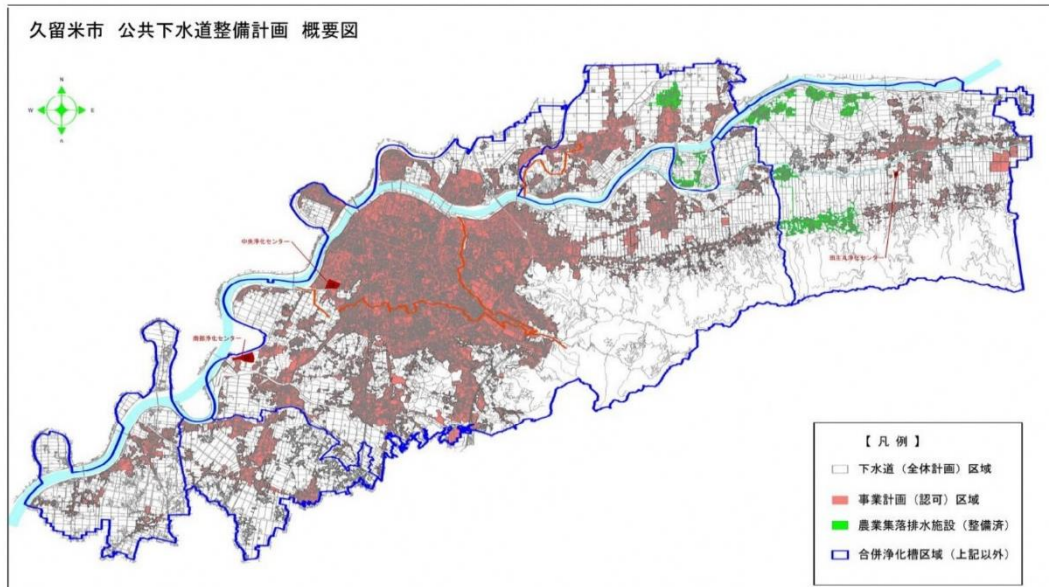
⇒農業集落排水施設等の公共下水道への統合の検討・実施

(2) 主な投資目標(建設改良費)

経営戦略における主な投資目標は以下のとおりである。なお、下水道法第4条の規定に基づき、令和8年度までの事業計画が定められている。

単位：百万円

事業内容	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	計
①-1 未普及地域への整備	6,908	6,439	6,661	6,390	6,737	6,770	2,363	2,567	2,567	2,278	49,680
①-2 ポンプ場の機能増設	81	114	0	48	38	0	0	0	0	0	281
①-3 浄化センターの機能増設等	135	146	316	3	18	19	15	611	913	297	2,473
②-1 雨水施設の整備	1,047	1,978	3,064	1,635	1,503	2,383	2,383	1,311	1,311	1,311	17,926
②-2 雨水ポンプ場の更新	0	18	27	64	166	357	184	248	115	230	1,409
③-1 スtockマネジメント(構造物・設備)	1,185	888	1,287	880	971	907	967	801	705	715	9,306
③-2 スtockマネジメント(管路)	15	114	114	133	173	162	114	133	173	162	1,293
④ 浄化センター・ポンプ場の耐震化	439	143	228	475	547	868	604	193	285	0	3,782
⑤ 管路の耐震化	94	189	221	333	333	305	333	143	143	97	2,191
⑥ 浄化センター等の耐水化	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70
⑦ 広域化・共同化	0	0	0	0	27	27	143	341	143	341	1,022
計	9,974	10,029	11,918	9,961	10,513	11,798	7,106	6,348	6,355	5,431	89,433



「久留米市公共下水道整備計画概要図（令和3年3月）」

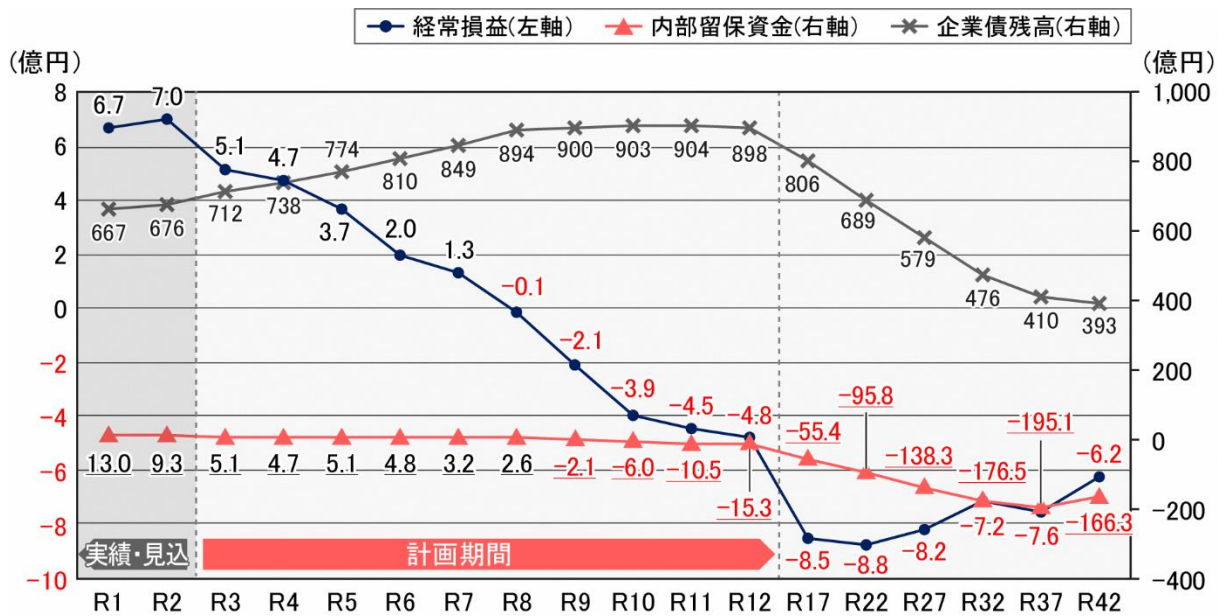
（3）投資・財政計画の推計結果

以下は、「久留米市上下水道事業経営戦略 2021-2030」の123ページに掲載されている投資・財政計画の推計結果の内容である。

（抜粋）

下水道整備が進むことによる下水道収益の増加は令和15年度まで続きますが、人口減少に伴う下水道収益の減少、老朽化資産の増大に伴う維持修繕費の増加、整備、更新、耐震化、浸水対策事業に伴う減価償却費の大幅な増加等により、経常損益が、令和8年度には赤字に転じ、収支ギャップが生じる見通しです。更に年を追うごとに赤字幅が大きくなり、令和12年度では4.8億円の赤字となる見通しとなりました。

また、建設投資の財源として借入を行う企業債の償還財源である内部留保資金については、計画期間前半における整備、更新、耐震化、浸水対策事業の実施による償還金の増大と、経常損益の悪化による積立金の枯渇などにより、令和9年度以降、経常的に不足が生じる見通しとなりました。



(4) 経営安定化に向けた検討

以下は、「久留米市上下水道事業経営戦略 2021-2030」の 124 ページに掲載されている経営安定化に向けた検討の内容である。

(抜粋)

令和 8 年度から収支ギャップが生じる見通しで、これ以降は使用料収入の更なる減少、減価償却費の増大等により、更に収支ギャップが大きくなることを見込まれるため、以下のことを再検討し、早期の収支ギャップの解消を目指します。

主な検討項目

- ① スtockマネジメントによる建設改良費の更なる平準化・低減
- ② 汚水処理手法の最適化の検討
- ③ 繰入金その他の財源の確保及び財源構成の適正化
- ④ 下水道使用料水準の見直し

第3章 監査結果総括

包括外部監査の方法に従い監査を実施した結果、久留米市全体に関わる事項、下水道事業等に関わる事項及び特に重要と思われる事項を以下に記載して、監査結果総括とする。

1. 監査結果の共通の意見

(1) 下水道事業の事業計画（投資計画、返済計画）、資金繰りの見直し（指摘1）

下水道事業会計が返済を要する債務残高は、企業債残高 640 億円、一時借入金 43 億円、他会計借入金 5 億円の合計 689 億円である。

この金額は営業収益（売上高）46 億円の 14 倍、簡易キャッシュ・フロー24 億円の 28 倍に相当する。すなわち、下水道事業は、営業収益の約 14 年分、1 年間に獲得する現金を示す簡易キャッシュ・フローの約 28 年分の債務残高が計上されており、非常に債務残高が多い状況である。

また、期中において一時的な資金不足に対応するため出納取扱金融機関からの当座貸越や、水道事業会計からの短期借入を実施している。下水道事業の債務残高の多さや資金繰りは注意を要する。このような状況の中、毎年 100 億円程度の設備投資を実施し、又は計画しているが、資金繰りが安定するまでは人命にかかわる浸水対策など必要最小限の設備投資にとどめ、その他の設備投資については取りやめるか延期することを検討する必要がある。

上記の状況を改善すべく、久留米市企業局では令和 3 年 3 月に「久留米市上下水道事業経営戦略 2021-2030」を策定・公表しているが、その 123 ページに記載の投資・財政計画の推計結果は、令和 8 年度に経常損益が赤字に転じ、その後、赤字幅は拡大し、令和 12 年度には 4.8 億円まで赤字が拡大する。この計画のとおり実施すれば、投資財源、起債の償還財源は令和 9 年度以降経常的に不足が生じる見通しである、と自ら表記し、事業体の資金の困窮度を示す経営戦略となっている。

（以下抜粋）

下水道整備が進むことによる下水道収益の増加は令和 15 年度まで続きますが、人口減少に伴う下水道収益の減少、老朽化資産の増大に伴う維持修繕費の増加、整備、更新、耐震化、浸水対策事業に伴う減価償却費の大幅な増加等により、経常損益が、令和 8 年度には赤字に転じ、収支ギャップが生じる見通しです。更に年を追うごとに赤字幅が大きくなり、令和 12 年度では 4.8 億円の赤字となる見通しとなりました。

また、建設投資の財源として借入を行う企業債の償還財源である内部留保資金については、計画期間前半における整備、更新、耐震化、浸水対策事業の実施による償還金の増大と、経常損益の悪化による積立金の枯渇などにより、令和 9 年度以降、経常的に不足が生じる見通しとなりました。

そして、収支ギャップの解消に向けた対応策として、次に掲げる主な検討項目が記載されている（久留米市上下水道事業経営戦略 2021-2030 124 ページ）。

- ① **ストックマネジメントによる建設改良費の更なる平準化・低減**
⇒ライフサイクルコストを考慮して構造物・設備の計画的・効率的な更新を実施する。
- ② **汚水処理手法の最適化の検討**
⇒公共下水道区域の再検証、合併処理浄化槽（個人設置型・市町村設置型）の整備手法について検討し生活排水処理基本構想の見直しを行う。
- ③ **繰入金その他の財源の確保及び財源構成の適正化**
⇒平成 28 年以降、15 億 6,700 万円の一定額となっている久留米市一般会計からの繰入金に関し、雨水処理に要する経費及び分流式下水道に要する経費の適切な繰入額について久留米市一般会計と継続して協議する。
- ④ **下水道使用料水準の見直し**
⇒設備投資計画による資金不足について、その解消に向け、業務の更なる効率化による費用縮減とあわせて、適正な使用料水準の検証を行い、改定の必要性や実施時期等について検討する。
(注：上記⇒下線部については、包括外部監査人の記載である)

という内容で、①及び②は収支の赤字や資金の枯渇を起こさないようにするため経営戦略策定時に検討すべき内容であり、③や④は一般会計や利用者の理解や対応が必要な内容であることから実現できるかどうかは不明であるにも関わらず検討項目に掲げられている。国の経営戦略策定に係るガイドラインでは、計画期間内で収支均衡していない場合でも、早期の収支ギャップの解消に向けた取り組みの方向性や検討体制・スケジュールを定め収支改善を図ることが必要であるとされている。「市民生活を支える重要なライフライン事業」として安定的かつ継続的にサービスを提供することが最大の使命と考えれば、まず、自らできること、すなわち①②を模索する必要がある。既に令和 8 年度までの事業計画を策定しているので、その間の事業の中止ということは難しい状況かもしれないが、下水道事業の資金繰り、返済余力がない状況であれば事業計画の抜本的見直しを検討すべきであろう。

下水道事業がこのように債務が過大で、資金繰りに窮しており、今後の事業資金についても余力が少ない状況であることが、久留米市上下水道事業経営戦略2021-2030の策定を通し明らかになっていることから、持続可能な健全経営のため、企業管理者は市民議会、利害関係者等へ説明し、理解を得て速やかに経営安定化に向けた検討を進めるべきである。また、今後の事業展開についても、これまで同様、市民や議会の意思を確認しながら、一般会計の財政部局をはじめとして全庁的に連携して決定を行うべきである。

(2) 汚水私費、雨水公費の原則の徹底 (意見1)

汚水については私費で負担し、雨水処理にかかる費用は公費で負担する「汚水私費、雨水公費の原則」がある。

一般会計から下水道事業へ毎年定額の15億6,700万円を繰り入れているが、第一義的には雨水処理費用に充当し、その残りを分流式下水道に要する経費に充てるという構造になっており、雨水処理に要する経費が増大すれば分流式下水道に要する経費への充当は減少することになる。この結果、大雨・洪水対策に係る経費の増加分は実質的に下水道事業が負担し、一般会計の負担は増加していない。このことは、下水道事業の財政状態を悪化させ、結果的に雨水対策ができないようなことになれば市民の生活と財産が雨水の危険にさらされることになるので、原則に従い、雨水対策費用については一般会計(公費)にて責任をもって対応すべきである。今後は、約15億6,700万円固定での支出ではなく、目的ごとに経費を積み上げ適切な繰入額を計算し、必要な雨水対策費用については一般会計(公費)で負担し、より大雨に強い街づくりに取り組む必要がある。

令和3年8月のような大雨時には、久留米市内の下水処理施設には通常時の5倍以上の下水が流入することもある。このような緊急時には処理場職員、委託業者の技術者等は1週間余りにわたり24時間体制で現場対応に当たっている。現在の技術職職員は比較的長期にわたり処理場に配属され、技術的水準は高く、ベテランの域に達しているが、この技術と経験を伝承する人材の育成やローテーション体制を築くほどの余裕人員は確保できていない。

日常の汚水処理業務については、委託業者により一定程度の業務と品質の確保は可能ではあるが、大雨・浸水時の緊急対応は市職員の経験と技術に基づく瞬時の判断が不可欠である。雨水公費の原則に従えば、大雨・洪水などの緊急対応に当たる職員は、一般会計の責任で育成・確保すべき職員と言える。すなわち、雨水対策に要する費用及び体制については、原則に従い、一般会計(公費)で責任をもって対応すべきである。

できるだけ早期に、雨水処理に要する経費及び分流式下水道に要する経費の適切な繰入額について久留米市一般会計と継続して協議する必要がある。

(3) 契約事務の検証 (意見2)

契約事務の監査で、指名競争入札、随意契約に関する指摘、意見が数多く検出された。その多くは、指名理由、随意契約理由の不備、すなわち合理的理由がなく、もしくは合理的理由の記載が無いままに競争入札の例外的取り扱いの指名競争入札や随意契約を行ったり、入札参加業者数、参加条件を絞ったり、公表された予定価格にて多数の入札参加者が入札したり、という指摘であった。契約事務において、地域業者の保護の視点は尊重すべきではあるが、一方で市内業者間の適正な競争による健全な経済社会の構築の視点も重要である。久留米市においては健全な経済社会を育成し、市の経済を発展させるために、市内業者間の健全な競争を促し、市内業者の競争力を高める入札制度やその他の契

約事務の検証を今一度行っていただきたい。

2. 監査結果総括表

下水道事業等の各種機能・業務の概要、監査結果は本文に記載しているため、以下要約を記載する。

総 括		
区 分	指摘事項	意見
総括	<p><u>1.下水道事業の事業計画(企業債等の返済計画、投資計画)、資金繰りの見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の下水道事業は資金繰りが厳しく、債務残高が多い状況にある。 ・久留米市企業局が令和3年3月に策定した経営戦略には、投資財源、起債の償還財源は令和9年度以降経常的に不足が生じる見通し、と自ら表記し、事業体の資金の困窮度を示している。 ・資金的目途が立たないようであれば、投資計画を中止し、資金に余裕ができてから投資活動を再開することも検討しなければならない。 ・利害関係者にこの状況を説明し、対応を協議し、今後の事業展開については利害関係者の考えを確認しながら行うべきである。 	
総括		<p><u>1.汚水私費、雨水公費の原則の徹底</u></p> <p>雨水対策に要する費用及び体制については、原則に従い、公費すなわち一般会計で責任をもって対応しなければならない。</p> <p>すなわち、大雨・洪水対策に係る増加した経費については一般会計で負担しなければならない。</p>
総括		<p><u>2.契約事務の検証</u></p> <p>起案書の作成や入札事務においては一般競争入札を原則とする地方自治法第234条第2項の趣旨に則った</p>

		事務を徹底し、指名競争入札理由、随意契約理由、予定価格の決定方法、入札参加者の数及び条件、その他契約関係事務を重点的に確認するなどして、契約事務の検証を行っていただきたい。
各論		
区分	指摘事項	意見
下水道条例	<u>2.除害施設の定義の誤り</u> 下水道法第 12 条の「除害施設」と照らし合わせると、久留米市下水道条例 2 条第 7 号の「除害施設」の定義は誤っている。	<u>3.下水の定義</u> 下水道法では、「下水」を排除等する下水道が公共下水道であるのに対して、久留米市下水道条例では、「汚水」を排除等する下水道が公共下水道であって、定義が異なっている。この結果、雨水についての「公共下水道」に関する規定が漏れてしまっている。
下水道条例	<u>3.特定事業場の定義の相違</u> 下水道法第 12 条の 2 第 1 項の「特定事業場」の定義に照らし合わせると、久留米市下水道条例のそれは異なっている。	<u>4.市外居住者の代理人義務</u> 市外居住者に対して、代理人の選定を義務付けて、本来自身で対応すべきである権利が制限されている。
下水道条例		<u>5.下水道法と条例の相違</u> 下水道法第 12 条第 1 項では、一定の公共下水道の使用者に対して、政令で定める基準に従い、条例で、除害施設の設置等を義務付けることができる旨記載しているが、久留米市下水道条例では、政令の定める基準と異なる記載となっている箇所がある。
下水道条例		<u>6.除害施設の設置等義務</u> 久留米市下水道条例第 7 条の 4 の除害施設の設置等義務の規定は、本来除害施設を設けることを求められることによって基準に適合しない下水の排除を抑止するために存在するにもかかわらずその効果を減退させるものとなっているので、有効性の観点から問題がある。

下水道条例		<p><u>7. 軽微な変更の届出省略</u> 久留米市下水道条例第 9 条で確認を受けた事項を変更するときにも、予め管理者の確認を得なければならないが、軽微な変更について届出の省略を認めても良いのではなかろうか。</p>
下水道条例		<p><u>8. 口座振替等の規定の整備</u> 久留米市下水道条例第 23 条では、「公共下水道の使用料は、納入通知書で徴収する」と規定しているが、口座振替等の場合も考慮した規定にすることが適切である。</p>
下水道条例		<p><u>9. 変更事項への許可制度</u> 久留米市下水道条例第 36 条には許可を受けた事項について変更した場合に、改めて許可を受けるべき旨の記載がない。「許可を受けた事項の変更をしようとするときも、また同様とする」との規定を設ける必要がある。</p>
下水道条例		<p><u>10. 生活保護者への助成</u> 久留米市下水道条例施行規程第 23 条では、生活保護受給者が水洗便所への改造費用の助成を受けた場合に、助成の措置を取消し又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる場合を規定しているが、生活保護者への過度の強制になっている規定がある。</p>
下水道条例		<p><u>11. 軽微な変更の免除規定</u> 久留米市下水道条例には、下水道法第 24 条第 1 項によって認められる「軽微な変更」について改めて許可をとることを免除する内容の、定めが存在しない。</p>
下水道条例		<p><u>12. 督促、督促手数料、延滞金規定</u> 公共下水道の使用料を納期限までに納付しない者に対する督促の規定</p>

		がない。督促手数料や延滞金の規定がない。その結果、督促手数料や延滞金を滞納者に対して請求することができない。納期限までに使用料を支払った使用者との間に公平性がない。また、督促手数料や延滞金の定めが存在した方が、回収可能性が高まる。
久留米市下水道事業会計決算状況分析		<p><u>13.一般会計以外の債務残高の開示</u></p> <p>久留米市には、一般会計の債務残高 1,413 億円のほか、水道事業 86 億円、下水道事業 640 億円など公営企業会計や特別会計などにも債務残高が多額にあることはあまり知られていない。</p> <p>一般会計以外も含め久留米市全体で負担する債務残高を情報開示の 1 つに加えていただきたい。</p>
久留米市下水道事業会計決算状況分析		<p><u>14.下水道事業は借入過多</u></p> <p>下水道事業の債務残高は、収入の 13.65 倍と一般会計の 0.83 倍、水道事業の 2.00 倍に比し突出して多額である。下水道事業の 640 億円という債務残高は、一般会計の起債残高の 1,413 億円の 45%超の残高であり、収入規模から考えても借入過多である。</p>
久留米市下水道事業会計決算状況分析		<p><u>15.企業債償還年数は 25.9 年と長期</u></p> <p>営業収益の規模については、下水道事業 46 億円、水道事業 43 億円と同規模であるにもかかわらず、下水道事業の企業債残高は 640 億円と水道事業の 86 億円の 7.4 倍で非常に多額になっている。企業債要償還年数についても、下水道事業が 25.9 年、水道事業が 4.7 年となっており、圧倒的に下水道事業の債務負担が大きいことを示している。</p>

久留米市下水道事業会計決算状況分析		<p><u>16.料金体系は長年変更されていない</u> 上下水道の料金体系は平成 20 年 4 月 1 日以来改定がなされていないが、下水道事業は資金的にタイトな状況が予想されるため、早急な料金体系の改定が求められる。</p>
久留米市下水道事業会計決算状況分析		<p><u>17.下水道の設備負担に配慮した料金体系が望まれる</u> 上下水道の料金体系は、ほぼ同額の料金体系ではあるが、布設する管渠の大きさ、エリアの違い等で発生する経費、設備投資額、企業債残高などが水道事業と下水道事業では格段の差異があることは上記のとおりであるから、料金体系を改める際には、水道事業、下水道事業の設備投資額等を反映した料金体系にすることが望まれる。</p>
久留米市上下水道事業経営戦略		<p><u>18.令和 9 年には返済不能</u> 企業局の計画では令和 9 年（2027 年）には内部留保資金が底をつき返済不能となると予測される。 早急な計画の見直しが必要と考えられる。</p>
久留米市上下水道事業経営戦略		<p><u>19.令和 10 年には 1 年間で 429 百万円の資金不足</u> 企業債の返済期間が 30 年であるから、令和 10 年（2028 年）には、12,890 百万円の返済原資不足となると試算できる。1 年間の返済額では平均で 429 百万円の資金不足となるであろう。</p>
久留米市上下水道事業経営戦略		<p><u>20.資金不足解消の方法</u> 当該資金不足を解消するには、①建設改良費の削減、②下水道収益の増加、③他会計補助金の増加、④企業債償還金の減額などが考えられる。</p>
下水道事業会計決算書監査（地方公営企業会計	<p><u>4.減損会計注記が事実と相違</u> 減損会計の注記の「将来の使用が見込まれていない遊休資</p>	<p><u>21.賞与引当金及び貸倒引当金の計上方法の会計規程への記載</u> 久留米市企業局会計規程第 7 章の</p>

基準の適用状況)	産のうち、帳簿価額が1,000万円以上のものについては、個々の資産毎にグルーピングする。」との記載が事実と相違する。	2引当金に退職給付引当金の計上方法が記載されているが賞与引当金や貸倒引当金について記載されていない。
下水道事業会計決算書監査（収入）		<u>22.未収収益の計上</u> 損益計算書の下水道収益の一部が、会計期間と対応していない。すなわち、現在は検針に合わせ収益を計上しているが、4月から3月の役務提供に合わせた収益認識をすることが原則である。
下水道事業会計決算書監査（滞留債権の法的措置）	<u>5.受託業者との連携</u> 滞納者の中に、毎月の下水道調定水量が多量であり、1回の調定額が高額になっている者がいるが、その改善について受託業者による対応が十分になされておらず、滞納額が高額になっている。企業局と受託業者とで連携して、改善策を検討すべきである。 平成30年度の水道事業の包括外部監査にて同様の指摘を行ったが改善されていない。	<u>23.延滞金・手数料条例の制定検討：下水道収益、その他の営業収益</u> 強制徴収は、債務者に財産がない場合は功を奏しない。他方で、延滞金・手数料の追加徴収は、新たな滞納の抑止や滞納状態解消の動機付けにも繋がるし、強制徴収よりも簡便であるから、本来であれば延滞金・手数料の制度により債権回収を図りたいところである。 久留米市においては、下水道使用料債権及び受益者負担金、分担金債権について、延滞金・手数料を徴収する根拠条例がないため、今後は条例で定めることの要否について検討すべきと考える。
下水道事業会計決算書監査（滞留債権の法的措置）	<u>6.強制徴収の検討</u> 滞納額が高額で、滞納期間も長期にわたる者については、強制徴収による債権回収も検討すべき。	<u>24.下水道使用料の協議合意書：下水道収益、その他の営業収益</u> 民法改正により、令和2年4月1日以降に時効が完成する債権については、同日以降に、滞納者との間で、下水道使用料債権について協議を行う旨の合意書（電磁的記録でも可）を作成することで、時効完成を1年間（再度の合意により最長5年まで猶予できる）伸ばせることになった（民法151条）。 今後は、この協議の合意書を活用

		するなどして、不納欠損を減らすようにすべきである。
下水道事業会計 決算書監査（滞 留債権の法的措 置）	<u>7.誓約管理の徹底</u> 滞納回数が多く、新たな滞納額についての誓約書の取り直しができていない者もいる。また、誓約書どおりの支払ができていない者もいる。企業局は、債権管理について受託業者に説明を求め、債権管理の徹底に努めるべきである。	
下水道事業会計 決算書監査（雨 水処理負担金）		<u>25.雨水処理経費の一般会計負担</u> 雨水処理にかかる費用は本来公費（久留米市一般会計）で負担すべきであり、雨水処理にかかる費用に対応させて雨水処理負担金を決定すべきである。一般会計から雨水処理経費と本来の下水道事業繰入金をあわせて平成28年度から定額の1,567百万円の繰入はあるものの、雨水処理経費が増大すればそれだけ下水道事業への繰入金は減少することになる。久留米市は毎年のように発生する大雨による浸水被害をうけ雨水処理に係る費用は大幅に上昇することが見込まれることから、本来の下水道事業に回されるべき一般会計繰入額と雨水処理経費は別に算定し、それぞれ繰入をするようにしなければならない。
下水道事業会計 決算書監査（営 業費用等）	<u>8. 特命随意契約の不合理性</u> 特命随意契約をする場合には随意契約とする理由を開示することになっているが理由が不十分な契約があった。 すなわち、 ・中央公園親水護岸清掃業務 ・中央浄化センター、西側公園及び南広場植栽業務 については、業務委託契約を随	<u>26. 契約締結伺いの押印者</u> 契約締結伺いに起案部門の上長の承認印が押されていない。責任の所在が不明確となるため起案部門の上長の承認印を押すべきである。

	<p>意契約とする理由として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「不動産の買入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工、又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないとするとき」に該当するとして、その理由を記載しているが十分に合理的なものではなかった。</p>	
<p>下水道事業会計 決算書監査（営業費用等）</p>		<p><u>27.特別損失—水害被害</u> 令和 2 年度の特別損失 116 百万円は田主丸浄化センター施設増設事業の途中で OD 槽が水害の損害を受けた工事目的物に係る構築費用についての特別損失である。今後、何らかのリスク分散の方策を検討すべきである。</p>
<p>下水道事業会計 決算書監査（固定資産）</p>	<p><u>9.固定資産用途廃止・除却</u> 固定資産の用途廃止及び除却の会計処理が行われていない固定資産が 2 件（約 20 百万円）存在した。</p>	<p><u>28.公営企業法適用前の固定資産簿価</u> 地方公営企業法を適用した平成 26 年度以前から存在する固定資産の取得価額は、その当時の帳簿価格で計上されている旨の情報開示がなされていない。</p>
<p>下水道事業会計 決算書監査（固定資産）</p>		<p><u>29.減損の兆候の判断資料</u> 減損の兆候の有無の判定につき、「過去 2 期継続して赤字、又は継続して赤字となる見込みであること。」については検討しているが、その他 3 つの判定について、詳細な検討を行った記録が残っていなかった。</p>
<p>下水道事業会計 決算書監査（固定負債・流動負債）</p>		<p><u>30.入力方法の改善</u> 期末決算資料の作成の効率化、正確性の向上のため、経理課の資料作成にあたり、目視で手入力するという過程を減少させることが望ましい。</p>
<p>契約事務監査 （競争入札）</p>		<p><u>31.入札参加資格の設定</u> 入札参加者名簿に第一希望の工事</p>

		<p>を記載させ、事業者は、第一希望の工事の入札にしか参加ができない。市の有資格者名簿には、希望業種として第三位まで登録することが可能であることから、参加資格を第一希望に限定せず、さらに拡大することにより応札意欲のある業者の応札が期待される。よって、応札状況を踏まえながら、より競争性を高める必要があると判断される場合には、対象を拡大するなど検討することが望ましい。</p>
<p>契約事務監査 (競争入札)</p>		<p>32.低入札価格調査制度の入札状況 総合評価落札方式（低入札調査基準価格を設定）で実施した一般競争入札のうち、土木一式工事、Cランクの工事の入札は、57件中8件存在する。8件全てについて、低入札調査基準価格と同額で落札された。8件の案件に対して、37者が応札しているが、その内36者は、低入札調査基準価格での応札であった。ルール範囲内でより安価な基準価格の算定を工夫されたい。</p>
<p>契約事務監査 (競争入札)</p>		<p>33.B、Cランクの入札状況 土木一式工事のBランクの工事は、Cランクの工事を予定価格に対する落札価格の割合で比較すると、Bランクの33件は、94.99%から99.07%の価格で落札されている。それに対して、Cランクの8件では、88.56%から89.07%の価格で落札されている。 1件の入札に対して入札者数の平均値は、Bランクでは、1.79者となっているのに対し、Cランクでは、4.75者と比較的高い入札者数となっている。</p>

		<p>このように、入札率、入札参加者数においてBランク工事よりCランク工事の方が競争的であるので、Bランク工事においても多くの者が入札に参加できるように仕様、時期等を工夫し、より競争原理の働いた入札を実行されたい。</p>
<p>契約事務監査 (工事請負契約・単価契約)</p>	<p><u>10.市内業者優先制度—指名競争入札理由が不明</u> 担当課からのヒアリングによれば、指名競争入札を選択した理由として、市内業者を優先することが前提にあったようだが、本件契約の業種で、ランクC、Dの市内業者は66者あるとのことであるから、条件付一般競争入札でも、上記の目的は達成できると考えられる。 特に、取付管の新設工事という業務の性質上、同地区内の業者による緊急対応を要するものでもないと考えられるため、業務箇所には本社がある業者を要件とした合理的な理由も明らかでなく、指名競争入札の理由としては不十分である。</p>	<p><u>34.予定価格公表時期の検討</u> 予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格を事前に公表すれば競争性が害される恐れがあるし、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、予定価格の公表については、「事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。」とあることも考慮すると、原則事前公表、とするのではなく、契約ごとに、事前公表を行った場合の問題点などを十分検討すべきである。</p>
<p>契約事務監査 (工事請負契約・単価契約)</p>	<p><u>11.指名の運用基準の公表</u> 久留米市における指名業者の選定は、選定委員会に諮り、久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領に定める運用基準に留意して決定されているようであるが、当該事務要領は公表されていない。 自治体契約においては、公平性、公正性、透明性が確保されなければならないことを考慮すると、当該運用基準は公表すべきである。</p>	
<p>契約事務監査</p>	<p><u>12.指名競争理由が不明確</u></p>	

<p>(工事請負契約・単価契約)</p>	<p>指名競争入札の理由が関係資料上明らかでなく、地方自治法施行令第 167 条のいずれに該当するのかが不明であるため、実施伺に指名競争入札選択の理由・根拠規定を記載すべきである。</p> <p>地方自治法は、機会均等、公正性、経済性の原則から、自治体の契約については、一般競争入札を原則とし、指名競争入札は政令で定める要件を満たす場合のみ例外的に認められる(地方自治法第 234 条第 2 項)。</p> <p>したがって、随意契約と同様、指名競争入札の場合も、地方自治法施行令第 167 条の要件を満たすか否かを十分検討しなければならず、指名競争入札を選択した根拠を、実施伺を起案する段階で具体的に明らかにすべきである。</p>	
<p>契約事務監査 (委託契約・管理業務委託)</p>		<p>35.随意契約理由の妥当性</p> <p>随意契約の理由については、当該業務の性質だけでなく、なぜその相手でなければ当該業務ができないのか、契約の相手方の調査経緯も明確にすべきである。</p> <p>もともと、次年度以降は、単独随意契約よりも機会均等・競争性が確保されている公募型プロポーザル方式を採用しているため、契約方法において改善がみられる。</p>
<p>契約事務監査 (委託契約・設計業務委託)</p>	<p>13.指名の運用基準の公表</p> <p>自治体契約においては、公平性、公正性、透明性が確保されなければならないことを考慮すると、指名業者選定に当たって考慮されている久留米市指名競争入札及び随意契約事務</p>	<p>36.予定価格公表時期の検討</p> <p>予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格を事前に公表すると、競争性が害される恐れもあり、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、予定価格の公表につ</p>

	<p>要領に記載の「指名の運用基準」は公表すべきである。</p>	<p>いては、「事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。」とされていることも考慮すると、契約課所管の建設工事・設計等の業務委託であれば一律に事前公表とするのではなく、契約ごとに、事前公表を行った場合の問題点などを十分検討すべきと考える。</p>
<p>契約事務監査 (委託契約・設計業務委託)</p>	<p><u>14.指名競争入札理由が不明確</u> 指名競争入札の理由が関係資料上明らかでなく、地方自治法施行令第167条のいずれに該当するのかが不明であるため、実施伺に指名競争入札選択の理由・根拠規定を記載すべきである。 地方自治法は、機会均等、公正性、経済性の原則から、自治体の契約について、一般競争入札を原則とし、指名競争入札は政令で定める要件を満たす場合のみ例外的に認めている。 したがって、指名競争入札の場合も、地方自治法施行令第167条の要件を満たすか否かを十分検討しなければならず、指名競争入札を選択した根拠を、実施伺を起案する段階で具体的に明らかにすべきである。</p>	
<p>契約事務監査 (ストックマネジメント計画にかかる技術的援助に関する協定)</p>		<p><u>37.再委託契約書の保管</u> 随意契約の理由・業者選定過程は明確であり、問題はないと考える。 もっとも、日本下水道事業団は、株式会社NJSに業務を委託しているところ、その際の業務委託契約書が関連資料に含まれておらず、担当課でも、契約内容(委託業務内容)・契約</p>

		<p>日・契約金額・契約の相手方・履行期限は確認しているものの、契約条項は確認していないとのことであった。</p> <p>本協定では、日本下水道事業団が、業務に関し建設コンサルタントと業務委託契約を締結するときは、損害賠償条項を定めなければならないとされている（協定第7条2項）等、企業局でその契約内容が協定の趣旨に反しないかを確認する必要がある。したがって、再委託先との契約条項も企業局で把握し、契約書を関連資料にて保管すべきである。</p>
<p>契約事務監査 （委託契約・単価契約）</p>	<p>15.指名の運用基準の公表 自治体契約においては、公平性、公正性、透明性が確保されなければならないことを考慮すると、指名業者選定に当たって考慮されている久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領に記載の「指名の運用基準」は公表すべきである。</p>	
<p>契約事務監査 （委託契約・単価契約）</p>	<p>16.指名競争入札理由が不明確 指名競争入札の理由が関係資料上明らかでなく、地方自治法施行令第167条のいずれに該当するのかが不明であるため、実施伺に指名競争入札選択の理由・根拠規定を記載すべきである。 地方自治法は、機会均等、公正性、経済性の原則から、自治体の契約について、一般競争入札を原則とし、指名競争入札は政令で定める要件を満たす場合のみ例外的に認めている。 したがって、指名競争入札の場合も、地方自治法施行令第167条の要件を満たすか否かを</p>	

	<p>十分検討しなければならず、指名競争入札を選択した根拠を、実施伺を起案する段階で具体的に明らかにすべきである。</p>	
<p>契約事務監査 (下水道管路施設維持管理業務委託・単価契約)</p>	<p><u>17.随意契約理由が不十分</u> 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの) を理由とする場合、当該業務の性質と必要な条件だけでなく、久留米環境維持管理業協同組合が、その必要な条件を満たしていること、必要な条件を満たす者が同組合以外にいないことを、具体的な情報・関係資料と共に、随意契約の理由の中で明示すべきである。</p>	
<p>契約事務監査 (賃貸借契約)</p>	<p><u>18.リース業者選定理由が不十分</u> 本件契約は、リース契約の 3 者契約であり、賃料の支払先はリース業者であるから、リース業者の選定理由も、合わせて記載すべき。</p>	<p><u>38.随意契約理由が不十分</u> 本件契約の目的物が、いずれも、平成 29 年 10 月の開発業務委託契約に基づき開発されたシステムソフト「AQUASTAFF」と密接に関連しており、同社製の機器・基盤・保守業務により、一元的な管理が可能となり、トラブルの際にも、迅速かつ的確な対応が可能となることを理由とした、随意契約及び業者選定過程には問題はないと考える。 もともと、上記のとおり、本件契約は平成 29 年の開発業務委託契約が前提となっているところ、本件契約にかかる資料として同業務委託契約書が添付されておらず、実施伺に記載の理由では関連性がわかりにくく、明確でない。 したがって、随意契約・業者選定の理由の根拠として、平成 29 年度の開発業務委託契約書を資料として添付するか、当該契約との関連性をより明確にすべきと考える。</p>

農業集落排水事業		<p><u>39.延滞金の徴収</u></p> <p>使用料及び受益者分担金については、条例の定めにより使用料は延滞金を徴収する旨の定めがあるにもかかわらず、延滞金の計算や徴収を行っていない。</p>
農業集落排水事業		<p><u>40.督促料について</u></p> <p>農業集落排水事業の使用料延滞の督促業務は、督促料徴収の定めがないため、督促料は徴収できていない。</p> <p>督促料徴収について条例に定めることの可否について検討をすることが望ましい。</p>
農業集落排水事業		<p><u>41.システムについて</u></p> <p>農業集落排水事業にかかる使用料及び分担金の管理において、田主丸事務所及び北野事務所で使用するシステムは同一のシステムであるが、バージョン及び仕様が異なるため、取り扱い方やマニュアルの内容は統一できていない。</p>
特定地域生活排水処理事業		<p><u>42.延滞金の徴収</u></p> <p>施設使用料及び施設費分担金について、延滞金の徴収に関する条例が定められておらず、滞納者と滞納していない者との間で公平性が保持できていない。久留米市全体で延滞金の取り扱いについて統一的指針を出すべきである。</p>
特定地域生活排水処理事業		<p><u>43.浄化槽台帳のシステム管理運用</u></p> <p>浄化槽台帳の管理運用は、書面とシステムで登録管理しているが、システムにて一元管理する方法へ変更することが望ましい。</p>
特定地域生活排水処理事業		<p><u>44.指定検査機関の浄化槽台帳との整合性</u></p> <p>委託先の一般財団法人福岡県浄化槽協会で管理している浄化槽台帳を閲覧できる仕組みがないため、久留米市企業局で管理している浄化槽台</p>

		帳の登録情報と整合性を確認できない。
し尿処理事業	<p><u>19.固定資産の除却</u> 敷地内に昭和 30 年代、40 年代に建設され現在では使われなくなった構造物が存在する。倒壊等の危険もあるため、予算措置を行い解体・除却、用途廃止の手続きを行わなければならないと考える。</p>	<p><u>45.久留米市清掃津福工場、耳納衛生センター、両筑苑の合併</u> 清掃津福工場の年間処理能力は十分にあるので、両組合の施設の建替え等の際に、両地区の施設の処理の統合を検討する必要性は高い。</p>
し尿処理事業	<p><u>20.固定資産の除却</u> 公有財産台帳には掲載されていない、使用していない建築物で老朽化しているものであることから、予算を計上し早急に撤去等を行い場内の整備を行うべきである。</p>	

第4章 各論

1. 久留米市下水道条例

(1) 概要

業務概要

本章では、久留米市の下水道条例について審査を行う。下水道関連業務は、下水道条例に基づいて執行されるため、条例の審査は非常に重要である。久留米市の下水道条例については、久留米市下水道条例の他に一般的に下水道条例に規定する事項について久留米市指定下水道工事店規程及び久留米市下水道条例施行規程に規定されている部分があるので、これらについても合わせて審査の対象とした。下水道条例の審査にあたって平成27年10月21日に改正された標準下水道条例を参照した。

(2) 実施した監査手続

- ① 久留米市において制定された下水道条例に係る規程を洗い出した。下水道条例に係る規程としては、久留米市下水道条例、久留米市指定下水道工事店規程及び久留米市下水道条例施行規程を対象とした。
- ② 上記規程の全ての条項を標準下水道条例と比較した。
- ③ 標準下水道条例と齟齬のある条項について、久留米市独自の事情の有無やその影響の有無・程度を検討した。

(3) 結果

(指摘2) 除害施設の定義の誤り

「除害施設」の定義が誤っている。

下水道法第12条では、「除害施設」について、「著しく公共下水道等の施設の機能を妨げ、又は公共下水道等の施設を損傷するおそれのある下水による障害を除去するために必要な施設」と定義づけられている。

これに対して、久留米市下水道条例第2条第7号では、「除害施設」は、「公共下水道の施設の機能を妨げ、若しくはその施設を損傷するおそれのある汚水又は多量の有害物質を含む汚水（水洗便所から排除される汚水を除く。）による障害を除去するために必要な施設」と定義づけている。

機能妨害・損傷のおそれについては、「著しい」ものに対してのみ除害施設の設置が義務付けられるのであって、わずかな機能妨害・損傷のおそれがあったとしても除害施設の設置は義務付けられないので、久留米市下水道条例の規定は誤っている。

また、「多量の有害物質を含む汚水（水洗便所から排除される汚水を除く。）による障害」を除去するために必要な施設ではない。

この点について、担当者からは、「著しく」については、基準が曖昧になってしま

うのでこれを避けるために省略したと思われるとの意見が提出された。しかし、具体的な基準については、政令で定められており、曖昧にはなっていない。下水道法に規定された用語について、異なる定義をする理由とはならない。

除害施設の定義は、下水道法による定義と一致させるなどの対応が望まれる。

(指摘3) 特定事業場の定義の相違

「特定事業場」の定義が、下水道法と異なっている。

下水道法第12条の2第1項では、「特定事業場」を「特定施設を設置する工場又は事業場」と定義づけており、「特定施設」は、同法第11条の2第2項で、「継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設」と定義づけられているので、結局、「特定事業場」とは、継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設を設置する工場又は事業場」のことである。

これに対して、久留米市下水道条例では、第2条第8号において「水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場」と定義づけており、「ダイオキシン類対策特別措置法に規程する水質基準対象施設を設置する工場又は事業場」を「特定事業場」から除外している。

久留米市下水道条例では、「特定事業場」から排出できる汚水を制限しているが、上述のとおり、「特定事業場」から「ダイオキシン類対策特別措置法に規程する水質基準対象施設を設置する工場又は事業場」を除外していることから、当該施設から下水を排除する場合には、制限がない状態となってしまう。

本来制限すべきものであるのに、これについて条例での規定が漏れた結果、規制できない状態となっている。

「特定事業場」の定義を下水道法と一致させるなど対応を検討されたい。

(意見3) 下水の定義

下水道法第2条第3号では、「公共下水道」を「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道（以下は論点に関係ないので省略する）」などと定義している。これに対して、久留米市下水道条例第2条第4号では、「公共下水道」は、「主として市街地における汚水を排除し、又は処理するために市が管理する下水道（以下は論点に関係ないので省略する）」などと定義している。

つまり、下水道法では、「下水」を排除等する下水道が公共下水道であるのに対して、久留米市下水道条例では、「汚水」を排除等する下水道が公共下水道であっ

て、定義が異なっている。

汚水とは、生活等に起因等する廃水であり（下水道法第2条第1号）、下水とは、汚水と雨水である（同2号）。

つまり、下水道法では、雨水を排除等する下水道は、公共下水道になりうるが、久留米市下水道条例では、雨水を排除する下水道は、公共下水道になることはない。

したがって、久留米市では、雨水を排除する下水道には、公共下水道の規程が適用されない。

「公共下水道」を下水道法とは異なる定義づけをしたことで、雨水についての「公共下水道」に関する規程が漏れてしまっている。

（意見4）市外居住者の代理人義務

市外居住者に対して、代理人の選定を義務付けて、本来自身で対応すべきである権利が制限されている。

久留米市下水道条例第3条では、「義務者又は使用者は、市内に居住しない場合その他管理者が必要と認めるときは、この条例に関する一切の事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を選定し、管理者に届け出なければならない」と規定している。

この届出を怠った者は、同条例第39条第1号によって5万円以下の過料が課される。この罰則によって届出義務は、強制されている。

本来、権利を行使し、義務を履行することは、その本人自身によってなされるべきであり、代理人の選定を義務付けるものではない。

不適切な行為により公衆衛生上悪影響を与えている状況等の早期改善を図る目的等のため規定しているものと考えられるが、全ての権利を自身で行使し、全ての義務を自身で履行したい者や、適切な代理人を市内に見つけることができない者にとっては、この制限は過大な制限にも受け止められるので、罰則規定を削除し、「届け出なければならない」を「届け出ることができる」として、義務を削除するなどの対応が望まれる。

（意見5）下水道法と条例の相違

下水道法第12条第1項では、一定の公共下水道の使用者に対して、政令で定める基準に従い、条例で、除害施設の設置等を義務付けることができる旨記載している。これに従い、久留米市下水道条例第7条の3第1項では、政令の定める基準に従って除害施設の設置等を義務付けている。しかし、政令の定めに従えば、ノルマルヘキサン抽出物質含有量は、鉱油類含有量については、1リットルにつき5ミリグラム以下とすべきところを5ミリグラム未満と規定している。また、動植物油脂類含有量についても同様に1リットルにつき30ミリグラム以下とすべきところを

30 ミリグラム未満としている。

(意見6) 除害施設の設置等義務

下水道法第12条の11第1項では、一定の水質基準に適合しない下水を排除して公共下水道を使用する者に対して、条例で除害施設の設置等を義務付けることができることを定めている。これを受けて、久留米市下水道条例第7条の4は、除害施設の設置等を義務付けられる場合を規定している。ところが、久留米市下水道条例では、下水道法とは異なり、当該下水から水洗便所から排除される汚水を除く旨の規定が存在する。しかし、このような規定が存在することで本来除害施設を設けなければならない使用者が、基準に満たない下水を水洗便所を介して公共下水道に排除するという事態を招きかねず、現実にはこのような事態が生じた場合には、除害施設の設置を求められなくなっている。

よってこの規定は、本来除害施設を設けることを求められることによって基準に適合しない下水の排除を抑止するために存在するにもかかわらずその効果を減退させるものとなっているので、有効性の観点から問題がある。

(意見7) 軽微な変更の届出省略

久留米市下水道条例第9条では、排水設備等を新設等する場合に、予め管理者の確認を得なければならないことを定めている。確認を受けた事項を変更するときにも、予め管理者の確認を得なければならない。これは、法令に適合しない排水設備の設置を防止することになる。しかし、確認を受けた事項の変更には、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更もあり、これらについても全て予めの確認を得なければならないとすることは、新設等をする者にとって過大な負担となりかねないし、管理者にとっても負担となる。経済性の観点からすれば、一定の軽微な変更については、届出で足りるとする考え方もある。

この点について、担当者からは、施工不良があった場合に、新設等をする者等に手間のみならず金銭的な負担も生じる恐れがある旨の指摘を受けた。

効率性と確実性は、一方を優先すれば、もう一方が後退する関係にある。必ずしも効率性が優先されるべきとはいえないので、担当者の意見にも一理ある。当職の見解は、効率性の観点からの意見である。

(意見8) 口座振替等の規定の整備

久留米市下水道条例第23条では、公共下水道の使用料は、納入通知書で徴収すると規定している。しかし、実際には、口座振替の方法により徴収している場合もあるので、納入通知書又は口座振替の方法により徴収すると規定した方が適切である。

(意見 9) 変更事項への許可制度

久留米市下水道条例第 36 条では、公共下水道等に占用物件を設置しようとする場合に管理者の許可を受けなければならない旨定めている。通常、許可を受けた事項を変更する場合には、改めて許可を受ける必要がある。しかし、同条では、許可を受けた事項について変更した場合に、改めて許可を受けるべき旨の記載がない。例えば、同条例第 30 条では、「許可を受けた事項の変更をしようとするときも、また同様とする」と定めており、許可を受けた事項を変更する場合に改めて許可を受けなければならないことを明示している。このことから第 36 条では、あえてこの記載がないと考えられるので、条文を解釈する際には、許可を受けた事項であれば、変更をしたとしても改めて許可が不要であると解釈される可能性がある。公共下水道の管理を有効に行うことに問題がある。

久留米市下水道条例第 36 条においても、「許可を受けた事項の変更をしようとするときも、また同様とする」との規定を設けるなどの対応が望まれる。

(意見 10) 生活保護者への助成

久留米市下水道条例施行規程第 23 条では、生活保護受給者が水洗便所への改造費用の助成を受けた場合に、助成の措置を取消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる場合を規定している。

第 1 号では、久留米市下水道条例又は久留米市下水道条例施行規程に違反したときと規定している。違反行為を抑止する趣旨であると考えられるが、助成を受けた者に対してのみ抑止力を強めており、助成を受けた以上は、通常の市民よりも下水道行政について誠実であることを要求しているものであると考えられるが、被助成者に対してのみ強力な抑止力を働かせることは合理的ではない。排水設備に関する助成措置であるので、排水設備又は助成措置に関する不正に対してのみ抑止を与えるのが公平である。

第 4 号では、改造を行った日から 3 年以内に退去した場合である。これは、3 年以上居住することを見込んだ上で助成金という負担を正当化しているものと考えられる。しかし、水洗便所への改造は、建築物の所有者の義務であり、生活保護を受給していてもこれは免れられない。仮に、3 年間以上の居住ができない場合であったとしても、水洗便所への改造は義務付けられているのであるから、返還を求めることは合理的ではない。また、予想外に 3 年以内に居住を継続することができなくなる者も存在し、そのような生活保護受給者に負担を求めては、実質的には、必要な居住地の変更を制限することになってしまい不合理である。

なお、担当者からは、計画的に助成を受けて退去する場合等に返還を求める趣旨であったと考えるとの見解が示された。しかし、第 3 号では、「虚偽の申請その他不正な手段により助成措置を受けたとき。」と規定してあり、不正があった場合に

返還を求めることができる規定は既に存在しており、退去した場合一般に返還を求めることができる旨の規定は不要である。

第5号では、居住者が生活扶助の措置を取り消され、又は停止を受けたときである。この趣旨は、生活保護を受給していた者であっても、その後収入を得るようになり生活保護受給者でなくなったのであれば、助成金を返還すべきであるというものであると考えられる。しかし、貸付ではなく助成金であって、生活保護の受給もいずれは停止されることが予定されているのであるから、その予定された事情の発生によって、返還を求めるのは、助成金としていた趣旨に反すると考える。

なお、担当者によれば、助成金申請から助成金の交付までには、工事や手続に一定の期間が必要であり、その間に生活保護の対象ではなくなる可能性があり、そのような場合に助成の措置を取り消す趣旨であるとの説明がなされた。

そのような趣旨であれば、「居住者が助成金の交付を受けるまでに生活扶助の措置を取り消され、又は停止を受けたとき。」と限定的な記載をするべきである。

第6号では、管理者が不相当と認めたとき、とある。前各号に該当しない不測の事態を想定したものと考えられるが、取消し又は返還を求められる場合としては、範囲が広すぎる。「助成を受けることが不相当であると認められる事情があると認めるとき」等として、制限を設けるべきである。

(意見 11) 軽微な変更の免除規定

下水道法第24条第1項では、公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に施設等を設置する場合に、公共下水道管理者の許可を受けなければならない旨定めている。許可を受けた事項についても同様に改めて許可を必要としているが、条例で定める軽微な変更については、改めて許可をとることを免除している。

法によって条例で定めるとされた「軽微な変更」について、久留米市下水道条例に定めが存在しない。

その結果、いかなる軽微な変更であっても、公共下水道管理者の許可を改めて受けなければならない。公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれがない物件で許可を受けた物件に対する添加であって、設置の目的に付随して行うような軽微な変更については、改めて許可を受ける必要はないはずである。したがって、軽微な変更について条例で定めないことは、設置者及び管理者に不必要な負担を生じさせるものであり、経済性の観点から問題がある。

(意見 12) 督促、督促手数料、延滞金規定

公共下水道の使用料を納期限までに納付しない者に対する督促の規定がない。督促手数料や延滞金の規定がない。その結果、督促手数料や延滞金を滞納者に対して請求することができない。納期限までに使用料を支払った使用者との間に公平性が

ない。また、督促手数料や延滞金の定めが存在した方が、回収可能性が高まる。

担当者からは、滞納者の多くが生活困窮者であることから督促手数料等の定めをしていないとの見解が示された。しかし、督促手数料等の定めは、公平性や回収可能性の観点からの定めであり、生活困窮者への配慮については、分納、猶予、免除等別の方法によることが適切であると考ええる。他の制度との均衡をはかり、公平な市民サービスの提供を行う観点から、督促手数料や延滞金について条例で定めることの要否について検討されたい。

2. 水害訴訟

(1) 概要

① 水害訴訟

近年九州北部における豪雨による水害が生じている。その被害の原因に河川管理の瑕疵があったとして、自治体や地方公営企業法における企業管理者が損害賠償を求められて訴訟を提起される場合がある。久留米市においても同様の訴訟の提起がなされているので、これについて監査した。なお、実際に提起されている個別具体的な訴訟事件について述べることは、不適切であるため、水害訴訟における論点を紹介するに留める。特に水害訴訟において重要な「瑕疵」について詳細に紹介する。

② 国家賠償法第 2 条

提起された水害訴訟では、国家賠償法第 2 条に基づいて損害の賠償を求められている。国家賠償法第 2 条では、「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害が生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる」と定めてある。

国等が賠償責任を負う場合とは、①公の営造物に、②設置又は管理に瑕疵があり、③損害の発生し、④瑕疵と損害の因果関係が存在することが必要である。

公の営造物とは、国又は公共団体により直接に公の目的に供されている有体物をいう。国家賠償法第 2 条にもその例示として河川が挙げられているので、河川が公の営造物に該当することは明らかである。

損害や因果関係については、損害賠償請求訴訟において一般的に争われる争点であり、水害訴訟における特徴的な争点は、設置又は管理の瑕疵の有無の点である。

③ 設置又は管理の瑕疵

瑕疵とは、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていること」（最判昭和 45 年 8 月 20 日公知落石事件判決）である。被害が発生すればいかなる場合であっても責任を負うという結果責任を認めたものでない。その一方で、過失がなくとも賠償責任を負うものである。

④ 河川の安全性

河川は、道路とは異なり公用開始の特別の行為を必要とせず、自然の状態において公共の用に供される物である。もともと洪水等の自然的原因による災害をもたらす危険性を内包している。もともと危険な河川が治水事業によって徐々に安全性が確保されていくものである。そのため、改修途上の河川については、特段の事情がない限り、改修が行われていないというだけでは、通常有すべき安全性を欠いているとは認められない。

大東水害事件（最判昭和 59 年 1 月 26 日）では、「河川の管理についての瑕疵の有無は、過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、改修を

要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情を総合的に考慮し、前記制約のもとでの同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認しうる安全性を備えていると認められるかどうかを基準として判断すべき」と判示された。すなわち、「過渡的安全性」で足りると判断したということである。

そのため、未改修の河川については、改修計画に大きな不都合があったり、改修工事に具体的なミスがあったりする等ということが立証されない限り、原告が勝訴することは極めて困難であると言える。

⑤ 改修済みの河川の安全性

未改修の河川については、過渡的安全性で足りる一方、改修済みの河川についてはどうか。

改修済みの河川の安全性は、工事実施基本計画に定める規模の洪水における流水の通常的作用から予想される災害の発生を防止するに足りる安全性である。

多摩川水害訴訟判決（最判平成2年12月13日）では、「工事実施基本計画が策定され、右計画に準拠して改修、整備がされ、あるいは右計画に準拠して新規の改修、整備の必要がないものとされた河川の改修、整備の段階に対応する安全性とは、同計画に定める規模の洪水における流水の通常的作用から予測される災害の発生を防止するに足りる安全性というものと解すべきである」と判示した。

すなわち、当該水害の発生を、河川の改修、整備がされた段階において想定された規模の洪水から発生することを予測可能であったか、水害発生当時において、その発生の危険を予測できたとして、改修、整備の時点では予測ができなかった場合には、財政上の制約等河川管理の諸制約の下、予測が可能となった時点から実際に水害が発生した時点までの間に予測し得た危険に対する対策を講じることが可能であったのか、ということを検討する必要がある。

よって、改修済みの河川については、改修時に想定されていた洪水の規模を下回る規模の洪水による水害の場合には、その瑕疵が認められやすくなるものの、その規模を超える洪水による水害の場合には、依然として、その瑕疵が認められる場合は、限定的である。

⑥ 管理権を有しない許可工作物

管理者が管理権を有しない堰等の許可工作物については、公の営造物には該当しない。しかし、基本計画策定前から存在し、その許可工作物が原因で、水害が生じた場合には、当該許可工作物が存在することを所与の条件として、改修、整備により、河川の安全性を確保する責務がある。したがって、当該許可工作物に存在する欠陥により当該河川部分についてその備えるべき安全性が損なわれる場合には、瑕疵があったものと認められることになる（上記多摩川水害訴訟判決参考）。

この場合、許可工作物が存在することによって生ずる危険を除去し、減殺するための改修、整備については、財政等の諸制約については、広範囲にわたる河川流域

に及ぶ河川管理施設を改修、整備する場合の諸制約と比較すれば、相当に小さいものと考えられる。

よって、改修済みの河川について、基本計画策定前から存在する許可工作物が原因で生じた水害については、相対的に瑕疵が認められやすいと考えられる。

(2) 実施した監査手続

- ① 提訴された訴訟の訴状、答弁書、準備書面の検討
- ② 関連書籍の検討
- ③ 関連判例の検討

(3) 結果

特に指摘すべき事項は発見しなかった。

3. 久留米市下水道事業会計決算状況分析

(1) 損益計算書

久留米市下水道事業会計の過去5年間の損益の状況は以下のとおりである。

① 令和2年度の損益計算書

令和2年度の営業収益は、合計4,696百万円、内訳は下水道収益4,231百万円、雨水処理負担金297千円、その他の営業収益168百万円となっている。

営業費用は合計で、5,542百万円で、営業収益から営業費用を控除した営業利益はマイナス846百万円となっている。

営業費用は、管渠費358百万円、ポンプ場費127百万円、処理場費978百万円、雨水施設費91百万円、業務費107百万円、総係費126百万円、減価償却費3,696百万円、資産減耗費59百万円である。

営業外収益は2,642百万円で、主なものは長期前受金戻入2,063百万円、他会計補助金576百万円である。営業外費用は843百万円で、主なものは支払利息及び企業債取扱諸費用827百万円である。

営業利益に営業外収益、営業外費用を加減した経常利益は953百万円である。これに特別損益を加減した当年度純利益は843百万円となっている。

② 過去5年間の損益の状況の推移

営業収益は平成28年度の4,430百万円から令和2年度の4,696百万円へ266百万円増加している。要因は、下水道収益がエリア拡大や接続件数の増加に伴い平成28年度の4,163百万円から令和2年度の4,231百万円へ68百万円増加したことがあげられる。また、雨水処理負担金が平成28年度の168百万円から令和2年度の297百万円へ129百万円増加したこともあげられる。国県市補助金、責任技術者登録手数料等などのその他の営業収益も平成28年度の99百万円から令和2年度の168百万円へ69百万円増加している。

営業費用は、平成28年度の5,137百万円から令和2年度の5,542百万円へ405百万円増加している。主な増加要因は、減価償却費が平成28年度の3,345百万円から令和2年度の3,696百万円へ351百万円、ポンプ場費が平成28年度の105百万円から令和2年度の127百万円へ22百万円、処理場費が平成28年度の836百万円から令和2年度の978百万円へ142百万円、雨水施設費が平成28年度の26百万円から令和2年度の91百万円へ65百万円、総係費が平成28年度の124百万円から令和2年度の126百万円へ2百万円増加している。一方減少している営業費用は、管渠費が平成28年度の460百万円から令和2年度の358百万円へ102百万円の減少、業務費が平成28年度の128百万円から令和2年度の107百万円へ21百万円の減少、資産減耗費が平成28年度の113百万円から令和2年度の59百万円へそれぞれ54百万円減少している。

営業外収益は、平成 28 年度の 2,106 百万円から令和 2 年度の 2,642 百万円へ 536 百万円増加している。主な要因は、長期前受金戻入が平成 28 年度の 1,391 百万円から令和 2 年度の 2,063 百万円へ 672 百万円増加した一方、他会計補助金は平成 28 年度の 710 百万円から令和 2 年度の 576 百万円へ 134 百万円減少した。

営業外費用は、平成 28 年度の 1,053 百万円から令和 2 年度の 843 百万円へ 210 百万円減少した。

これらの結果、経常利益は、平成 28 年度の 346 百万円から令和 2 年度の 953 百万円へ 607 百万円増加した。

当年度純利益は、平成 28 年度の 338 百万円から令和 2 年度の 843 百万円へ 505 百万円増加した。

久留米市下水道事業損益計算書

(単位 千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減額	増減率
対H28年度							
1 営業収益							
(1) 下水道収益	4,162,767	4,212,468	4,217,749	4,228,584	4,230,931	68,164	2%
(2) 雨水処理負担金	168,256	243,969	255,059	273,360	297,096	128,840	77%
(3) その他の営業収益	99,003	98,999	112,719	111,903	168,283	69,280	70%
営業収益計	4,430,026	4,555,436	4,585,527	4,613,847	4,696,310	266,284	6%
2 営業費用							
(1) 管渠費	460,217	444,670	439,825	510,109	357,690	-102,527	-22%
(2) ポンプ場費	105,174	137,233	120,707	118,081	127,161	21,987	21%
(3) 処理場費	835,563	872,800	914,439	947,197	978,186	142,623	17%
(4) 雨水施設費	25,922	65,000	49,991	63,897	90,977	65,055	251%
(5) 業務費	127,457	133,193	164,890	127,423	106,941	-20,516	-16%
(6) 総係費	123,744	107,109	111,721	113,377	126,489	2,745	2%
(7) 減価償却費	3,344,614	3,401,669	3,481,239	3,558,242	3,696,432	351,818	11%
(8) 資産減耗費	113,390	23,958	48,418	22,875	58,450	-54,940	-48%
営業費用計	5,136,081	5,185,632	5,331,230	5,461,201	5,542,326	406,245	8%
営業利益	▲ 706,055	▲ 630,196	▲ 745,703	▲ 847,354	▲ 846,016	▲ 139,961	20%
3 営業外収益							
(1) 受取利息及び配当金		7	5	7	8	8	
(2) 他会計補助金	710,430	627,373	609,778	600,577	576,640	-133,790	-19%
(3) 長期前受金戻入	1,390,964	1,354,788	1,366,258	1,815,809	2,063,043	672,079	48%
(4) 雑収益	4,550	3,253	2,984	5,196	3,092	-1,458	-32%
営業外収益計	2,105,944	1,985,421	1,979,025	2,421,589	2,642,783	536,839	25%
4 営業外費用							
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	1,045,236	995,341	940,921	889,565	827,207	-218,029	-21%
(2) 雑支出	8,160	10,711	11,340	12,559	16,414	8,254	101%
営業外費用計	1,053,396	1,006,052	952,261	902,124	843,621	-209,775	-20%
経常利益	346,493	349,173	281,061	672,111	953,146	606,653	175%
5 特別利益							
(1) 過年度損益修正益	458	311	405	227	8,937	8,479	1851%
(2) その他特別利益	941	3,396	1,181	2,830	2,849	1,908	203%
特別利益計	1,399	3,707	1,586	3,057	11,786	10,387	742%
6 特別損失							
(1) 固定資産売却損	53	14				-53	-100%
(2) 過年度損益修正損	8,849	823	3,398	8,049	4,530	-4,319	-49%
(3) その他特別損失	278	8		2,040	116,511	116,233	41810%
特別損失計	9,180	845	3,398	10,089	121,041	111,861	1219%
当年度純利益	338,712	352,035	279,249	665,079	843,891	505,179	149%
前年度繰越利益剰余金	4,654	3,366	5,402	4,652	4,732		
その他未処分利益剰余金変動額	450,000	340,000	350,000	280,000			
当年度未処分利益剰余金	793,366	695,402	634,652	949,731	848,623		

(2) 貸借対照表

① 令和2年度の貸借対照表

資産の部は、総資産 127,921 百万円で、固定資産合計 120,259 百万円、流動資産合計が 7,662 百万円である。固定資産の内訳は土地 4,844 百万円、建物 4,815 百万円、構築物 100,586 百万円、機械及び装置 8,379 百万円、工具、器具及び備品 29 百万円、建設仮勘定 1,606 百万円となっている。流動資産の内訳は現金・預金 2,708 百万円、未収金 3,363 百万円、前払金 1,609 百万円である。

負債の部は、負債合計 114,608 百万円、固定負債合計が 60,444 百万円、流動負債 10,099 百万円、繰延収益 43,065 百万円である。固定負債の内訳は、企業債 60,299 百万円と退職給付引当金 145 百万円である。流動負債は、一時借入金 4,357 百万円、企業債 3,794 百万円、他会計借入金 500 百万円、未払金 2,387 百万円などである。繰延収益は、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金や負担金等を収入した場合に計上される勘定科目で補助金等により取得した固定資産の減価償却又は除却を行う際に相応の額を収益認識するための勘定科目である。繰延収益の内訳は長期前受金が 40,540 百万円、建設仮勘定長期前受金が 2,525 百万円、繰延収益合計で 43,065 百万円である。

資本の部は資本合計 13,313 百万円、資本金 9,426 百万円、資本剰余金 2,374 百万円（受贈財産評価額 517 百万円、国県市補助金 1,857 百万円）、利益剰余金 1,513 百万円（減債積立金 665 百万円、当年度未処分利益剰余金 848 百万円）である。

② 過去5年間の財政状態の推移

総資産は、平成 28 年度の 112,056 百万円から令和 2 年度の 127,921 百万円へ 15,865 百万円、約 14%増加した。固定資産合計は、平成 28 年度の 108,665 百万円から令和 2 年度の 120,259 百万円へ 11,594 百万円、11%増加し、流動資産合計は、平成 28 年度の 3,391 百万円から令和 2 年度の 7,662 百万円へ 4,271 百万円、126%増加した。

固定資産の増加の主な要因は、構築物純額が平成 28 年度の 88,342 百万円から令和 2 年度の 100,586 百万円へ 12,244 百万円、約 14%増加した。構築物の取得価額は、平成 28 年度の 95,254 百万円から令和 2 年度の 118,139 百万円へ 22,885 百万円、約 24%増加している。構築物の減価償却累計額は、平成 28 年度の 6,912 百万円から令和 2 年度の 17,553 百万円へ 10,641 百万円、約 154%増加している。

機械及び装置純額が平成 28 年度の 7,183 百万円から令和 2 年度の 8,379 百万円へ 1,196 百万円、約 17%増加した。機械及び装置の取得価額は、平成 28 年度の 9,769 百万円から令和 2 年度の 13,462 百万円へ 3,693 百万円、約 38%増加している。機械及び装置の減価償却累計額は、平成 28 年度の 2,586 百万円から令和 2 年度の 5,083 百万円へ 2,497 百万円、約 97%増加している。

負債合計は、平成28年度の101,719百万円から令和2年度の114,608百万円へ12,889百万円、約13%増加した。固定負債合計は、平成28年度の53,776百万円から令和2年度の60,444百万円へ6,668百万円、約12%増加し、流動負債合計は平成28年度の9,638百万円から令和2年度の11,099百万円へ1,461百万円、約15%増加し、繰延収益は、平成28年度の38,305百万円から令和2年度の43,065百万円へ4,760百万円、約12%増加した。

固定負債の増加は、企業債の建設改良費等の財源に充てるための企業債が平成28年度の49,829百万円から令和2年度の56,319百万円へ6,490百万円、約13%増加したことが主因である。流動負債の増加は、一時借入金が平成28年度の3,812百万円から令和2年度の4,357百万円へ545百万円、約14%増加したことなどによる。また、繰延収益の増加は、長期前受金（純額）が平成28年度の36,361百万円から令和2年度の40,540百万円へ4,179百万円、約11%増加したことが主因である。

資本合計は、平成28年度の10,337百万円から令和2年度の13,313百万円へ2,976百万円、約29%増加した。主因は、資本金が、平成28年度の7,170百万円から令和2年度の9,426百万円へ2,256百万円、約31%増加したことによる。

久留米市下水道事業貸借対照表

資産の部	(単位 千円) 対H28年度						
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減額	増減率
1 固定資産							
(1) 有形固定資産							
イ 土地	4,844,040	4,844,040	4,844,040	4,844,040	4,844,040	0	0%
ロ 建物	5,730,746	6,114,446	6,157,469	6,161,102	6,161,102	430,356	8%
減価償却累計額	△ 538,946	△ 726,264	△ 931,875	△ 1,139,081	△ 1,346,132	△ 807,186	150%
計	5,191,800	5,388,182	5,225,594	5,022,021	4,814,970	△ 376,830	-7%
ハ 構築物	95,253,579	102,986,380	108,045,764	114,116,054	118,139,114	22,885,535	24%
減価償却累計額	△ 6,911,810	△ 9,413,442	△ 12,026,620	△ 14,745,220	△ 17,553,055	△ 10,641,245	154%
計	88,341,769	93,572,938	96,019,144	99,370,834	100,586,059	12,244,290	14%
ニ 機械及び装置	9,769,341	10,054,899	10,468,748	12,194,528	13,462,233	3,692,892	38%
減価償却累計額	△ 2,585,689	△ 3,278,104	△ 3,934,971	△ 4,446,738	△ 5,083,577	△ 2,497,888	97%
計	7,183,652	6,776,795	6,533,777	7,747,730	8,378,656	1,195,004	17%
ホ 車両運搬具	115	78	79	79	79	-36	-31%
減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
計	115	78	79	79	79	-36	-31%
ヘ 工具、器具及び備品	30,408	32,847	36,051	39,239	43,421	13,013	43%
減価償却累計額	△ 2,996	△ 4,927	△ 7,168	△ 10,465	△ 13,998	△ 11,002	367%
計	27,413	27,920	28,883	28,774	29,423	2,010	7%
ト 建設仮勘定	3,076,775	960,175	1,347,877	1,360,188	1,606,269	-1,470,506	-48%
有形固定資産合計	108,665,564	111,570,128	113,999,394	118,373,726	120,259,496	11,593,932	11%
固定資産合計	108,665,564	111,570,128	113,999,394	118,373,726	120,259,496	11,593,932	11%
2 流動資産							
(1) 現金・預金	623,216	2,475,292	2,689,318	1,878,829	2,707,865	2,084,649	334%
(2) 未収金	1,900,712	1,671,715	2,229,504	2,161,202	3,362,903	1,462,191	77%
貸倒引当金	△ 24,032	△ 21,814	△ 21,019	△ 19,456	△ 18,279	5,753	-24%
計	1,876,680	1,649,900	2,208,485	2,141,746	3,344,624	1,467,944	78%
(3) 前払金	890,932	569,825	1,214,830	645,937	1,609,531	718,599	81%
流動資産合計	3,390,828	4,695,018	6,112,633	4,666,512	7,662,020	4,271,192	126%
資産合計	112,056,392	116,265,146	120,112,027	123,040,238	127,921,516	15,865,124	14%

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債							
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	49,829,174	52,118,225	52,573,448	54,601,048	56,318,610	6,489,436	13%
ロ その他の企業債	3,888,753	3,969,779	4,023,341	4,100,839	3,980,131	91,378	2%
企業債合計	53,717,927	56,088,004	56,596,789	58,701,887	60,298,741	6,580,814	12%
(2) 他会計借入金							
イ 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		500,000	500,000	500,000		0	
(3) 引当金							
イ 退職給付引当金	57,961	71,019	99,764	125,423	145,109	87,148	150%
固定負債合計	53,775,888	56,659,023	57,196,553	59,327,310	60,443,850	6,667,962	12%

4 流動負債

(1) 一時借入金	3,811,700	2,937,400	4,074,800	4,414,200	4,356,600	544,900	14%
(2) 企業債							
イ 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	3,157,688	3,097,650	3,173,177	3,095,254	3,258,338	100,650	3%
ロ その他の企業債	439,703	441,623	443,829	490,989	535,808	96,105	22%
企業債合計	3,597,391	3,539,273	3,617,006	3,586,243	3,794,146	196,755	5%
(3) 他会計借入金							
イ 建設改良費等の財源に充てるための長期借入金					500,000	500,000	
(3) 未払金	2,176,487	2,953,025	2,998,209	2,397,570	2,387,412	210,925	10%
(4) 引当金							
イ 賞与引当金	34,146	34,230	34,214	33,402	32,750	-1,396	-4%
(5) その他流動負債	18,744	39,035	27,644	19,674	27,739	8,995	48%
流動負債合計	9,638,468	9,502,963	10,751,873	10,451,089	11,098,647	1,460,179	15%

5 繰延収益

(1) 長期前受金	40,424,056	43,675,953	45,516,168	48,548,154	51,077,796	10,653,740	26%
長期前受金収益化累計額	△ 4,062,445	△ 5,399,495	△ 6,763,289	△ 8,512,036	△ 10,537,402	△ 6,474,957	159%
	36,361,611	38,276,458	38,752,879	40,036,118	40,540,394	4,178,783	11%
(2) 建設仮勘定長期前受金	1,943,700	720,348	1,606,104	756,024	2,525,036	581,336	30%
繰延収益合計	38,305,311	38,996,806	40,358,983	40,792,142	43,065,430	4,760,119	12%
負債合計	101,719,667	105,158,792	108,307,409	110,570,541	114,607,927	12,888,260	13%

資本の部

6 資本金	7,169,736	8,037,330	8,796,344	9,146,344	9,426,344	2,256,608	31%
7 剰余金							
(1) 資本剰余金							
イ 受贈財産評価額	516,874	516,874	516,874	516,874	516,874	0	0%
ロ 国県市補助金	1,856,748	1,856,748	1,856,748	1,856,748	1,856,748	0	0%
資本剰余金合計	2,373,622	2,373,622	2,373,622	2,373,622	2,373,622	0	0%
(2) 利益剰余金							
イ 減債積立金					665,000	665,000	
ロ 当年度未処分利益剰余金	793,367	695,402	634,652	949,731	848,623	55,256	7%
利益剰余金合計	793,367	695,402	634,652	949,731	1,513,623	720,256	91%
剰余金合計	3,166,989	3,069,024	3,008,274	3,323,353	3,887,245	720,256	23%
資本合計	10,336,725	11,106,354	11,804,618	12,469,697	13,313,589	2,976,864	29%
負債資本合計	112,056,392	116,265,146	120,112,027	123,040,238	127,921,516	15,865,124	14%

(3) 簡易キャッシュ・フロー

久留米市下水道事業会計では、久留米市下水道事業会計決算附属書類の中に 久留米市下水道事業キャッシュ・フロー計算書を作成している。当該キャッシュ・フロー計算書の業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益に減価償却費を加算し長期前受金戻入額を控除するほかに引当金の増減や資産負債の増減などを加減して計算しているが、事業体の事業活動による現金獲得能力、すなわち事業そのものが獲得することができるキャッシュはどれだけかを最も端的に求めるには、当年度純利益に減価償却費を加算し長期前受金戻入額を控除した簡易キャッシュ・フローで足りると考えられる。

以下が、当年度純利益に減価償却費を加算し長期前受金戻入額を控除して求めた各年度の簡易キャッシュ・フローである。

令和2年度の簡易キャッシュ・フローは、2,477百万円であると計算でき、過去5年間を見ても平成28年度が2,292百万円、平成29年度が2,398百万円、平成30年度が2,394百万円、令和元年度が2,407百万円と約24億円程度と計算できる。

簡易キャッシュフロー計算

(単位：千円)

損益計算書より	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当年度純利益	338,712	352,035	279,249	665,079	843,891
減価償却費	3,344,614	3,401,669	3,481,239	3,558,242	3,696,432
長期前受金戻入額	-1,390,964	-1,354,788	-1,366,258	-1,815,809	-2,063,043
簡易キャッシュフロー	<u>2,292,362</u>	<u>2,398,916</u>	<u>2,394,230</u>	<u>2,407,512</u>	<u>2,477,280</u>

(4) 企業債要償還年数

貸借対照表の建設改良費等の財源に充てるための企業債、その他の企業債の固定負債、流動負債の各年度の金額は下表のとおりである。

令和2年度末における企業債残高は64,093百万円である。当該債務残高は下水道事業で獲得したキャッシュ・フローで返済するものであるから、返済までに何年を要するか、すなわち要償還年数を計算するには、企業債残高÷簡易キャッシュ・フローで計算できる。すなわち640億円÷24億円の約26年(下表では25.9年)となるわけである。現在の企業債の返済期間は30年であることから、現在の企業債残高、キャッシュ・フロー、返済期間では余裕はあまりないことがわかる。

		(単位：千円)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
損益計算書より						
当年度純利益		338,712	352,035	279,249	665,079	843,891
減価償却費		3,344,614	3,401,669	3,481,239	3,558,242	3,696,432
長期前受金戻入額		-1,390,964	-1,354,788	-1,366,258	-1,815,809	-2,063,043
簡易キャッシュ・フロー	(A)	2,292,362	2,398,916	2,394,230	2,407,512	2,477,280
		(単位：千円)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
貸借対照表より						
固定負債						
建設改良費等の財源に充てるための企業債		49,829,174	52,118,225	52,573,448	54,601,048	56,318,610
その他の企業債		3,888,753	3,969,779	4,023,341	4,100,839	3,980,131
計		53,717,927	56,088,004	56,596,789	58,701,887	60,298,741
流動負債						
建設改良費等の財源に充てるための企業債		3,157,688	3,097,650	3,173,177	3,095,254	3,258,338
その他の企業債		439,703	441,623	443,829	490,989	535,808
計		3,597,391	3,539,273	3,617,006	3,586,243	3,794,146
建設改良費等の財源に充てるための企業債		52,986,862	55,215,875	55,746,625	57,696,302	59,576,948
その他の企業債		4,328,456	4,411,402	4,467,170	4,591,828	4,515,939
企業債残高合計	(B)	57,315,318	59,627,277	60,213,795	62,288,130	64,092,887
要償還年数	(B/A)	25.0	24.9	25.1	25.9	25.9

(5) 他会計との収入、債務残高比較

下表は、久留米市の一般会計、水道事業会計と下水道事業会計の債務残高（市債残高、企業債残高）と収入（歳入、営業収益）を比較した表である。

令和2年度末の債務残高は、久留米市債残高 1,413 億円に対し、水道事業企業債残高は 86 億円、下水道事業企業債残高は 640 億円である。

令和2年度の歳入・収入は、久留米市一般会計歳入が 1,703 億円、水道事業営業収益が 43 億円、下水道事業営業収益が 46 億円である。

市債・企業債、歳入・収入倍率は、収入の何倍の債務残高があるかを示す割合であるが、久留米市一般会計が 0.83 倍、水道事業が 2 倍、下水道事業が 13.65 倍という状況である。

この数値の意味するところは、一般家庭に置き換えると、年収の何倍の債務があるかを意味し、下水道事業が設備投資型の企業体だとしても収入の 13.65 倍の債務があるということは、債務が非常に多額であることを示している。

			単位:千円
市債残高	水道事業企業債残高	下水道事業企業債残高	合計
141,374,003	8,662,955	64,092,887	214,129,845
100.0%	6.1%	45.3%	151.5%

			単位:千円
一般会計歳入	水道事業営業収益	下水道事業営業収益	合計
170,390,465	4,327,828	4,696,310	179,414,603
100.0%	2.5%	2.8%	105.3%

			倍
一般会計	水道事業	下水道事業	合計
0.83	2.00	13.65	1.19

(意見 13) 一般会計以外の債務残高の開示

久留米市には、一般会計の債務残高 1,413 億円のほかに、水道事業 86 億円、下水道事業 640 億円など公営企業会計や特別会計などにも債務残高が多額にあることは一般的にはあまり知られていない。久留米市財政健全化判断比率審査などでは、特別会計や公営企業会計を連結して検討されることはあるが、市全体の債務残高について明らかにされることはない。

まず、久留米市の一般会計、特別会計、公営企業会計などで久留米市が負担する債務残高を情報開示の 1 つに加えていただきたい。

(意見 14) 下水道事業は借入過多

下水道事業の債務残高は、収入の 13.65 倍と一般会計の 0.83 倍、水道事業の 2.00 倍に比し突出して多額である。下水道事業の 640 億円という債務残高は、一般会計の起債残高の 1,413 億円の 45%超の残高であり、収入規模から考えても借入過多である。

(6) 下水道事業会計、水道事業会計比較

下表は、下水道事業会計、水道事業会計の営業収益、簡易キャッシュ・フロー、企業債残高合計、要償還年数を記載した表である。

令和2年度の営業収益に関しては、下水道事業が4,696百万円に対し、水道事業が4,327百万円とやや多いが、下水道事業には雨水処理負担金が一般会計から約3億円(297百万円)受け入れているためであり、令和2年度では、下水道収益4,231百万円、水道事業会計の給水収益4,327百万円の状況で上下水道事業の本来業務の収益は水道事業の方が多く状況である。

令和2年度の簡易キャッシュ・フローについては、下水道事業が2,477百万円に対し、水道事業は1,838百万円と約1.35倍の状況である。しかし、企業債残高は下水道事業が64,092百万円、水道事業が8,662百万円と水道事業の7.4倍の企業債残高が下水道事業には存在する。

企業債残高の要償還年数は、下水道事業が25.9年と長期であるのに対し、水道事業は4.7年と比較的短期である。

		(単位：千円)		
		下水道事業(A)	水道事業(B)	倍率(A/B)
営業収益		4,696,310	4,327,828	1.09
当年度純利益		843,891	626,741	1.35
減価償却費		3,696,432	1,459,860	2.53
長期前受金戻入額		-2,063,043	-248,086	8.32
簡易キャッシュ・フロー	(A)	<u>2,477,280</u>	<u>1,838,515</u>	1.35
企業債残高合計	(B)	64,092,887	8,662,955	7.40
要償還年数	(B/A)	25.9	4.7	5.49

(意見15) 企業債償還年数は25.9年と長期

営業収益の規模については、下水事業46億円、上水事業43億円と同規模であるにもかかわらず、下水事業の企業債残高は640億円と水道事業の86億円の7.4倍で非常に多額になっている。企業債要償還年数についても、下水事業が25.9年、水道事業が4.7年となっており、圧倒的に下水事業の債務負担が大きいことを示している。

(7) 料金体系

営業収益の根幹である下水道使用料は、平成 20 年 4 月 1 日に最終改定されており、一般汚水の場合、1 か月につき 10 m³まで 1,260 円の基本使用料で、10 m³を超えた使用料については従量使用料に従い徴収している。水道についても同様に料金体系があり、消費税改定を除いては平成 20 年 4 月 1 日が最終改定である。

上下水道部では、2 か月に 1 回の上下水道料金徴収に合わせ、上下水道料金早見表（税込料金）をホームページ上で公開している。当該早見表より、一般家庭で使用されている 20 ミリ口径の水道料金と下水道使用料を抜粋で比較した表が下表である。

この表を見てわかるように、水道、下水道の料金には大きな差がないことがわかる。

上下水道料金早見表（税込み料金）（2か月）

水量 (m ³)	令和元年10月1日現在より抜粋 倍率			
	下水道 (円) A	上水道 (円) B	B/A	
0	2,772	2,420	0.87	
10	2,772	2,530	0.91	
20	2,772	2,640	0.95	
30	4,477	4,290	0.96	
40	6,182	5,940	0.96	
50	8,118	8,360	1.03	
60	10,054	10,780	1.07	
70	11,990	13,200	1.10	
80	13,926	15,620	1.12	
90	15,862	18,040	1.14	
100	17,798	20,460	1.15	
150	28,578	33,110	1.16	
200	39,358	45,760	1.16	
300	65,538	73,260	1.12	
400	91,718	100,760	1.10	
500	121,418	128,260	1.06	
1,000	278,718	265,760	0.95	
2,000	601,018	540,760	0.90	

*1 基本料金と従量料金の合計額は、消費税及び地方消費税相当額（10%）を含んでいる。

(意見 16) 料金体系は長年変更されていない

上下水道の料金体系は平成 20 年 4 月 1 日以来改定がなされていないが、下水道事業は資金的にタイトな状況が予想されるため、早急な料金体系の改定が求められる。

(意見 17) 下水道の設備負担に配慮した料金体系が望まれる

上下水道の料金体系は、ほぼ同額の料金体系ではあるが、布設する管渠の大きさ、エリアの違い等で発生する経費、設備投資額、企業債残高などが水道事業と下水道事業では格段の差異があることは上記のとおりであるから、料金体系を改める際には、水道事業、下水道事業の設備投資額等を反映した料金体系にすることが望まれる。

4. 久留米市上下水道事業経営戦略

(1) 久留米市上下水道事業経営戦略

令和3年3月に策定された久留米市上下水道事業経営戦略では、①未普及地域への整備、②雨水施設の整備等、③ストックマネジメント計画に基づく計画的な更新、④浄化センター・ポンプ場の耐震化、⑤管路の耐震化、⑥浄化センター等の耐水化、⑦広域化・共同化を主な取組みと投資目標として掲げ、下表のような投資目標を策定している。

主な投資目標(建設改良費)：経営戦略 P119

単位：百万円

事業内容	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	計
①-1 未普及地域への整備	6,908	6,439	6,661	6,390	6,737	6,770	2,363	2,567	2,567	2,278	49,680
①-2 ポンプ場の機能増設	81	114	0	48	38	0	0	0	0	0	281
①-3 浄化センターの機能増設等	135	146	316	3	18	19	15	611	913	297	2,473
②-1 雨水施設の整備	1,047	1,978	3,064	1,635	1,503	2,383	2,383	1,311	1,311	1,311	17,926
②-2 雨水ポンプ場の更新	0	18	27	64	166	357	184	248	115	230	1,409
③-1 スtockマネジメント(構造物・設備)	1,185	888	1,287	880	971	907	967	801	705	715	9,306
③-2 スtockマネジメント(管路)	15	114	114	133	173	162	114	133	173	162	1,293
④浄化センター・ポンプ場の耐震化	439	143	228	475	547	868	604	193	285	0	3,782
⑤管路の耐震化	94	189	221	333	333	305	333	143	143	97	2,191
⑥浄化センター等の耐水化	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70
⑦広域化・共同化	0	0	0	0	27	27	143	341	143	341	1,022
計	9,974	10,029	11,918	9,961	10,513	11,798	7,106	6,348	6,355	5,431	89,433

令和3年度では、①未普及地域への整備 6,908 百万円、②雨水施設の整備等 1,047 百万円、③ストックマネジメント計画に基づく計画的な更新 1,200 百万円、④浄化センター・ポンプ場の耐震化 439 百万円、⑤管路の耐震化 94 百万円、⑥浄化センター等の耐水化 70 百万円などで総計 9,974 百万円余りの投資計画が予定されている。令和4年度は総額 10,029 百万円超、令和5年度は 11,918 百万円超など今後

10年間で89,433百万円の投資目標を掲げている。

昨今の豪雨への対策として雨水施設の整備を速やかに行うことは必要と考えられるが、その雨水対策は、10年間で雨水施設の整備17,926百万円、雨水ポンプ場の更新1,409百万円、合計19,335百万円である。一方、未普及地域への整備には令和3年から令和8年までの期間は毎年6,000百万円を超えて推移し、令和12年までの10年間で49,680百万円と、雨水対策を上回る投資目標を設定している。

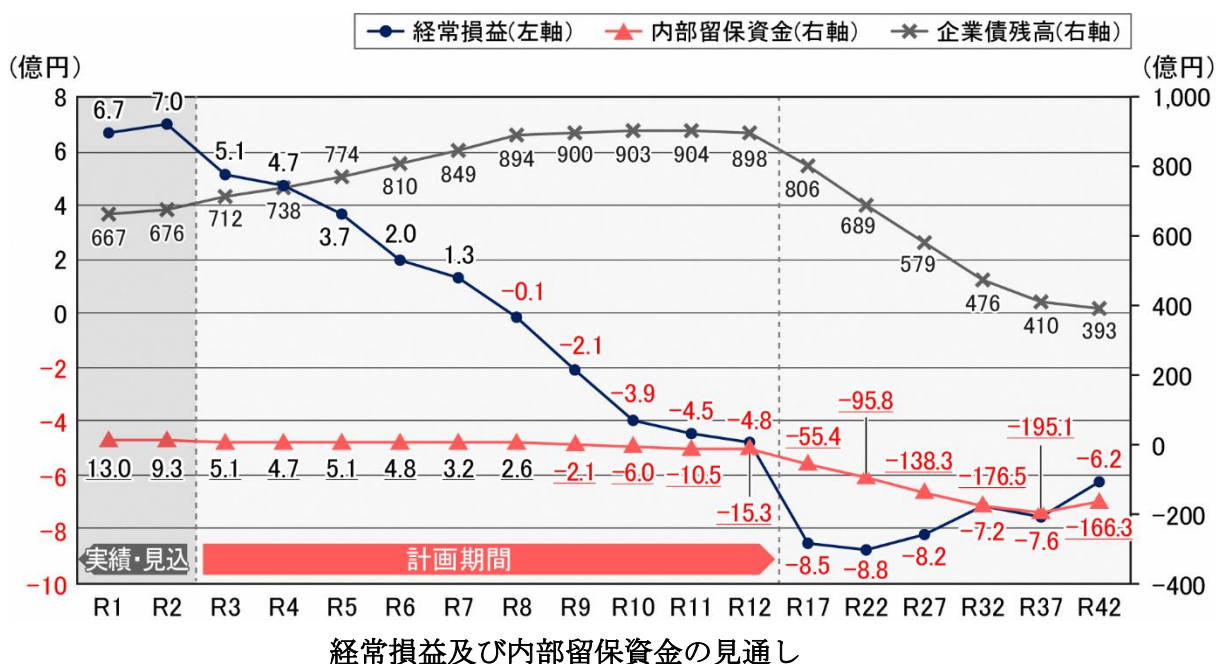
投資財政計画の推計結果

以下は、久留米市上下水道事業経営戦略 P123、127、128 の抜粋である。

投資・財政計画の推計結果 経営戦略 P123

下水道整備が進むことによる下水道収益の増加は令和15年度まで続きますが、人口減少に伴う下水道収益の減少、老朽化資産の増大に伴う維持修繕費の増加、整備、更新、耐震化、浸水対策事業に伴う減価償却費の大幅な増加等により、経常損益が、令和8年度には赤字に転じ、収支ギャップが生じる見通しです。更に年を追うごとに赤字幅が大きくなり、令和12年度では4.8億円の赤字となる見通しとなりました。

また、建設投資の財源として借入を行う企業債の償還財源である内部留保資金については、計画期間前半における整備、更新、耐震化、浸水対策事業の実施による償還金の増大と、経常損益の悪化による積立金の枯渇などにより、令和9年度以降、経常的に不足が生じる見通しとなりました。



経常損益及び内部留保資金の見通し

投資財政計画 経営戦略 P127、128

投資・財政計画（1/2）

a. 収益的収支

単位：百万円

区分		R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
収益的収入	1. 営業収益	4,920	4,750	4,869	4,922	4,972	5,016	5,076	5,288	5,302	5,334
	(1) 下水道収益	4,308	4,337	4,366	4,394	4,423	4,453	4,466	4,479	4,491	4,504
	(2) 受託工事収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	612	413	503	528	549	563	610	809	811	830
	2. 営業外収益	2,408	2,611	2,628	2,660	2,680	2,709	2,716	2,661	2,671	2,686
	(1) 受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他会計補助金	357	515	525	443	509	559	615	544	584	578
	(3) 長期前受金戻入	2,047	2,092	2,099	2,213	2,167	2,146	2,097	2,113	2,083	2,104
	(4) 雑収益	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	収入計（A）	7,328	7,361	7,497	7,582	7,652	7,725	7,792	7,949	7,973	8,020
収益的支出	1. 営業費用	6,018	6,087	6,328	6,566	6,680	6,870	7,097	7,444	7,527	7,613
	(1) 人件費	236	238	240	241	243	245	247	249	251	253
	(2) 経費	1,857	1,729	1,860	1,838	1,802	1,827	1,880	2,044	2,054	2,069
	動力費	162	163	164	165	165	166	167	167	167	167
	薬品費	46	46	46	47	47	47	47	47	47	48
	維持修繕費	325	331	323	358	343	337	356	369	365	359
	その他	1,324	1,189	1,327	1,268	1,247	1,277	1,310	1,461	1,475	1,495
	(3) 減価償却費	3,900	4,056	4,176	4,416	4,580	4,732	4,898	5,085	5,150	5,228
	(4) 資産減耗費	25	64	52	71	55	66	72	66	72	63
	2. 営業外費用	798	800	799	816	838	866	902	899	894	887
(1) 支払利息	798	800	799	816	838	866	902	899	894	887	
(2) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支出計（B）	6,816	6,887	7,127	7,382	7,518	7,736	7,999	8,343	8,421	8,500	
経常損益	512	474	370	200	134	△ 11	△ 207	△ 394	△ 448	△ 480	

(C) = (A) - (B)										
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	512	474	370	200	134	△ 11	△ 207	△ 394	△ 448	△ 480
繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	△ 11	△ 207	△ 602	△ 1,049	△ 1,529

投資・財政計画 (2/2)

b. 資本的収支

単位：百万円

区分		R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
資本的 収入	1. 企業債	7,382	6,249	7,295	7,316	7,700	8,343	4,404	4,120	4,154	3,574
	2. 補助金	3,564	3,844	4,668	2,672	2,831	3,453	2,686	2,256	2,232	1,882
	3. 負担金	837	826	780	793	689	633	529	402	343	331
	4. 他会計からの長期借入金	500	0	0	0	500	0	0	0	500	0
	5. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 資本剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	12,283	10,919	12,743	10,781	11,720	12,429	7,619	6,778	7,229	5,787
	翌年度に繰越される 支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(C) = (A) - (B)	12,283	10,919	12,743	10,781	11,720	12,429	7,619	6,778	7,229	5,787	
資本的 支出	1. 建設改良費	12,097	10,253	12,146	10,187	10,743	12,027	7,339	6,582	6,593	5,667
	2. 企業債償還金	3,794	3,713	3,655	3,682	3,881	3,803	3,824	3,845	4,024	4,156
	3. 補助金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 長期借入金償還金	500	0	0	0	500	0	0	0	500	0
	5. 予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	16,391	13,966	15,801	13,869	15,124	15,830	11,163	10,427	11,117	9,823
資本的収入額が資本的支出額に過不足する額	△ 4,108	△ 3,047	△ 3,058	△ 3,088	△ 3,404	△ 3,401	△ 3,544	△ 3,649	△ 3,888	△ 4,036	

(E) = (C) - (D)											
補填財源	1. 損益勘定留保資金(過年度)	344	0	0	135	282	183	268	0	0	0
	2. 損益勘定留保資金(当年度)	1,878	2,029	1,995	1,992	2,285	2,382	2,874	3,039	3,140	3,187
	3. 消費税資本的収支調整額	681	488	589	591	637	702	355	336	345	293
	4. 減債積立金	474	512	474	370	200	134	0	0	0	0
	5. 一時借入金(起債前借)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計(F)	3,377	3,029	3,058	3,088	3,404	3,401	3,497	3,375	3,485	3,480
補填財源過不足額 (F) - (E)	△ 731	△ 18	0	0	0	0	△ 47	△ 274	△ 403	△ 556	
内部留保資金	512	474	505	482	316	257	△ 207	△ 602	△ 1,049	△ 1,529	
企業債残高	71,232	73,768	77,408	81,041	84,861	89,401	89,980	90,255	90,385	89,803	

(2) 久留米市上下水道事業経営戦略分析

① 収益的収支分析

令和3年(2021年)～令和12年(2030年)の間は、下水道のエリア拡大による増収により営業収益4,920百万円～5,334百万円で推移する計画である。営業外収益は、他会計補助金の増加、長期前受金戻入等で令和3年(2021年)の2,408百万円から令和12年(2030年)には2,686百万円へ増加する。営業費用は、減価償却費の大幅な増加や経費の増加により、令和3年(2021年)の6,018百万円から令和12年(2030年)には7,613百万円へ増加する。特に減価償却費は、令和3年(2021年)の3,900百万円から令和12年(2030年)には5,228百万円へ大幅に増加する。営業外費用は支払利息のみが計上されているが、令和3年(2021年)の798百万円から令和12年(2030年)には887百万円へ増加する。

この結果、当年度純利益は、令和3年(2021年)の512百万円から徐々に減少し、令和8年(2026年)は11百万円の赤字となり、それ以降は単年度赤字が継続かつ拡大する計画で、令和12年(2030年)には480百万円の赤字となる計画である。

② 資本的収支分析

資本的収入は、令和3年(2021年)の12,283百万円から徐々に減少し、令和12年(2030年)は5,787百万円にまで減少するが、令和8年(2026年)までは毎年100億円から120億円の資本的収入を予定している。内訳は、企業債と補助金が主であるが、企業債による収入が、令和3年(2021年)の7,382百万円から増加し、令和8年(2026年)は8,343百万円にまで増加する。

資本的支出は、令和3年(2021年)の16,391百万円から令和8年(2026年)までは約140億円から160億円で推移し、令和12年(2030年)は9,823百万円にまで減少する。特に建設改良費は、令和3年(2021年)の12,097百万円から令和8年(2026年)の12,027百万円までの間は約毎年100億円から120億円で推移し、令和12年(2030年)は5,667百万円にまで減少する。一方、企業債償還金は、令和3年(2021年)の3,794百万円から徐々に増加し、令和12年(2030年)は4,156百万円にまで増加する。

この結果、資本的収入額が資本的支出に不足する額は毎年30億円から41億円となっている。この不足する額については、次項の補填財源、特に損益勘定留保資金にて補填されるべき性質のものなので、資本的収入が資本的支出に不足が発生しても特段問題はない。

しかし、資本的収入が資本的支出に不足する額を補填する財源が足りない場合、企業の経営は非常に厳しい。特に内部留保資金の蓄積がマイナスとなる場合、下水道事業の蓄えでは運営できなくなることになり、他からの支援などが必要となる。

経営戦略 P128 上の投資・財政計画では、補填財源過不足額は、令和3年(2021

年)からの10年間で、令和3年(2021年)、令和4(2022年)、令和9年(2027年)から令和12年(2030年)の6年間はマイナスとなる。内部留保資金は、令和9年(2027年)には底をつきマイナスになる計画である。

内部留保資金のマイナスの意味は、このまま投資を続け、他からの支援もなければ、令和9年(2027年)には下水道事業は起債を償還できなくなり債務不履行に陥ることを意味するので、早急な計画の見直しが必要である。

③要償還年数分析

上記の久留米市企業局が作成している経営戦略の下水道事業収支予測に基づき、以下で要償還年数の計算を行った。

経営戦略P127 P128 より	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	(単位:百万円)	
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	R11 2029年	R12 2030年
当年度純利益	512	474	370	200	134	-11	-207	-394	-448	-480
減価償却費	3,900	4,056	4,176	4,416	4,580	4,732	4,898	5,085	5,150	5,228
長期前受金戻入額	-2,047	-2,092	-2,099	-2,213	-2,167	-2,146	-2,097	-2,113	-2,083	-2,104
簡易キャッシュ・フロー (A)	2,365	2,438	2,447	2,403	2,547	2,575	2,594	2,578	2,619	2,644
企業債残高合計 (B)	71,232	73,768	77,408	81,041	84,861	89,401	89,980	90,255	90,385	89,803
要償還年数 (B/A)	30.1	30.3	31.6	33.7	33.3	34.7	34.7	35.0	34.5	34.0

当年度純利益に減価償却費を加算し、長期前受金戻入額を控除して求める簡易キャッシュ・フローは、令和2年度(2020年)は2,477百万円であったが、令和3年度以降は事業エリアの拡大等で令和12年(2030年)には2,644百万円まで増加していく見込みである。企業債残高は、令和2年(2020年)は64,093百万円であったが、令和11年(2029年)がピークで90,385百万円まで増加する見込みである。2021年からの9年間で26,292百万円増加、1年平均で2,921百万円増加する経営戦略である。これは1年間の現金獲得である簡易キャッシュ・フローの2,365百万円円～2,619百万円を上回る債務の増加である。

令和2年度末の要償還年数は、25.9年であったが徐々に長期化し令和10年(2028年)には債務残高が90,255百万円になり、要償還年数は35.0年とピークとなる。

(意見18) 令和9年には返済不能

企業債の償還年数が30年であることを考えると、理論的には要償還年数が30年を超えた時期から返済不能の状況に陥ると考えられ、実際には内部留保資金がなくなった時点からは返済不能となるであろう。そういう意味では、令和3年(2021年)から返済不能の危険性は高まり、内部留保資金がなくなった時点、すなわち企業局の計画では令和9年(2027年)には内部留保資金が底をつき返済不能となると予測できる。

(意見 19) 令和 10 年には 1 年間で 429 百万円の資金不足

企業債の返済期間が 30 年であるから、令和 10 年 (2028 年) には、(35.0 年—30 年) ×2,578 百万円=12,890 百万円の返済原資不足となると試算できる。1 年間の返済額では 30 年平均で 429 百万円 (=12,890 百万円÷30 年) の資金不足となるであろう。

(意見 20) 資金不足解消の方法

当該資金不足を解消するには、①建設改良費の削減、②下水道収益の増加、③他会計補助金の増加、④企業債償還金の減額などが考えられる。

①の建設改良費については、下水道法第 4 条第 2 項において、公共下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、都道府県知事 (都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他政令で定める事業計画にあつては、国土交通大臣) に協議しなければならない、と規定しており、令和 3 年 (2021 年) 度現在、令和 8 年 (2026 年) 度の事業計画までは策定され、県知事に協議済みであるので、事実上令和 8 年 (2026 年) までの建設改良費については大きな減額は難しい。可能であれば速やかに建設改良費の減額をすべきである。令和 9 年 (2027 年) 以降の事業計画については現在検討中であるので、必要最低限の設備計画にとどめることが望ましく、未普及地域の整備については、当面の間凍結し、資金的余裕ができてから再度整備を実施しても良いと考えられる。下水道の整備を期待していた市民に対しては、下水事業の財政難について説明を果たし理解を得ることも下水道事業者の責任である。

②下水道収益の増加については、接続率の増加なども考えられるが、端的には、料金の改定による下水道収益の UP を検討すべきである。上述の年間の資金不足額は 429 百万円と認められたことから、この金額を、公共下水道接続人口 (令和 2 年度) 230,371 人で除して計算すると、一人当たり 1,862 円/年、156 円/月の負担増で対応できる。また、上下水道の利用者の多くが上水道、下水道をセットに利用し、上下水道料金という認識で支払っているので先に述べた通り投資額や債務残高は下水道事業が圧倒的に多いことから合計額は変えずに、水道の料金を減らし、下水道の料金を増加するなどの方法で大部分の利用者の負担感を抑える方法も考えられる。

③他会計補助金については、本来、下水道事業は「汚水私費、雨水公費の原則」があるが、久留米市では気候変動の影響と考えられる大雨による浸水被害が毎年のように発生し、大雨の処理経費や大雨対策に関する経費が増大し、下水道事業の雨水対策事業費の負担も大きくなっていることを考えると、平成 28 年度から定額となっている 1,567 百万円/年の一般会計からの繰入金の適切な額に関し一般会計の財政担当部局との協議を行う必要がある。

④企業債償還金の減額については、起債額を債権者に対し減額請求するのではなく、国が設けている汚水処理施設の資本整備に係る世代間負担の公平を図ることを目的とした資本平準化債という先延制度がある。この制度は、建設改良地方債の元金について減価償却費を超過する分について資本費平準化債の起債ができる制度である。その趣旨は、当初の起債の返済期間は30年であるのに対し、管渠に係る減価償却期間は50年であるなど返済期間と減価償却期間の差から発生する返済原資の差額については事業利益により返済するのが通常であるが、事業利益を潤沢に出す料金設定を行うことは公共下水道の趣旨に反することもあり、減価償却期間に応じた返済ができる制度を設けたものと考えられる。ただし、汚水処理施設の資本整備に係る世代間負担の公平を図るという趣旨は理解できるものの、一方で当初借入の返済不能の際の先延ばしの制度であることには変わらず、実質的な返済期間が30年を超えてくるといのは一般的な民間金融では行われず、設備投資から時間が経過するにつれ補修費等の維持費の負担も大きくなることを考慮し、安易な後世への負担の先延ばしとならないよう慎重に議論・検討されることが望まれる。

5. 下水道事業会計決算書監査

(1) 地方公営企業会計基準の適用状況

① 概要

ア 地方公営企業会計基準の適用とは

地方公営企業法は、公営企業に一律に適用されるのではなく特定の事業に当然適用される場合と地方公共団体の自主的な決定によって適用される任意適用の場合がある。水道事業は当然適用であるが、下水道事業は任意適用である。

公営企業は独立採算の原則に基づき、経済性を発揮しながら公共的サービスを提供することを目的としている。そのためには自治体で採用されている普通会計とは切り離れた公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の作成を通じて自らの財政状態や経営成績を明らかにすることが求められる。本来は下水道事業のような大規模な施設を有する事業では効率的な経営が特に重視されることから、総務省の指導により積極的な地方公営企業会計基準の積極的適用が求められてきた。

久留米市ではこうした流れを受けて平成 26 年度より下水道事業に地方公営企業法を適用し、公営企業会計に準拠した財務報告を行っている。

地方公営企業会計の関係法令は

- ・「地方公営企業法」
- ・「地方公営企業法施行令」
- ・「地方公営企業法施行規則」である。

また具体的な処理の基準としては

- ・「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」(平成 24 年総務省告示第 18 号)
- ・「久留米市企業局会計規程」がある。

イ 地方公営企業会計基準の決算関係書類

地方公営企業会計基準が作成を要求している決算関係書類は以下のようである。

<決算書類> (地方公営企業法第 30 条第 9 項)

1. 決算報告書
2. 損益計算書
3. 剰余金計算書 (又は欠損金計算書)
4. 剰余金処分計算書 (又は欠損金処理計算書)
5. 貸借対照表

<決算附属書類> (地方公営企業法第 30 条第 1 項、地方公営企業法施行令第 23 条)

1. 事業報告書
2. キャッシュ・フロー計算書
3. 収益費用明細書

4. 固定資産明細書
5. 企業債明細書

ウ 地方公営企業（法適用企業）会計の見直し

地方公営企業の会計制度の大幅な改正が行われ、平成 26 年度の予算、決算から適用されている。一般企業に適用される企業会計原則の考え方を最大限取り入れている。一方、補助金等により取得した資産の会計処理といった公営企業の特徴を踏まえた処理が加えられて

会計基準の見直しの内容は以下のとおりである。

- ・借入資本金の表示区分
- ・補助金等により取得した固定資産の償却制度等
- ・引当金の計上義務付け
- ・繰延勘定の原則廃止
- ・たな卸資産の価額
- ・減損会計
- ・リース取引に係る会計基準
- ・セグメント情報の開示
- ・キャッシュ・フロー計算書

公営企業会計基準は、当該企業がどのように決算書類を作成したかを開示するために、重要な会計方針等を注記し又はこれらの事項を注記した書類を添付することとしている。（地方公営企業法施行規則第 35 条）

- ・重要な会計方針に係る注記
- ・キャッシュ・フロー計算書に関する注記
- ・貸借対照表等に関する注記
- ・セグメント情報に関する注記
- ・減損損失に関する注記
- ・リース契約に使用する固定資産に関する注記
- ・重要な後発事象に関する注記

② 実施した監査手続

ア 令和 2 年度の決算書類の様式が地方公営企業会計基準に準拠して正しく作成されていることを確かめた。

イ 令和 2 年度の決算附属書類の様式が地方公営企業会計基準に準拠して正しく作成されていることを確かめた。

ウ 令和 2 年度決算の会計処理方法が地方公営企業会計基準に準拠して作成されて

おり、注記事項が正しく記載されていることを確かめた。

エ 令和 2 年度決算の主な会計処理が地方公営企業会計基準に従って正しく処理されていることを確かめた。

③ 実施内容

ア 決算書類の様式は地方公営企業会計施行規則の別記様式（総務省令）に記載されている。

- ・決算報告書（地方公営企業法施行規則別記第 9 号様式）
- ・損益計算書（地方公営企業法施行規則別記第 10 号様式）
- ・剰余金計算書（地方公営企業法施行規則別記第 11 号様式）
- ・剰余金処分計算書（地方公営企業法施行規則別記第 12 号様式）
- ・貸借対照表（地方公営企業法施行規則別記第 13 号）

久留米市下水道事業の令和 2 年度の決算書が上記の様式どおりに作成されていることを確かめるとともに、計上額、残高が総勘定元帳に一致していることを確かめた。

結果に問題は無かった

イ 決算附属書類の様式は地方公営企業会計施行規則の別記様式（総務省令）に記載されている。

- ・事業報告書（地方公営企業法施行規則別記第 14 号様式）
- ・キャッシュ・フロー計算書（地方公営企業法施行規則別記第 15 号様式）
- ・収益費用明細書（地方公営企業法施行規則別記第 16 号様式）
- ・固定資産明細書（地方公営企業法施行規則別記第 17 号様式）
- ・企業債明細書（地方公営企業法施行規則別記第 18 号様式）

久留米市下水道事業の令和 2 年度の決算附属明細書が上記、様式どおりに作成されていることを確かめるとともに、決算書類の計上額及び残高と整合していることを確かめた。

結果に問題は無かった。

ウ 公営企業は計算書類を作成するにあたり、適切な会計処理の基準及び手続を採用しなければならない。適切な会計処理の基準及び手続には複数の異なる方法が認められている場合があり、公営企業の置かれた環境が異なる場合は適切な会計処理の基準及び手続に異なる方法が採用されている場合がある。計算書類を利用して公営企業間の比較を行う場合、どのような会計処理の基準及び手続を採用したかを明らかにする必要がある。そのために計算書類を作成するにあたって採用した会計処理の基準及び手続を注記として開示することが求められている。

久留米市下水道事業の令和 2 年度の計算書類の注記にはセグメント情報に関する注記が単一セグメントのため不要であることから省略されている旨の記載がある以外は求められているすべての注記の記載があった。下記の事項を除き記載の内容について正しいことを確かめた。

減損会計に関する注記に事実と異なる点があった。④結果参照

エ 下記の会計処理が正しく処理されているか確かめた。

i) 補助金等により取得した固定資産の償却制度等

法適用化される前の公営企業の固定資産で資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金等で取得したものについては、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充当した補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿価額とみなして、各事業年度の減価償却額を算出することが認められていた。平成 26 年度の地方公営企業会計基準の見直しにより固定資産取得のために充当した補助金等の金額も含めて減価償却することに改められた。その場合、補助金等は長期前受として繰延収益に計上し、減価償却見合い分を順次収益化することとされた。

改正前に取得していた固定資産についても改正後の方法を採用していたと仮定した場合の帳簿価額になるよう移行処理を行うこととされた。

令和 2 年度の減価償却明細書を入手し移行処理は正しく行われていることを確認した。

ii) 引当金

平成 23 年度に地方公営企業会計基準が見直されたことにより、引当金の発生要件である「将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる」と認められるもの」に該当するものについては引当が義務付けられた。

引当金には将来の損失に備えるための負債性引当金があり退職給付引当金、修繕引当金と特別修繕引当金、賞与引当金等が考えられる。また、将来の収益の減額が見込まれる場合の評価性引当金として貸倒引当金が考えられる。

引当金を計上した場合はその方法を重要な会計方針として注記しなければならない。久留米市の下水道事業の令和 2 年度の決算書には退職給付引当金、賞与引当金、貸倒引当金の計上方法が記載されている。退職給付引当金は別に項目を設けて検討しているのでそちらを参照されたい。賞与引当金は支給対象期間が 12 月から 5 月の支給対象期間に対しての 6 月支給賞与見込額の 3 月までに該当する 6 分の 4 が当期に属する賞与額として正しく計上されていた。貸倒引当金については過年度 5 か年分の不納欠損率の平均を算出し、調定額に乗じて算出していた。その記載内容と計上額が正しいことを確かめた。

修繕引当金は企業の有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて引当てていくものである。特別修繕引当金は数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えていくものであり、法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り計上する。

令和 2 年度の決算において修繕引当金、特別修繕引当金の計上は必要がないことを確認した。

引当金の計上と久留米市企業局会計規程との整合性を検討したが久留米市企業局会計規程の第 7 章の 2「引当金」中、第 73 条の 2 に退職給付引当金の計上方法は定められているが、賞与引当金、貸倒引当金についての定めは無かった。④結果参照。

iii) 減損会計

「減損」とは、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態など、固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。地方公営企業が保有する固定資産のうち事業年度の末日において予測することのできない減損が生じたもの、又は、減損損失を認識すべきものは、その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失、又は認識すべき減損損失の額を減額した額を帳簿価額として付すこととされており、この場合に帳簿価額を減額した額を減損損失として特別損失に計上する。

令和 2 年度に久留米市企業局減損会計要領を策定し、減損会計を適用する旨の記載が注記にあり、以下の内容が記載されている。

1. グルーピングの方法

下水道事業は、雨水や汚水を運搬・処理するための複数の資産を保有し、それぞれの資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、事業全体を一体の資産グループとする。

ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産のうち、帳簿価額が 1,000 万円以上のものについては、個々の資産毎にグルーピングする。

2. 減損の兆候等

上記の固定資産グルーピングにて精査を行ったが、減損の兆候があると認められる固定資産はなかった。

しかし、実際には中央浄化センターに 1 件（令和 3 年 3 月 31 日現在の簿価 19,773 千円）の遊休資産が存在していた。詳細は減損の項目参照。④結果参照。

iv) リース取引の会計基準

リース取引とは、特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借り手に対し、合意された期間にわたりこれを使用する権利を与え、借手は、合意された使用料を貸手

に支払う取引をいう。しかし、リース取引の中には賃借人がリース会社に資金を調達してもらい、その資金で実質は賃借人が対象の資産を購入したのと同様の効果を持つリース取引がある。このようなリース取引については通常の売買取引に準じてリース物件をリース資産に計上し、これに係る債務をリース債務に計上することを求められるものである。

但し、中小規模の地方公営企業はそのようなリース取引についても、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理をすることが認められており、リース料の支払時に賃借料として経費処理することができる。

久留米市下水道会計も通常の賃貸借取引に準じて処理をしている。但し、賃貸借取引に準じて処理した場合も、未経過リース料は注記する必要がある。注記には未経過リース料が正しく記載されていることを確かめた。

v) キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書とは一会計年度のキャッシュ（現金）の動きを業務活動・投資活動・財務活動の区分に分けて収入と支出の状況を表した報告書である。業務活動によるキャッシュ・フローは通常の業務活動による資金の増減を示すものであり、主要な取引ごとに収入総額と支出総額を表示する方法（直接法）と損益計算書の当年度純損益に必要な調整項目を加減して表示する方法（間接法）があり選択適用が認められている。久留米市下水道会計は間接法でキャッシュ・フロー計算書を作成している。キャッシュ・フロー計算書は正しく作成されていることを確かめた。

④ 結果

(指摘4) 減損会計注記が事実と相違

減損会計の注記に「将来の使用が見込まれていない遊休資産のうち、帳簿価額が1,000万円以上のものについては、個々の資産毎にグルーピングする。」と記載されている。しかし、中央浄化センターに令和3年3月31日現在の簿価が19,773千円の遊休資産が存在していた。（詳細は減損の項目参照。）さらに、注記には「上記の固定資産グルーピングにて精査を行ったが、減損の兆候があると認められる固定資産はなかった。」と記載があり事実と反していた。実際に固定資産の視察を行い減損の兆候がないことを判定したのか疑いがもたれるところである。固定資産台帳を基にして現物資産の状況を調査し、固定資産の減損の兆候を判定すべきである。

(意見21) 賞与引当金及び貸倒引当金の計上方法の会計規程への記載

久留米市企業局会計規程第7章の2「引当金」に退職給付引当金の計上方法が記載されているが賞与引当金や貸倒引当金について記載されていない。これは総務省

の会計規程の記載例に退職給付引当金の計上方法しか示されていないことによるためと思われるが、引当金には見積もりの要素が多く、質的に重要な項目であることから計上方法を明確に会計規程に記載しておくことが望ましいと考える。修繕引当金や特別修繕引当金についても計上はされていないが、必要な場合は計上すべき引当金なので明記しておくことが望ましいと考える。

(2) 収入

① 概要

収入項目の過去5年分の推移

下水道事業会計のうち収益項目の過去5年分の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	年度および金額		平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	対前年度比(%)	金額(千円)	構成比(%)	対前年度比(%)	金額(千円)	構成比(%)	対前年度比(%)	金額(千円)	構成比(%)	対前年度比(%)	金額(千円)	構成比(%)	対前年度比(%)
下水道事業収益	6,537,369	100.0	6,544,564	100.0	100.1	6,566,138	100.0	100.3	7,038,493	100.0	107.2	7,350,879	100.0	104.4			
営業収益	4,430,026	67.8	4,555,436	69.6	102.8	4,585,527	69.8	100.7	4,613,847	65.6	100.6	4,696,310	63.9	101.8			
下水道収益	4,162,767	63.7	4,212,468	64.4	101.2	4,217,749	64.2	100.1	4,228,584	60.1	100.3	4,230,931	57.6	100.1			
雨水処理負担金	168,256	2.6	243,969	3.7	145.0	255,059	3.9	104.5	273,360	3.9	107.2	297,096	4.0	108.7			
その他営業収益	99,003	1.5	98,999	1.5	100.0	112,719	1.7	113.9	111,803	1.6	98.3	168,283	2.3	150.4			
営業外収益	2,105,944	32.2	1,985,421	30.3	94.3	1,979,025	30.2	99.7	2,421,589	34.4	122.4	2,642,783	38.0	109.1			
受取利息及び配当金	—	—	7	0.0	皆増	5	0.0	71.4	7	0.0	140.0	8	0.0	114.3			
他会計補助金	710,430	10.8	627,373	9.6	88.3	609,778	9.3	97.2	600,577	8.5	98.5	576,640	7.9	96.0			
長期前受金戻入	1,390,964	21.3	1,354,788	20.7	97.4	1,366,258	20.8	100.8	1,815,809	25.8	132.9	2,063,043	28.1	113.6			
雑収益	4,550	0.1	3,253	0.0	71.5	2,984	0.1	91.7	5,196	0.1	174.1	3,092	0.0	59.5			
特別利益	1,399	0.0	3,707	0.1	265.0	1,586	0.0	42.8	3,057	0.0	192.7	11,786	0.1	385.5			
過年度損益修正益	458	0.0	311	0.0	67.9	405	0.0	130.2	227	0.0	56.0	8,937	0.1	3937.0			
その他特別利益	941	0.0	3,396	0.1	360.9	1,181	0.0	34.8	2,830	0.0	239.6	2,849	0.0	100.7			

令和2年度においては、下水道事業収益の合計額は7,350,879千円となっている。

そのうち下水道使用料である下水道収益は4,230,931千円であり合計額の57.6%を占めている。また営業外収益の長期前受金戻入も2,063,043千円であり合計額の28.1%を占めている。

上記の表から下水道収益を円単位で抜き出すと以下のとおりとなる。

(単位：千円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4,162,767	4,212,468	4,217,749	4,228,584	4,230,931

また令和2年度の下水道収益の月別発生額は以下のとおりである。

月	金額(千円、税抜)
4	326,837
5	358,458
6	325,978
7	358,803
8	347,882
9	375,517
10	345,370
11	372,453
12	341,683
1	377,342
2	346,583
3	354,020
年間合計	4,230,931

※ 百円以下の位を切り捨てているため、月別金額合計は年間合計と一致しない。

下水道収益の合計額を見ると、平成 28 年度の約 65 億円だったのに対し令和 2 年度は約 73 億円となっており大きく増加している。これは令和 2 年度において長期前受金戻入の償却額の割合を訂正した事が主な要因となっている。一方、下水道事業の中心的な収入である下水道収益の金額は、毎年約 42 億円計上されており、過去 5 年間で大きな変化はない。また、下水道収益の月額発生額も、毎月約 3 億円超が計上されており、安定した収益を見込むことができる。

ア 定義

久留米市企業局会計規程によると、下水道事業会計の収入勘定は、以下のように定義されている。

款	項	目	節	(科目区分の説明)	
下水道事業収益	営業収益	下水道収益	下水道使用料	主たる営業活動から生ずる収益 下水道使用料	
		雨水処理負担金		雨水処理経費に係る基準内繰出金（雨水経費、雨水相当分利子、雨水減価償却費等）	
		その他の営業収益			
			国県市補助金		
	営業外収益			手数料	証明手数料、材料検査手数料等
				雑収益	上記以外の営業収益
					金融及び販売活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益
			受取利息及び配当金		
				預金利息	
				基金利息	
		貸付金利息			
		有価証券利息			
		その他受取利息			

	他会計繰入金	他会計繰入金	収益的支出を負担することを目的とする
	他会計補助金	他会計補助金	他会計からの繰入金で返済を要しないもの
	長期前受金戻入	長期前受金戻入	地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「則」という。）第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
	資本費繰入収益	資本費繰入収益	則第21条第3項の規定により、繰り入れた繰入金のうち、長期前受金に整理することなく収益化するもの
特別利益	雑収益	有価証券売却収益 不用品売却収益 その他雑収益	有価証券の売却代金 不用品の売却代金
	固定資産売却益		当年度の経常的収益から除外すべき利益
	過年度損益修正益		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
	その他特別利益		前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの

イ 下水道の料金について

(ア) 料金体系

i) 水道料金

- ・基本料金＝メーターの口径により料金が異なる。
- ・従量料金＝使用量により料金を計算する（逓増制）

※逓増制：使用する水量が多いほど、水量 1 m³あたりの料金が高くなる料金制度。

ii) 下水道使用料

- ・基本使用料＝最低責任使用料
(使用量 20 m³ までは基本使用料のみ発生する)
- ・従量使用料＝使用量 21 m³ から使用料を計算する（逓増制）

(イ) 料金の請求と支払

- i) 口座制＝毎月 5 日頃各金融機関へ口座振替依頼
- ii) 口座振替日＝毎月 15 日・再振替日＝月末（振替日が土日祝日の場合は翌営業日）
- iii) 納付制＝10 日頃納入通知書を使用者に郵送し、郵送した月の月末が納入期限日となる（土日祝日の場合は翌営業日）。金融機関・コンビニエンスストア・久留米市企業局で支払いができる。ただし、コンビニエンスストアで支払う場合のみ翌月 7 日まで支払いができる。

ウ 検針、納付月、基本料金、従量料金について

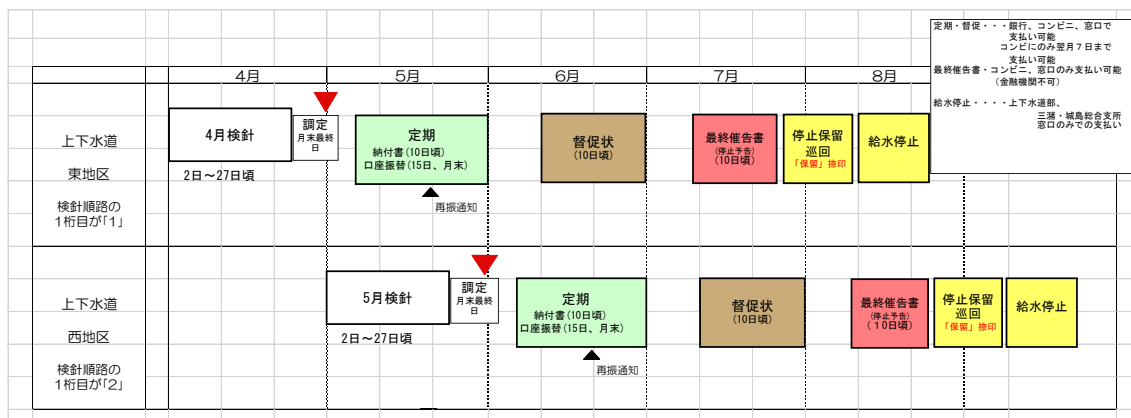
久留米市上下水道部では、市内を 2 つの地区に分けており、奇数月に納付する東地区と、偶数月に納付する西地区に分類している。各地区の検針、納付月、基本料金、従量料金の関係は以下のとおりである。

東地区							西地区						
水道納期	検針		偶数月		奇数月		水道納期	検針		奇数月		偶数月	
1期	2期	3期	4期	5期	6期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	1期	2期
検針	4月	6月	8月	10月	12月	2月	検針	5月	7月	9月	11月	1月	3月
納付月	5月	7月	9月	11月	1月	3月	納付月	6月	8月	10月	12月	2月	4月
基本料金	3・4月	5・6月	7・8月	9・10月	11・12月	1・2月	基本料金	4・5月	6・7月	8・9月	10・11月	12・1月	2・3月
従量料金	2~4月	4~6月	6~8月	8~10月	10~12月	2~3月	従量料金	3~5月	5~7月	7~9月	9~11月	11~1月	1~3月

このように、各地区とも検針、納付は2か月ごとに行っており、複数月分の基本料金と従量料金を納付している。よって、各月ごとの基本料金や従量料金は判明しない体制となっている。

エ 滞納整理業務について

滞納整理業務のサイクルは以下のとおりである。



水道料金、下水道使用料を納入期限内に納付していない使用者に対し料金催促の通知等を発送するとともに、電話や自宅訪問を通して料金の請求・収納を行っている。

(ア) 督促状の発送

定期納付書の納期限内に支払いがない者、定期口座振替・再振替で振替不納の者に対して納期限を定めて督促状を送付する。

(法的根拠)

地方自治法 231 条の 3 第 1 項、地方自治法施行令第 171 条

定期納期限の翌月 10 日頃、圧着式ハガキで送付する。納期限は督促状を送付した月の月末、ただしコンビニエンスストアのみ翌月 7 日まで支払い可能である。但し、納期限が土日祝日の場合は翌営業日が支払期限となる。支払いは、久留米市企業局・金融機関・コンビニエンスストアで行ってもらう。

(イ) 最終催告書（停止予告通知）の発送

督促納期限内に支払いがない者で納付相談や支払い約束がない者に対して納期限を定めて最終催告書（停止予告通知）を送付する。

督促納期限の翌月 10 日頃、圧着式ハガキで送付する。支払いは、久留米市企

業局・コンビニエンスストアで行ってもらおう。支払期限は 25 日となっている。

(ウ) 返却郵便物の処理

定期納付書、督促状、最終催告書が返却郵便物として返ってきた場合、使用者に番地や送付先等の電話確認を行う。必要に応じて現地確認、再郵送等を行い対処する。

(エ) 支払い相談

下水道利用者より支払い相談の電話があった場合、受付できる範囲で受付する。最終的に最終催告書での支払いが困難な場合、原則誓約書を提出してもらい、久留米市企業局窓口に現金を持参してもらおう。最終催告書期限翌月 10 日までは電話約束でも受付は可能とする。

(オ) 誓約書受付

最終催告書の納付期限までに支払えないとの相談があった場合は、原則誓約書を提出してもらい、誓約期限までは給水停止を保留する。

(カ) 給水停止執行猶予（停止保留巡回）

最終催告書の納付期限から 2 営業日後に未納者リストを出力し、対象者に電話連絡を行う。連絡がつかない者は 3 営業日後から 3 日間程度で各戸を訪問巡回する。

(キ) 給水停止業務（水道を使用できなくする）

停止保留巡回後においても入金、納付相談、支払い約束がなかった使用者を対象に給水停止を行う。

(ク) 給水停止作業

i) 事前確認すること

- ・未納であることの確認
- ・分納誓約受付の有無
- ・名義変更又は中止の連絡がないかの確認
- ・支払い約束の連絡の有無

ii) 給水停止の執行

- ・給水停止の執行にあたっては、在宅の場合は事前に執行する旨を伝える。
(支払いが可能な場合は現地で現金領収書にて徴収、支払い約束を取れば)

給水停止を保留する)

- ・水道番号とメーター番号を確認後、メーターバルブを閉栓する。
- ・キャップがかからない等の理由がなければ基本的には停水キャップ等を用いて停止すること。

※停水キャップとは：利用者がメーターバルブを開けないようにするための、特殊な形状のフタのことをいう。

(ケ) 給水停止後の処理

給水停止後、営業管理システムに停水時刻・停水指針・止栓方法を入力し、完了区分を完了に変更し、停止執行とする。給水停止作業票は局内の作業票綴りに検針順路順に綴る。

(コ) 給水停止の解除

給水停止後、料金が納入された場合又は支払い約束の受付があった場合は給水停止の解除（開栓作業）を行う。給水停止解除の作業は料金センター収納班で行う。三瀨・城島地区は平日 19 時までは指定の開栓業者へ依頼、土日祝日・平日 19 時以降は料金センター収納班にて解除作業を行う。（翌営業日に支所へ連絡する。）

※停水入力後の解除作業はサービスショップへ依頼する。

開栓作業の時間は料金納入後、約 2 時間を要することを必ず伝えることとしている。

オ 時効が到来した下水道使用料の処理（不納欠損処理）

債権の時効 5 年を経過した下水道使用料については、会計上の不納欠損処理を行うものとする。

(ア) 実施時期

5 月（現年度）～翌年度の 4 月の月初

(イ) 実施要領

i) 顛末書ファイルの顛末書を整理

※顛末書：上下水道の使用を中止した料金滞納者に対する滞納整理の事跡をまとめたもの。

各ファイルの顛末書をチェックし、今年度、消滅時効期間の過ぎるものを月ごとに抽出する。

顛末書の中には既に入金になっているものも混じっている場合があるので日

頃から定期的に顛末書に目を通し、理由の確定や入金の有無のチェックを行う。

ii) 不納欠損対象となる下水道使用料（調定）を確認

毎月第1営業日以降に前月に欠損となる対象調定を営業管理システムから検索し、不納欠損一覧（予定）のリストを出力、リストをもとに顛末書をつき合わせる。

また、顛末書がないものについては、顛末書の代わりに、営業管理システム「調定情報画面」帳票にて対応する。

※営業管理システム：上下水道使用者の契約・支払状況を一元的に管理するためのシステム。

iii) 顛末書の内容と営業管理システムを照合し、交渉経過や備考・請求履歴・納付状況・調定額等をチェックし、不納欠損理由を確認する。

iv) 該当する上下水道料金の顛末書を見ながら各使用者、調定に対して不納欠損理由を入力していく。

※理由の内訳

停止・・・・・・・・水道の供給を停止した後、連絡がとれないもの

市外転出・・・・市外に転出した後、連絡がとれないもの

行方不明・・・・住民票がなく移転先も不明であるもの

倒産・・・・裁判所から通知が到着しており破産として処理したもの

死亡・・・・使用者死亡

その他・・・・上記以外の理由で不納欠損としたもの

v) 入力後に不納欠損予定者一覧を出力すると不納欠損理由毎に出力される為、入力漏れが無い事を確認のうえ、一覧表と処理に使用した顛末書の写しにて報告する。（5月から翌年度4月、毎月月初）

vi) 年度末3月分までの全ての入力終了したら夜間バッチにて不納欠損予定対象期が確定へと一括登録処理される。対象年度期間にて不納欠損対象者一覧表（確定）を出力し、不納欠損理由入力漏れや毎月報告分との件数や金額を突き合わせる。内容に差異がある場合は原因を特定する。内容に間違いが無い事を確認したうえで不納欠損対象者一覧（確定）、不納欠損月別集計表、不納欠損年度別集計表にて報告する。（翌年度4月初め）

カ 時効が到来した下水道使用料の推移

時効が到来し不納欠損処理を行った金額の過去 5 年間の推移は以下のとおりである。

年度	H28	H29	H30	R1	R2
金額 (円,税込)	4,526,918	3,392,980	3,951,640	2,746,900	2,388,031

不能欠損処理を行った金額は、平成 28 年度は約 450 万円であったが、令和 2 年度では約 230 万円となり、大きく減少している。令和 2 年度の下水道収入に対する不能欠損処理の割合は 0.05%である。

② 実施した監査の概要

- ア 下水道事業会計における収益項目の過去 5 年間の推移の分析
- イ 久留米市企業局経理規程において収入項目の定義を確認
- ウ 検針、納付月、基本料金、従量料金の関係の確認
- エ 滞納整理業務の確認
- オ 不納欠損処理の手続きの確認

③ 結果

(意見 22) 未収収益の計上

損益計算書の下水道収益の一部が、会計期間と対応していない。

すなわち、下水道収益は、2 か月分まとめて調定額を算定し、未収計上している。ここで、2 か月分の調定額の算定は、奇数月に検針を行って実施する地区と偶数月に検針を行って実施する地区とでタイミングが異なる。下水道事業会計の年度末は 3 月であるから、偶数月に検針が行われる地区では、3 月と 4 月の 2 か月分の基本料金が 4 月に未収計上される。さらに、従量料金については、2 月から 4 月にまたがる金額が 4 月に未収計上されている。収益の期間帰属の適正性を厳密におこなうためには、検針を毎月行い 1 か月ごとの調定額を算定する事が必要になる。現実的にこれが困難であるならば、財務諸表の注記により、下水道収益が期ずれになっていることを情報開示してはどうかと考える。

(3) 滞留債権への法的措置

① 下水道収益

ア 概要

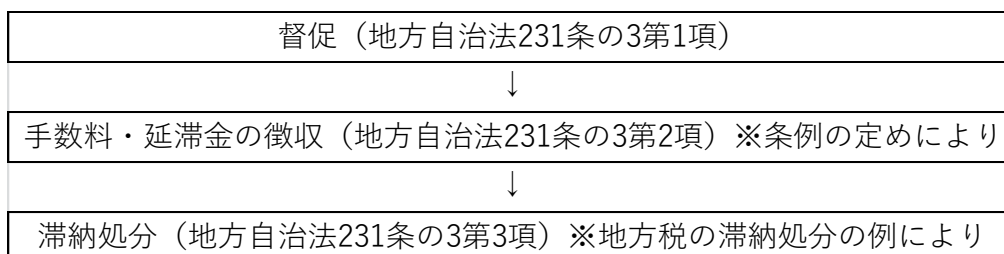
(ア) 滞留債権回収の概要

i) 法的根拠

下水道使用料債権は、公債権であり、未納となった場合の措置とそれぞれの法的根拠は、次のとおりとなる。

水道料金（私債権）と異なり、手数料・延滞金の徴収（条例の定めにより）、地方税の滞納処分の例による強制徴収が可能となる。

また、下記の各処分は、いずれも法律に基づく行政による処分行為であるため、行政不服審査法による不服申し立ての対象となる。



ii) 久留米市の滞納整理サイクル

下図は、久留米市企業局が定める水道滞納整理サイクルである。

企業局では、地区（東地区・西地区）ごとの基準日（2か月に1回）に検針を行い、「使用水量＝汚水排出量」と見なして、水道料金と同時に下水道使用料を調定している。

検針月の翌月に、上下水道料金の請求（納付書送付ないし口座振替）を行い、当月末までに入金がなかった場合は、翌月の10日頃に督促状を送付している。

なお、督促状の送付は、上下水道料金併せてなされるが、法的根拠は上水道料金と下水道使用料とで異なる。私債権である水道料金の督促は、地方自治法施行令171条が根拠となっているのに対して、下水道使用料の督促は、地方自治法231条の3第1項に基づくものである。

また、給水停止措置は、水道料金の未納に対する法的措置（水道法第15条第3項、久留米市水道条例第34条第1項）であるが、下水道使用料の未納者は、同時に水道料金も未納状態となっている関係で、事実上給水が停止されることとなる。

下水道のみ未納の場合は給水停止・下水停止措置はできない。

1. 水道滞納整理サイクル図

水道滞納整理サイクル図



iii) 支払相談・誓約書の作成

使用者より支払相談の電話があった場合、使用者の生活状況を聴き取り、支払猶予や分割払いなどの希望に応じています。

また、最終催告書支払期限日までに料金納入が困難な使用者から、支払期限延長の納付相談があった場合、使用者と納付誓約を取り交わし、誓約停止までは給水停止措置を保留している。(ヒアリングでの担当課からの回答より)

なお、久留米市企業局の「誓約事務処理マニュアル」では、支払相談対応時の留意事項について次のように記載している。

納付相談に応じる際は、使用者の状況をよく聞き取り、料金システム(以下「システム」)の交渉記録、納付状況及び地区担当者が保持している情報なども参考にするなど、使用者の情報収集と状況把握に努め、誠実に対応を行うものとする。

公平性・公正性を確保しつつ、個々のケースや必要に応じて、臨機応変に柔軟に対応することも重要である。きめ細やかな配慮が必要な場合もある。申請者の状況を十分考慮の上、確実に誓約履行しうる内容で誓約するものとする。

(久留米市企業局「誓約事務処理マニュアル」より)

iv) 手数料・延滞金の徴収、滞納処分

久留米市では、下水道使用料の未納者より手数料・延滞金を徴収する根拠となる条例の定めがないため、手数料・延滞金の徴収は行われていない。

また、滞納処分は、未納料金の額に対するコストが懸念されることから、これまでに行った例はないとのことであった。

(ヒアリングでの担当課からの回答より)

v) ヴェオリア・ジェネッツ株式会社への業務委託

企業局は、上下水道料金収納業務をヴェオリア・ジェネッツ株式会社へに委託しており、未納債権の管理は主に受託業者が行っている。

受託業者の業務内容のうち、下水道使用料の収納・債権管理に関する業務は下記のとおりである。

業務範囲	
収納業務	① 下水道使用料の収入及び領収証書交付
	② 収納金の管理及び保管
	③ 収納金の出納取扱金融機関への預入れ
	④ つり銭の管理及び清算
	⑤ 還付金の支払
	⑥ 上下水道料金等の収納消込処理
	⑦ 収納に係る資料等の作成
	⑧ 納入通知書の作成、発送（発送除外分の引抜きを含む。）
	⑨ 納入通知書の再発送
	⑩ 督促状の作成、発送（発送除外分の引抜きを含む。）
	⑪ 宛先不明分（郵送返戻分）の宛先調査及び再発送
	⑫ その他収納に関連する業務

業務範囲	
滞納整理業務	①滞納者情報の管理及び収納状況の確認
	②滞納整理に係る交渉等の記録作成、交渉経過等のシステムへの入力
	③最終催告書の作成、発送（発送除外分の引抜きを含む。）
	④宛先不明分（郵便返戻分）の宛先調査、再発送
	⑤滞納者に対する電話催促

⑥	現地訪問による上下水道料金等の収納
⑦	納付相談、誓約書の受付及び管理
⑧	滞納整理用顛末書の作成、管理
⑨	現金領収証等の管理
⑩	滞納者の転出先の追跡調査及び送付先変更入力

業 務 範 囲	
下 水 道 使 用 料 関 連 業 務	①下水道使用開始届・異動届等のシステムへの入力
	②減免申請の受付及び減免決定資料の作成
	③下水道のみ使用者への各種通知書等の作成及び発送
	④認定汚水量のシステムへの入力
	⑤下水道使用料に関する問合せ対応
	⑥下水道のみ使用者への使用料催告及び訪問徴収
	⑦排水設備使用状況等の調査
	⑧その他下水道使用料に関連する業務

(久留米市企業局「料金センターにおける業務範囲」より)

vi) 料金管理システムでの受託業者との情報共有

企業局では、令和元年10月より、上下水道料金管理のWEBシステム「AQUASTAFF」(富士通エフ・アイ・ピー株式会社製)を導入し、同システムにより、検針・収納・未納管理を行っている。

受託業者とは、同システムを通して滞納状況等について情報を共有している。

「AQUASTAFF」では、使用者ごとに収納状況・誓約書の有無・停水の有無等の情報が入力されており、企業局と受託業者が互いに情報の入力・閲覧ができる状態となっている。

例えば、納期限を過ぎた調定のうち、支払い相談等で督促を保留にする場合には、相談を受けた担当者がシステムに「請求保留」と入力する。請求保留一覧に記載されていない調定についてのみ、督促状・最終催告書が出力される。

ただし、督促状等の発送日の午後3時まで、システム上の情報を確認し、新たに入金や誓約等がなされた場合は、手作業で督促状等の引抜作業を行う。

なお、現状、支払い相談対応・交渉過程の「AQUASTAFF」システムへの入力・督促状等の出力・引抜作業・発送作業は、マニュアル(事務処理の手順について記載)に従い、受託業者が行っている。

(久留米市企業局「督促状・最終催告書の発送フローチャート」、ヒアリングでの担当課からの回答より)

(イ) 滞納状況

令和3年3月末日（令和2年度末）時点

滞納件数 599 件

滞納金額 4,377,280 円

数が多いため、滞納金額の多い上位10名を抽出したところ、次の通りの状況であった。（2の者は、異なる水道番号でそれぞれに滞納あり。）

滞納者一覧（上位10名抜粋）

	滞納回数	滞納金額（円）
1	19	1,183,429
2	26	245,355
	3	8,270
3	15	215,112
4	14	147,016
5	14	125,969
6	3	103,423
7	4	101,745
8	6	96,039
9	10	78,257
10	3	68,023

- i) 1の者は、一番古くて平成26年5月調定分の滞納があり、1回の調定あたりの上下水道料金も高額（下水道使用料だけで6～7万円）である。誓約書記載の月の支払額を毎月発生する上下水道料金が上回っている状態である。
- ii) 2の者は、平成29年11月調定分より支払いがなされておらず、現在の滞納分の支払いに関する誓約書は作成されていない。
- iii) 3の者は、平成30年9月調定分より支払いがなされておらず、現在の滞納分の支払いに関する誓約書は作成されていない。
- iv) 4の者は平成29年分と、平成31年2月調定分以降の支払いがなされていない。平成30年4月付の誓約書にて、未納分は偶数月に1万円ずつ、誓約日以降の調定分は口座引き落としにて支払う旨記載があるが、平成31年から未納が続いている。
- v) 5の者は、平成30年11月調定分より支払いがなされておらず、現在の滞納分の支払いに関する誓約書は作成されていない。
- vi) 6の者は、令和2年8月調定分より滞納しており、令和2年10月作成誓約書に、毎月5,000円ずつ支払う旨記載があるものの、その後5,000円しか支

払いがなされていない。

- vii) 7の者は、令和2年7月調定分より滞納しており、令和3年7月付の誓約書にて、毎月末日までに15,000円ずつ支払うとの記載あり。
- viii) 8の者は、令和2年2月調定分より滞納しており、現在の滞納分の支払いに関する誓約書は作成されていない。
- ix) 9の者は、令和元年6月調定分より滞納しており、現在の滞納分の支払いに関する誓約書は作成されていない。
- x) 10の者は、令和2年8月調定分より滞納しており、令和3年6月付の誓約書にて支払い約束あり。

(ウ) 時効

i) 下水道使用料債権の時効

下水道使用料債権の消滅時効は5年である（地方自治法236条第1項）。

5年が経過した時点で債権は消滅し、時効の援用を要しない。また、時効の利益を放棄することもできない（地方自治法236条第2項）。

ii) 時効の更新（時効の中断）

納期限後の最初の督促（地方自治法231条の3第1項）は、時効の更新の効果があるため（地方自治法236条第4項）、督促状の到達日の翌日から新たに時効が進行する。

ただし、その後の催告には、時効の更新の効果はなく、時効完成前に催告を行った場合に、時効の完成が6か月猶予される（民法150条）。

また、納付誓約書の作成、猶予・分割申請、一部納付は、債務承認となるため、時効の更新（中断）により、新たに時効が進行する（民法152条、改正前民法147条第3項）。

なお、改正前民法の時効の中断と、改正民法の時効の更新は、同義である。令和2年4月1日以降になされた督促、債務承認は、改正民法が適用され、時効の更新となる（いずれにせよ法的効果は変わらない）。

iii) 協議による時効の完成猶予

改正民法により、本来の時効完成前に、権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、合意のあった時から1年が経過するまで、1年未満の協議期間の定めがあった場合はその期間の経過まで、時効の完成が猶予されることとなった（民法151条第1項）。

この「書面」は、電磁的記録でも足り（民法151条第4項）、例えば協議の申し込みの電子メールに対して、債務者からそれに応じる内容のメールが返信された場合などがこれにあたる。

同規定は、下水道使用料債権にも準用され（地方自治法 236 条第 3 項）、令和 2 年 4 月 1 日以降の協議に適用される。

債務者が金額等を争い、誓約書・一部納入による債務承認が得られない場合に、時効の完成を避けるために利用することが可能である。

iv) 不納欠損処理の状況

5 年経過（時効消滅）した下水道使用料については、会計上の不納欠損処理を行う。

令和 2 年度の不納欠損金額は下記のとおり 2,388,031 円（737 件）であった。

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度
不納欠損件数（件）	1,052	1,069	984	803	737
不納欠損金額（円）	4,526,918	3,392,980	3,951,640	2,746,900	2,388,031

また、不納欠損理由の内訳は下記のとおりである。

このうち、市外転出者への対応は、住民票の履歴から、転出先に督促状を送付する対応はしているとのこと。

行方不明者へは、住民票調査・現地調査を行っているとのこと。

不納理由	H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		R2年度	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
停止	351	33.4%	280	26.2%	291	29.6%	228	28.4%	214	29.1%
市外転出	195	18.6%	242	22.6%	213	21.6%	193	24.0%	169	22.9%
行方不明	238	22.6%	284	26.6%	323	32.8%	252	31.4%	196	26.6%
死亡	55	5.2%	65	6.1%	8	0.8%	24	3.0%	43	5.8%
倒産	39	3.7%	17	1.6%	99	10.1%	8	1.0%	26	3.5%
その他	174	16.5%	181	16.9%	50	5.1%	98	12.2%	89	12.1%
計	1,052	100.0%	1,069	100.0%	984	100.0%	803	100.0%	737	100.0%

イ 実施した監査手続

担当課のヒアリング、関係資料（収納業務概要、個別未納者一覧等）、閲覧

ウ 結果

（指摘 5）受託業者との連携

滞納者の中に、毎月の下水調定水量が多量であり、1 回の調定額が高額になっている者がいるが、その改善について受託業者による対応が十分になされておらず、滞納額が高額になっている。

企業局と受託業者とで連携して、改善策を検討すべきである。

水道事業の包括外部監査（平成 30 年度）にて同様の指摘を行ったが改善されていなかった。

（指摘 6）強制徴収の検討

滞納額が高額で、滞納期間も長期にわたる者については、強制徴収による債権回収も検討すべきである。

（指摘 7）誓約管理の徹底

滞納回数が多く、新たな滞納額についての誓約書の取り直しができていない者もいる。また、誓約書どおりの支払ができていない者もいる。

企業局は、債権管理について受託業者に説明を求め、債権管理の徹底に努めるべきである。

（意見 23）延滞金・手数料条例の制定検討

強制徴収は、債務者に財産がない場合は功を奏しない。

他方で、延滞金・手数料の追加徴収は、新たな滞納の抑止や滞納状態解消の動機付けにも繋がるし、強制徴収よりも簡便であるから、本来であれば延滞金・手数料の制度により債権回収を図りたいところである。

久留米市においては、下水道使用料債権について、延滞金・手数料を徴収する根拠条例がないため、今後は条例で定めることの要否について検討すべきと考える。

（意見 24）下水道使用料の協議合意書

民法改正により、令和 2 年 4 月 1 日以降に時効が完成する債権については、同日以降に、滞納者との間で、下水道使用料債権について協議を行う旨の合意書（電磁的記録でも可）を作成することで、時効完成を 1 年間（再度の合意により最長 5 年まで猶予できる）伸ばせることになった（民法 151 条）。

今後は、この協議の合意書を活用するなどして、不納欠損を減らすようにすべきである。

② その他の営業収益

ア 概要

(ア) 受益者負担金・受益者分担金制度

下水道整備には、多額の建設費が必要となる場所、下水道は、道路や公園などとは異なり、整備された区域内の人だけがその施設を利用することができ、下水道施設により利益を得ることができる。

そこで、公費負担の公平の観点から、受益者（公共下水道が整備される区域内にある土地の所有者・地上権などの権利を有する者）に、土地の面積に応じて建設費の一部を負担してもらうのが、受益者負担金・分担金制度である。

受益者負担金・分担金は、権利を有する土地の面積に応じた一定額を、年4回、5年間の分割で支払うよう納期限が定められている（20回払い）。

i) 受益者負担金・分担金の滞留債権回収

下水道受益者分担金は、地方自治法 231 条の 3 第 1 項の「分担金」に当たり、債権回収の手続きと法的根拠は、下水道使用料債権と同じである。

これに対し、下水道受益者負担金は、都市計画法第 75 条を根拠とする債権である（都市計画法第 75 条第 1 項）。

したがって、納付期限までに分担金の納付がなかった場合は、都市計画法に基づき催告を行わなければならない（同法第 75 条第 2 項）、条例の定めにより延滞金の徴収ができる（同法第 75 条第 4 項）。もともと、久留米都市計画下水道事業受益者負担に関する条例では延滞金の徴収についての定めはない。

また、受益者分担金と延滞金は、国税滞納処分の例により強制徴収を行うことができる（同法第 75 条第 5 項）。

ii) 滞納状況

受益者負担金・分担金の未収状況は次のとおりである。

受益者負担金

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
現年度	未收件数（期数）	632	524	440
	未収金額（千円）	3,079	2,388	2,015
過年度	未收件数（期数）	2,333	1,899	1,468
	未収金額（千円）	10,618	8,519	6,775

受益者分担金

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
現年度	未収件数（期数）	251	270	134
	未収金額（千円）	1,253	1,296	577
過年度	未収件数（期数）	351	467	399
	未収金額（千円）	1,586	2,137	2,033

iii) 時効

① 時効消滅

下水道受益者分担金は、地方自治法第 236 条第 1 項により、下水道受益者負担金は、都市計画法第 75 条第 7 項により、5 年間で時効消滅する。

納期限後の最初の督促・債務承認による時効の更新、完成猶予については、下水道使用料債権と同様である。

② 不納欠損

5 年経過（時効消滅）した受益者負担金・分担金については、会計上の不納欠損処理を行う。

受益者負担金・分担金の不納欠損状況は次のとおり。

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
受益者 負担金	未収件数（期数）	670	637	380
	未収金額（千円）	2,786	2,655	1,623
受益者 分担金	未収件数（期数）	35	41	45
	未収金額（千円）	118	131	186

イ 実施した監査手続

担当課ヒアリング・関係資料の閲覧

ウ 結果

（意見 23）延滞金・手数料条例の制定検討

強制徴収は、債務者に財産がない場合は功を奏しない。

他方で、延滞金・手数料の追加徴収は、新たな滞納の抑止や滞納状態解消の動機付けにも繋がるし、強制徴収よりも簡便であるから、本来であれば延滞金・手数料の制度により債権回収を図りたいところである。

久留米市においては、受益者負担金・分担金債権について、延滞金・手数料を徴収する根拠条例がないため、今後はその制定も検討すべきと考える。

(意見 24) 下水道使用料の協議合意書

民法改正により、令和 2 年 4 月 1 日以降に時効が完成する債権については、同日以降に、滞納者との間で、下水道使用料債権について協議を行う旨の合意書（電磁的記録でも可）を作成することで、時効完成を 1 年間（再度の合意により最長 5 年まで猶予できる）伸ばせることになった（民法第 151 条）。

今後は、この協議の合意書を活用するなどして、不納欠損を減らすようにすべきである。

(4) 雨水処理負担金

下水道事業に係る経費の負担区分は「汚水私費・雨水公費」が原則とされている。ただし、汚水処理に要する経費のうち公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担されている。

また、国（総務省）は下水道事業のみならず地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上し、一般会計が公営企業会計に繰出基準に基づく繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税による財源措置を講じている。

久留米市の下水道事業における雨水に対する公費負担については、久留米市企業局会計規程によると、雨水処理負担金として雨水処理に係る基準内繰出金（雨水経費、雨水相当分利子、雨水減価償却費等）と定義されている。

令和2年度における損益計算書の雨水処理負担金の金額は297,096千円である。平成28年度の雨水処理負担金の金額168,256千円と比較すると、約1億3千万円増加している。これは近年の久留米市の豪雨被害の影響も一つの要因となっている。

雨水処理負担金を含む、一般会計からの繰入金の推移は以下のとおりである。

	(単位：千円)				
	H28	H29	H30	R1	R2
雨水処理に要する経費	168,256	243,969	255,059	273,360	297,096
分流式下水道等に要する経費	534,134	470,004	460,261	446,091	450,066
下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	24,581	20,467	21,242	21,125	20,281
水洗便所に係る改善命令等に関する事務に要する経費	4,606	4,246	5,264	4,420	4,036
不明水の処理に要する経費	27,692	19,924	18,462	26,966	37,232
高資本費対策に要する経費	29,208	30,156	28,774	34,697	0
下水道使用料減免に要する経費	27,651	28,656	28,604	29,023	29,957
下水道事業債（特例措置分）の償還に要する経費	126,135	125,854	125,857	107,591	58,531
緊急下水道整備特定事業等に要する経費（緊特）	171,256	169,941	169,855	169,768	169,683
下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費	453,481	453,783	453,622	453,954	500,115
公営企業災害復旧債の償還に要する経費	0	0	0	5	3
基準内繰入合計	1,567,000	1,538,344	1,538,396	1,537,977	1,537,043
基準外繰入	0	28,656	28,604	29,023	29,957
合計	1,567,000	1,567,000	1,567,000	1,567,000	1,567,000

前述したとおり、表の一番上の項目である雨水処理負担金は、増加し続けているが、一番下の項目である合計の金額は、過去5年間1,567,000千円で変化して

いない。これは、一般会計からの繰入金は必要額を積算で算定・繰入れしているわけではなく、市長部局（一般会計）から下水道事業へ毎年定額が繰出され、受け入れ側である下水道事業で雨水処理費用実績に基づき雨水処理負担金として充当し、その残りを分流式下水道に要する経費等に振分調整を行っているためである。

したがって、雨水処理負担金が増加しているからといって、一般会計から下水道事業会計に繰り入れられる金額が増加しているわけではなく、雨水処理費用が増大すれば、相対的に分流式下水道に要する経費等への充当が減少する状態となっており、下水道事業の財政悪化の一因となっている。

（意見 25）雨水処理経費の一般会計負担

雨水処理にかかる費用は、雨水公費の原則に従い、久留米市一般会計で負担すべきであり、雨水処理にかかる費用に対応させて雨水処理負担金を決定すべきである。一般会計から雨水処理経費と本来の下水道事業に対する繰入金をあわせて平成 28 年度から定額の 1,567,000 千円の繰入れはあるものの、雨水処理経費が増大すればそれだけ下水道事業への繰入金は減少することになる。久留米市では毎年のように発生する大雨による浸水被害を受け雨水処理にかかる費用は大幅に上昇することが見込まれることから、本来の下水道事業に回されるべき一般会計繰入金と雨水処理負担金は別に算定し、それぞれ繰入を行うようにすべきである。

(5) 営業費用等

① 概要

ア 営業費用の発生する施設の概要

久留米市下水道事業会計は地方公営企業会計が適用されており、自治体としての久留米市に適用されている普通会計とは異なる基準によっている。

下水道事業費用のうち営業費用は主たる営業活動から生ずる費用、つまり下水道事業を行うのに直接必要とされる費用のことである。下水道事業の営業費用が発生する主な施設は管渠、ポンプ場、処理場の3つである。

【管渠】

管渠とは家庭や工場から排水された汚水を処理場（浄化センター）へ運ぶために布設された下水管のことであり、下水管には汚水が自然に流れるように勾配がつけられている。現在、久留米市に埋設する下水管は総延長約 1,325 km におよび、久留米市から福島県の郡山市に届くほどの距離に相当する。



【ポンプ場】

下水管により地下深くまで流れていった汚水をポンプにより汲み上げ、再度下水管に流すための施設であり、久留米市内にはポンプ場が 10 箇所設置されている。

種別	施設名称	敷地面積 (ha)	施設諸元等
汚水中継 ポンプ場	長門石	0.03	吐出能力 3.4 m ³ /min 台数 3 台 (うち 1 台予備)
	櫛原	0.09	吐出能力 9.2 m ³ /min 台数 3 台 (うち 1 台予備)
	小森野	0.04	吐出能力 2.0 m ³ /min 台数 2 台 (うち 1 台予備)
	宮ノ陣	0.11	吐出能力 2.9 m ³ /min 台数 3 台 (うち 1 台予備)
	若松	0.14	吐出能力 1.01 m ³ /min 台数 3 台 (うち 1 台予備)
	合川	0.32	吐出能力 4.5、9.0 m ³ /min 台数 3 台 (うち 1 台予備)
	北野	0.17	吐出能力 2.3 m ³ /min 台数 2 台 (うち 1 台予備)
	大善寺	0.09	吐出能力 1.9 m ³ /min 台数 3 台 (うち 1 台予備)
	上津	0.12	吐出能力 1.6 m ³ /min 台数 2 台 (うち 1 台予備)
	三瀧	0.16	吐出能力 3.92 m ³ /min 台数 2 台 (うち 1 台予備)
雨水ポンプ場	篠山排水ポンプ場	0.65	吐出能力 840 m ³ /min 台数 2 台

※筒川及び筑後川の水位が基準以上に上昇した場合はポンプで汲み上げ筑後川に放出する。筑後川の水位が上がり逆流の恐れがあるときは水門を閉め水が逆流してくるのを防いでいる。

(櫛原中継ポンプ場)



櫛原中継ポンプ場は東櫛原町 854 に昭和 56 年に設置された施設であり、篠山校区、南薫校区からの汚水を中央浄化センターへ送水するための施設である。

固定資産台帳上の施設の固定資産計上額(取得価額)は 500 百万円程度である。施設は老朽化が進んでおり建物の耐用年数 50 年のところ現在までに 40 年が経過している。

施設の運転管理はキューセツ AQUA 株式会社と業務委託契約を結んでいる。

(合川中継ポンプ場)



合川中継ポンプ場は新合川一丁目3に平成14年に設置された施設であり、久留米地区の南部処理区の一部（東部処理分区、善道寺処理分区）と北野地区の南部処理区からの汚水を南部浄化センターへ送水するための施設である。

固定資産台帳上の施設の固定資産計上額（取得価額）は1,316百万円程度である。

施設の運転管理については月島テクノメンテサービス株式会社と業務委託契約を結んでいる。

(篠山排水ポンプ場)



篠山排水ポンプ場は旭町に昭和 57 年に設置され、大雨の時に筑後川の水位が上昇し、自然排水ができなくなった場合に筒川に集まった雨水をポンプで汲み上げて筑後川に流し、市街地の浸水を防ぐ施設である。

雨水公費の原則に基づき、市の一般会計から雨水処理負担金を受け入れている。施設の運転管理はキューセツ AQUA 株式会社と業務委託契約を結んでいる。

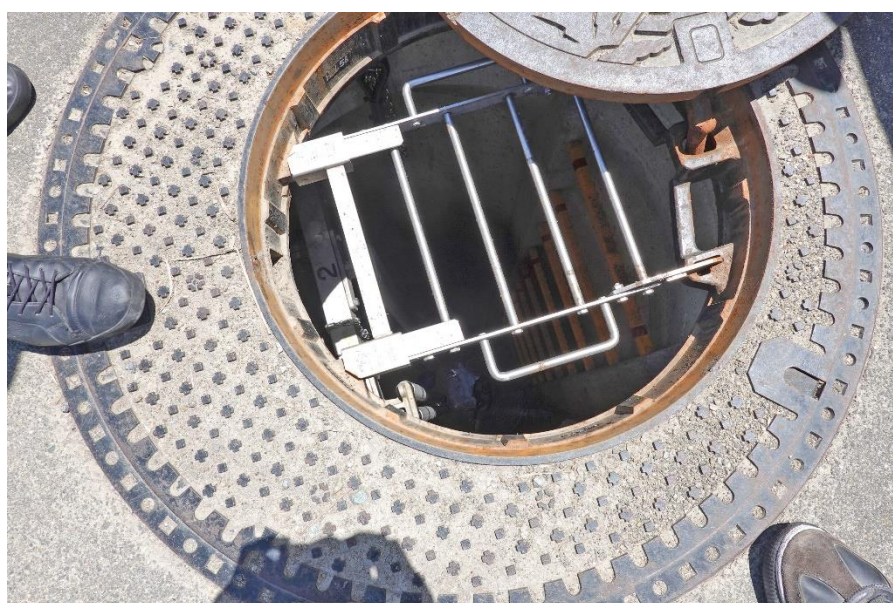


大量の雨水を吐出するため、強力なポンプが2基設置されている。



筒川及び筑後川の水位が基準以上に上昇した場合はポンプで汲み上げ筑後川に放出する。筑後川の水位が上がり逆流の恐れがあるときは水門を閉め水が逆流してくるのを防いでいる。

(勿体島北マンホールポンプ場)



下水は勾配を利用して、汚水を高い所から低い所へ自然流下で流しているが下水管が長くなると、埋設する下水管は地中での深さが深くなることで設置費用が高み、あわせて維持管理が難しくなる。そのため、マンホールの中にポンプを設置し、下水を地表付近まで揚水し再び自然流下で下水を流す施設であり、経済的な下水道を構築している。

マンホールポンプ場の運転管理については 57 箇所をキューセツ AQUA 株式会社、61 箇所を月島テクノメンテサービス株式会社、3 箇所を有限会社三潯環境、

20 箇所を久留米市清掃事業協同組合、13 箇所を有限会社キタエイ、16 箇所を有限会社田主丸衛生社と業務委託契約を結んでいる。

【処理場】

下水管により処理場（浄化センター）へ運ばれてきた汚水は、処理場で浄化され川へ放流される。

久留米市内には 3 箇所の処理場が設置されており、処理場の全体計画と現有施設の状況は下表のとおりである。

(浄化センター整備概要)

		中央浄化センター	南部浄化センター	田主丸浄化センター
全体計画	位置	津福本町 2241	安武町住吉 1900	田主丸町益生田 1101-6
	処理面積	1,889ha	4,077ha	516ha
	処理人口	109,800 人	159,600 人	13,300 人
	処理水量	62,400 m ³ /日	68,900 m ³ /日	6,100 m ³ /日
	敷地面積	123,400 m ²	121,000 m ²	13,900 m ²
	処理方法	嫌気無酸素好気法 (22 池)	嫌気無酸素好気法 (19 池)	オキシデーションディッチ法 (2 点 DO、2 池)
現有施設	処理面積	1,860.29ha	3,227.54ha	250.13ha
	処理人口	111,768 人	140,489 人	8,207 人
	処理能力	67,300 m ³ /日	46,500 m ³ /日	4,200 m ³ /日
	敷地面積	96,400 m ²	121,000 m ²	13,900 m ²
	処理方法	嫌気無酸素好気法 (段階的高度処理) (10 池)	嫌気無酸素好気法 (段階的高度処理) (9 池)	オキシデーションディッチ法 (2 池)
	運転開始	昭和 47 年 5 月	平成 6 年 4 月	平成 20 年 4 月

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

「嫌気無酸素好気法」

窒素やリンといった富栄養化の原因物質等を除去する処理方式（高度処理方式）の一つであり、嫌気タンク、無酸素タンク、好気タンクの順に配置し、リンと窒素を除去する処理法。

「オキシデーションディッチ法」

最初沈殿池を設けず、機械式エアレーション装置を有する無終端水路を反応タンクとして、低負荷条件で活性汚泥処理を行い、最終沈殿池で汚泥と処理水を分離する方法。

(中央浄化センター)



昭和 47 年 5 月供用開始の施設であり老朽化が激しい。

平成 30 年の大雨により処理場に浸水し、一部の施設が水没したことにより、1 日間稼働を停止した。

施設の運転管理についてはキューセツ AQUA 株式会社と業務委託契約を結んでおり令和 2 年度の業務委託費は 216,972 千円である。



平成 30 年の大雨による水没の後、防水壁を築造し、さらに外壁にブロックを積み嵩上げをするなどの処置がとられている。

建屋の外回りにも浸水を防ぐ応急的な処置がとられている。

(南部浄化センター)



平成6年4月供用開始の施設。
将来計画では多目的グラウンド上に施設の拡張を予定している。
施設の運転管理については月島テクノメンテサービス株式会社と業務委託契約を結んでおり令和2年度の業務委託費は184,308千円である。



下水処理に伴い発生する消化ガスは発電の燃料として有効利用し、発電した電気については固定価格買取制度を活用し売電を行っている。

(田主丸浄化センター)



平成 20 年 4 月 供用開始の施設である。

写真は 1 池の状態であるが、令和 3 年 3 月に南側に 1 池増設している。

施設の運転管理については有限会社田主丸衛生社と業務委託契約を結んでおり令和 2 年度の業務委託費は 24,951 千円である。



右側の建屋の地下にポンプ施設があり、オキシレーションディッチ槽に配管でつながっている。



奥に新設された池がある。中央浄化センターや南部浄化センターとは異なる方式が採用されており、処理能力も小さい。

イ 営業費用の内容と推移

(ア) 営業費用の内容

久留米市企業局の会計は公営企業会計を適用している。

「久留米市企業局会計規程」によれば、下水道会計の営業費用（項）は以下の中科目（目）と小科目（節）に分類される。

(営業費用)	主たる営業活動から生ずる費用 以下の中科目（目）に分類される。
管渠費	管路の維持管理に要する費用
ポンプ場費	ポンプ場施設の維持管理及び処理作業に要する費用
処理場費	水処理センターの維持管理及び処理作業に要する費用
雨水施設費	雨水施設の維持管理及び処理作業に要する費用
業務費	下水道使用料徴収業務、事業所排水水質規制、下水道普及促進に要する費用
総係費	事業活動の全般に関連する費用
減価償却費	・有形固定資産（建物、構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品、リース資産等）の償却額 ・無形固定資産（水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権及びリース資産等）の償却額
資産減耗費	・有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費 ・たな卸資産の毀損、変質又は滅失による除却費及び低価法による評価損

中科目はさらに以下の小科目に分類される。

(管渠費) (ポンプ場費) (処理場費) (雨水施設費) (業務費) (総係費) (減価償却費) (資産減耗費) の中科目について以下の小科目に分類	
給料	職員の本給
手当等	職員の扶養、暫定、期末、勤勉、超過勤務及び特殊作業等の諸手当
賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
賃金	臨時職員及び人夫の賃金
報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労災保険料及び労務災害補償費等
厚生福利費	医務、衛生、保健、文化、体育慰安等に要する費用
旅費	旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費
退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当

	の支払いに当たって不足が生じた場合の当該不足額
被服費	被服貸与規定に基づいて職員に貸与する被服の購入費
備用品費	事務及び工事中消耗品費並びに耐用年数 1 年未満又は取得価額 10 万円未満の器具、備品費
燃料費	工事中、自動車用及び採暖用燃料費
光熱水費	電気料金、ガス料金等
印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等
広告料	広告、宣伝に要する費用
委託料	水質試験、浄水方法の試験研究等の委託に要する費用
手数料	公金取扱、し尿処理、訴訟手数料等
使用料	高速道路使用料等
賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
薬品費	水処理及び水質試験用薬品費等の購入費
材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
補償金	補償金、賠償金、見舞金等
研修費	職員の研修に要する費用
食糧費	会議のための茶菓、弁当代等
負担金	分水負担金、庁舎維持負担金等
保険料	事業用財産に対する損害保険料
租税課金	自動車税、軽自動車税等の租税
雑費	上記の費用以外の費用

(イ) 営業費用の推移

(単位：千円)

費目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
管渠費	460,217	444,670	439,825	510,109	357,690
ポンプ場費	105,175	137,233	120,707	118,081	127,161
処理場費	833,563	872,800	914,439	947,197	978,186
雨水施設費	25,922	65,000	49,991	63,897	90,977
業務費	127,457	133,193	164,890	127,423	106,941
総係費	123,744	107,109	111,721	113,377	126,489
減価償却費	3,344,614	3,401,614	3,481,239	3,558,242	3,696,432
資産減耗費	113,390	23,598	48,417	22,876	58,450
営業費計	5,136,081	5,185,632	5,331,229	5,461,200	5,542,326

各費目の詳細と増減理由は以下のとおりである。

<管渠費についての主な項目の推移>

(単位：千円)

管渠費	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給料	16,730	18,492	21,077	21,343	23,288
賃金	11,114	5,682	3,232	2,367	-
委託料	197,858	163,606	278,466	253,792	206,047
修繕費	171,930	219,923	91,639	180,757	91,517
工事請負費	21,299	-	7,423	-	-
材料費	14,660	14,597	14,813	16,877	14,808
補償金	6,880	4,516	5,365	17,508	4,767

給料賃金：変動は臨時職員及び正規職員の配置見直しによるもの。

委託料：平成29年度から平成30年度にかけての増加は全体計画見直業務委託による。

修繕費：国・県・市の道路管理者による舗装修繕に伴うマンホール調整等が主なものであり、舗装修繕範囲が年度により変動する。

工事請負費：平成28年度、平成30年度は侵入水止水工事実施によるもの。

補償金：令和元年度の増加は事業損失補償金の件数及び金額によるもの。

<ポンプ場費についての主な項目の推移>

(単位：千円)

ポンプ場費	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
給料	9,158	9,184	8,597	8,299	8,433
手当等	4,109	4,633	4,369	2,864	4,120
委託料	27,906	38,617	31,671	36,560	37,844
修繕費	16,499	35,856	22,610	17,437	23,954
動力費	37,490	39,045	43,300	42,850	42,421

委託料：毎年度ポンプ場の増加に伴い増加する。平成 29 年度は突発的な委託があったため増加。

修繕費：平成 29 年度は小森野ポンプ場の監視装置が故障したため 9 百万円ほど増加した。

動力料：平成 30 年度の豪雨により、電力基本料が増加した。

<処理場費についての主な項目の推移>

(単位：千円)

処理場費	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
給料	31,044	28,444	29,516	30,232	28,373
手当等	15,030	13,036	15,004	15,684	14,176
賃金	1,275	1,487	1,603	1,327	-
委託料	531,979	580,733	606,706	631,825	680,609
修繕費	94,192	82,820	79,477	77,021	72,544
動力費	95,032	104,990	115,886	116,622	116,464
薬品費	43,295	38,348	41,762	50,796	42,410

給料・手当等：令和 2 年度の減少は育児休業取得、時間外勤務等が減少したことによるもの。

賃金：会計年度任用職員制度導入によるもの。

委託料：毎年度、労務単価が増加しているため。

修繕費：平成 28 年度は修繕の数、規模が大きかった。

<雨水施設費についての主な項目の推移>

(単位：千円)

雨水施設費	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
給料	5,217	5,436	5,644	6,815	6,917
手当等	2,380	2,570	2,603	4,013	4,327
委託料	7,230	46,425	29,453	27,423	21,121
修繕費	6,391	5,183	7,294	18,391	19,676
動力費	1,982	2,463	1,884	2,753	4,621
負担金	-	-	-	868	29,556

給料・手当等：令和元年度、貼り付け職員の変更により増加している。

委託料：平成 28 年度、平成 29 年度は雨水管理総合計画による増加。

修繕費：令和元年度より筒川浚渫作業計上のため増加。

動力費：運転時間は年度毎に変動する。

負担金：令和元年度、令和 2 年度は福岡県立久留米スポーツセンターテニスコート改修工事負担金

<業務費についての主な項目の推移>

(単位：千円)

業務費	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
給料	24,045	23,619	23,160	22,889	23,386
手当等	9,281	7,775	8,703	8,386	6,229
通信運搬費	8,822	10,588	11,047	11,516	11,388
委託料	16,910	27,193	60,026	24,765	11,190
賃借料	13,574	13,633	15,006	14,875	10,862
負担金	26,802	27,424	28,492	27,837	27,753
貸倒引当金繰入額	4,983	4,504	4,282	3,952	3,723

委託料：平成 30 年度の増加は令和元年度に導入した新営業管理システムの開発を委託したため。

賃借料：令和 2 年度の減少は旧営業管理システムの処理を行う汎用機の賃借が令和元年度に終了したため。

<総係費についての主な項目の推移>

(単位：千円)

総係費	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
給料	30,230	29,736	24,853	24,532	26,875
手当等	21,746	18,361	19,821	17,891	22,338
賃金	634	531	1,490	756	-
退職給付費	29,683	19,400	29,635	31,888	26,464
委託料	8,901	8,275	8,638	10,528	23,716
賃借料	1,836	1,812	1,811	2,855	2,562
修繕費	4,877	1,860	1,060	1,544	1,292

給料・手当等：会計年度任用職員制度導入によるものと、時間外勤務の増加によるもの。

賃金：会計年度任用職員制度導入による減少。

委託料：令和 2 年度の増加は経営戦略策定業務の委託によるもの。

賃借料：令和元年度、令和 2 年度の増加は財務システム入れ替えのため旧システムと平行稼働したことによるもの。

修繕費：平成 28 年度の増加は合川庁舎の突発修繕対応によるもの。

<減価償却費についての推移>

(単位：千円)

減価償却費	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
有形固定資産 減価償却費	3,344,614	3,401,669	3,481,239	3,558,242	3,696,432

<資産減耗費についての推移>

(単位：千円)

資産減耗費	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
固定資産除却 損	113,390	23,958	48,417	22,876	58,450

平成 28 年度は南部浄水センターの除塵設備、電気設備、機械設備等の除却が 78,524 千円あった。

② 実施した監査手続

- ア 給料・手当について規定に基づき正しく計算され、支給されているかを検証した。
- イ 委託料について委託業者の選定が適正に行われているか、委託料の算定が適正に行われているかを検証した。
- ウ 修繕費、動力費、薬品費の計上が適正に行われているか検証した。
- エ 減価償却費が正しく計上されているかを検証した。
- オ 資産減耗費の計上が適正に行われているか検証した。
- カ 雨水、汚水の処理経費が適切に区分されているか検証した。

③ 実施内容

- ア 企業局職員の給与は「久留米市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」「久留米市公営企業職員の給与に関する規程」により計算されている。勤怠情報は企業局で入力しており、計算は市人事厚生課が行っている。令和3年2月度の給与データを入手し正しく計算されていることを確かめた。結果に問題はなかった。
- イ 令和2年度の業務委託契約のうち金額が百万円以上の契約について業者選定方法が適切に行われており、契約金額が正しく算定されているか資料を入手し確かめた。

指名競争入札によるもの	13件
随意契約によるもの	11件
プロポーザルによるもの	1件

について、久留米市の「契約事務規則」「指名競争入札及び随意契約事務要領」に従って処理されていることを確かめた。指名競争入札について予定価格等が正しく算定されていることを確かめた。随意契約について地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する随意契約理由が適切であるかを検討した。(3)結果を参照。
- ウ 修繕費、動力費、薬品費の令和2年9月取引と令和3年2月の取引を全件抽出し「物品購入依頼権契約伺書」「支出負担行為決定書」「支払伝票(支出命令)」「請求書」と照合し、正しく処理されていることを確かめた。結果に問題はなかった。
- エ 令和2年度の減価償却明細書を入手し減価償却費が正しく計上されていることを確かめた。結果に問題はなかった。
- オ 令和2年度の資産減耗費はすべて固定資産除却損である。撤去工事について「支出負担行為決定書」「支払伝票(支出命令)」「請求書」と照合した。除却処分したものについて「除却依頼」と照合した。結果に問題はなかった。

カ 雨水費についてすべての費用が正しく集計されていることを確かめた。市から交付される雨水負担金との対応がとれているかを検討した。(3) 結果を参照。

④ 結果

(指摘 8) 特命随意契約の不合理性

特命随意契約をする場合には随意契約とする理由を開示することになっているが理由が不十分な契約があった。

- ・中央公園親水護岸清掃業務
- ・中央浄化センター、西側公園及び南広場植栽業務

上記、2 件の業務委託契約を随意契約とする理由として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「不動産の買入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工、又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないとするとき」に該当するとして、その理由を記載しているが十分に合理的なものとは思われなかった。十分に合理的と思われる理由を記載するか、競争入札にすることを検討すべきである。

(意見 26) 契約締結伺いの押印者

契約締結伺いに起案部門の上長の承認印が押されていない。責任の所在が不明確となるため起案部門の上長の承認印を押すべきである。

契約書(案)は起案部門が作成しているが、設計金額 300 万円以上となる契約締結の意思決定は、経理課内で回議され最終的に部長(7,000 万円以上は企業管理者)の決裁で承認されている。伺い書に添付されている仕様書及び設計図書等の資料の正確性を保証するためには詳細を把握している起案部門の責任者が確認し、承認印を押すべきであると考ええる。

(意見 27) 特別損失—水害被害

令和 2 年度の特別損失 116 百万円は田主丸増設事業の途中で OD 槽が水害にあったが保険をかけていなかったため、損害を受けた工事目的物に係る構築費用について、特別損失として計上したものである。今後何らかのリスク分散の方策を検討すべきである。

(6) 固定資産

① 概要

ア 定義

久留米市企業局会計規程の下水道事業勘定科目表によると、固定資産は以下のように区分されている。

「有形固定資産」とは、土地、建物、構築物、機械、器具及び備品等（耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもって所有する資産、例えば遊休資産、未稼働資産を含む。）をいう。

「土地」とは、事業用敷地及び公舎敷地、運動場等の経営附属用土地等であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買取手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係のあるものを除く。）及び測量費の合計額をいう。

「建物」とは、事務所、作業場、倉庫、車庫のほか公舎その他経営附属用建物、建物と一体をなす暖房、照明、通風等の付属設備、買収建物を使用するために要した模様替、改造等の費用及び建物に直接関係ある整地費を含む。

「構築物」とは、管路施設の管渠、人孔、ます等その他土地に定着する土木施設又は工作物をいう。

「機械及び装置」とは、機械、装置及びコンベア等の運搬施設並びにこれらの付属品をいう。

「車両運搬具」とは、自動車、その他陸上運搬具をいう。

「工具、器具及び備品」とは、機械及び装置の付属設備に含まれない器具及び電話設備、金庫、机等の備品で耐用年数1年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上のものをいう。

「建設仮勘定」とは、有形固定資産の建設又は改良のために支出した工事費（前払金等を含む）をいう。

(ア) 固定資産明細書

令和2年度の固定資産明細書は以下のとおりである。

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減 価 償 却 累 計 額			年度末 償却未済高	備 考
					当年度増加額	当年度減少額	累 計		
	円	円	円	円	円	円	円	円	
土 地	4,844,040,210	0	0	4,844,040,210	0	0	0	4,844,040,210	
建 物	6,161,102,394	0	0	6,161,102,394	207,313,870	262,848	1,346,132,440	4,814,969,954	
構 築 物	114,116,054,043	4,040,581,114	17,520,918	118,139,114,239	2,809,915,916	2,081,485	17,553,054,526	100,586,059,713	
機 械 及 び 装 置	12,194,527,680	1,340,051,702	72,346,585	13,462,232,797	675,718,718	38,879,444	5,083,577,177	8,378,655,620	
車 両 運 搬 具	78,716	0	0	78,716	0	0	0	78,716	
工 具、器 具 及 び 備 品	39,239,268	4,289,000	106,917	43,421,351	3,533,341	0	13,998,275	29,423,076	
小 計	137,355,042,311	5,384,921,816	89,974,420	142,649,989,707	3,696,481,845	41,223,777	23,996,762,418	118,653,227,289	
建 設 仮 勘 定	1,360,188,360	833,626,883	587,546,388	1,606,268,855	0	0	0	1,606,268,855	
合 計	138,715,230,671	6,218,548,699	677,520,808	144,256,258,562	3,696,481,845	41,223,777	23,996,762,418	120,259,496,144	

年度末償却未済高は、土地が 4,844,040,210 円、建物が 4,814,969,954 円、構築物が 100,586,059,713 円、機械及び装置が 8,378,655,620 円、車両運搬具が 78,716 円、工具、器具及び備品が 29,423,076 円、建設仮勘定が 1,606,268,855 円、合計 120,259,496,144 円であった。合計額のうち構築物の占める割合が約 83%となっているが、これは建設改良工事のうち管路施設の管渠、人孔、ます等その他土地に定着する土木施設又は工作物が完成・引渡しを受けると構築物として計上されるためである。

また当年度増加額を見ると、構築物が 4,040,581,114 円、機械及び装置が 1,340,051,702 円、工具、器具及び備品が 4,289,000 円、建設仮勘定が 833,626,833 円である。ここでも合計額の約 64%が構築物の金額となっている。

(イ) 建設仮勘定の金額について

建設仮勘定は、固定資産の完成・引渡しを受ける前の支出が計上される。当年度の貸借対照表価額は 1,606,268,855 円である。

前述したとおり、久留米市企業局会計規程では、建設仮勘定を、有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金を含む。）と定義している。しかしながら、前払金の項目でも述べた通り、詳細設計業務委託の前払金は、その完成・引渡し前は「その他前払金」に計上されており、また建設改良工事の前払金も、その完成・引渡し前は「前払工事代金」に計上されたままになっている。（「その他前払金」と「前払工事代金」は、前払金勘定の内訳科目である。）

当年度末のその他前払金の金額は 0 円であるが、前払工事代金の金額は 1,609,530,520 円であった。久留米市企業局会計規程の建設仮勘定の定義に従うと、この金額を加えた金額が、建設仮勘定に計上されるべきことになる。

(ウ) 年度末現在高及び減価償却累計額について

固定資産明細書の年度末現在高は、原則として有形固定資産の取得原価が計上される。ここで、有形固定資産の貸借対照表の表示は間接法となっており、取得原価から減価償却累計額を控除して期末帳簿価額を算定する形式をとっている。

久留米市下水道事業では、平成 26 年度より地方公営企業法（以下「法」という）を適用し、貸借対照表などを作成するようになった。それまでは貸借対照表を作成していなかったため、平成 26 年度以前から存在する資産の取得原価は、法適用時における資産の帳簿価額を算定し、これを取得原価の代わりにしている。

これに関する指針としては、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」があり、その手順 8「法適用時における資産の価格等の把握」には以下の記述がある。「法適用時における帳簿価格（取得原価）等を把握するため、法適用の日の前日までの減価償却累計額に相当する額（減価償却累計額相当額）を算出し、取得価額から差し引きます。複数年度に渡って建設を行った資産については、完成年度を起点として減価償却累計額を算出します。」

よって、固定資産明細書の年度当初現在高、年度末現在高及び貸借対照表の有形固定資産の間接法表示における取得原価の金額は、平成 26 年度以前から存在する減価償却資産に関しては、取得原価から減価償却累計額を差し引いた帳簿価額が計上されている。また、固定資産明細書と貸借対照表の減価償却累計額の金額も、平成 26 年度以降に取得した資産の減価償却累計額のみが計上され、平成 26 年度以前から存在する資産に関する減価償却累計額は計上されていない。

(エ) 固定資産の除却について

固定資産の除却に関しては、久留米市企業局会計規程に次のように定められている。

第 70 条（除却の整理）

有形固定資産を除却したときは、当該除却物件の帳簿価額（償却資産については、これに対応する減価償却累計額及び再使用可能なたな卸資産受入額を控除した残額）及び除却の費用は、固定資産除却費をもって整理しなければならない。ただし、除却物件のうち再使用可能なものは、その帳簿価額以内でたな卸資産に振り替えた残額とする。

固定資産の除却高は、固定資産明細書の当年度減少額に反映されている。令和 2 年度における主な減少額としては、構築物の取得原価の減少 17,520,918 円、

減価償却累計額の減少 2,081,485 円となっている。また機械及び装置においても取得原価の減少 72,346,585 円、減価償却累計額の減少 38,879,444 円が計上されている。

ここで、中央浄化センターを視察した結果、以下の資産については利用がされておらず用途廃止になっていることが判明した。

i) 中央浄化センター 1P 汚泥貯蓄タンク（旧汚泥洗浄タンク） 2 槽

（固定資産台帳の資産番号） 1971346300039

（取得年月日）昭和 47 年 4 月 1 日

（取得価額） 1,440,865 円

（令和 2 年度の減価償却累計額） 1,134,679 円

（令和 2 年度の未償却残高） 306,186 円

ii) 中央浄化センター 1P 第 2 消化タンク 2 槽

（固定資産台帳の資産番号） 197735230012

（取得年月日）昭和 53 年 4 月 1 日

（取得価額） 35,775,798 円

（令和 2 年度の減価償却累計額） 16,002,511 円

（令和 2 年度の未償却残高） 19,773,287 円



これに関し、久留米市企業局会計規程には、以下の定めがある。

第 69 条の 3（固定資産の用途廃止）

機械、器具その他これに類する固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の理由によりその用途に使用することができなくなったもの

については、管理者の決裁を受けて、用途廃止しなければならない。

上記の規程に従うと、上述した 2 つの固定資産は、管理者の決裁を受けて用途廃止の手続きをとり、除却の会計処理を行うことが必要である。

(オ) 減損会計について

下水道事業会計では、令和 2 年度より減損会計を適用している。そのため「減損処理の具体的手続き」を文書化し、これに基づいて会計処理を行っている。

ここで、「減損処理のフロー」は以下のとおりである。

ア、「資産のグループ化」を行う。次にイ、「減損の兆候の判定」を行い、減損の兆候があると判断した場合は、ウ、「減損損失の認識の判定」を行う。具体的には、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額より小さい場合は、減損損失を認識する事になる。その場合、エ、「減損損失の測定」を行い、オ、「減損損失の会計処理」を行うことになる。

令和 2 年度において下水道事業会計では、下水道事業を一つの固定資産グループとして取り扱ったうえで、減損の兆候がないと判定し、減損損失の計上を行わなかった。

これに関する判定資料は以下のとおりである。

1	固定資産のグループ化																																									
	下水道事業は、保有する複数の資産が一体となってキャッシュ・フローを生成している。また、令和2年度末時点で遊休資産は存在しない。 よって、久留米市企業局減損会計取扱要領(以下、要領)第4条により、下水道事業を一つの固定資産グループとして取り扱う。																																									
2	減損の兆候の判定																																									
	要領第5条(1)～(4)の基準により減損の兆候の判定を行った結果、兆候なしと判定する。																																									
	判定基準	兆候有無																																								
(1)	固定資産又は固定資産グループが使用されている業務活動から生じる損益が、概ね過去2期継続して赤字、又は継続して赤字となる見込みであること。	無(※1)																																								
(2)	固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じた又は生じる見込みであること。	無																																								
(3)	固定資産又は固定資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化した又は悪化する見込みであること。	無																																								
(4)	固定資産又は固定資産グループの市場価格が著しく(帳簿価額から50%程度)下落したこと。	無																																								
	(※1)営業活動から生じる損益																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>4,585,526,958</td> <td>4,613,847,014</td> <td>4,696,310,307</td> </tr> <tr> <td>営業外収益</td> <td>1,979,025,418</td> <td>2,421,589,007</td> <td>2,642,793,245</td> </tr> <tr> <td>内、受取利息等(控除)</td> <td>▲ 5,479</td> <td>▲ 6,684</td> <td>▲ 7,841</td> </tr> <tr> <td>業務活動から生じる収益</td> <td>6,564,546,897</td> <td>7,035,429,337</td> <td>7,339,095,711</td> </tr> <tr> <td>営業費用</td> <td>5,331,229,512</td> <td>5,461,200,277</td> <td>5,542,365,404</td> </tr> <tr> <td>営業外費用</td> <td>952,261,305</td> <td>902,124,362</td> <td>843,620,897</td> </tr> <tr> <td>内、支払利息等(控除)</td> <td>▲ 940,921,357</td> <td>▲ 889,565,133</td> <td>▲ 827,206,658</td> </tr> <tr> <td>業務活動から生じる費用</td> <td>5,342,569,460</td> <td>5,473,759,506</td> <td>5,558,779,643</td> </tr> <tr> <td>業務活動から生じる損益</td> <td>1,221,977,437</td> <td>1,561,669,831</td> <td>1,780,316,068</td> </tr> </tbody> </table>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	営業収益	4,585,526,958	4,613,847,014	4,696,310,307	営業外収益	1,979,025,418	2,421,589,007	2,642,793,245	内、受取利息等(控除)	▲ 5,479	▲ 6,684	▲ 7,841	業務活動から生じる収益	6,564,546,897	7,035,429,337	7,339,095,711	営業費用	5,331,229,512	5,461,200,277	5,542,365,404	営業外費用	952,261,305	902,124,362	843,620,897	内、支払利息等(控除)	▲ 940,921,357	▲ 889,565,133	▲ 827,206,658	業務活動から生じる費用	5,342,569,460	5,473,759,506	5,558,779,643	業務活動から生じる損益	1,221,977,437	1,561,669,831	1,780,316,068	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																							
営業収益	4,585,526,958	4,613,847,014	4,696,310,307																																							
営業外収益	1,979,025,418	2,421,589,007	2,642,793,245																																							
内、受取利息等(控除)	▲ 5,479	▲ 6,684	▲ 7,841																																							
業務活動から生じる収益	6,564,546,897	7,035,429,337	7,339,095,711																																							
営業費用	5,331,229,512	5,461,200,277	5,542,365,404																																							
営業外費用	952,261,305	902,124,362	843,620,897																																							
内、支払利息等(控除)	▲ 940,921,357	▲ 889,565,133	▲ 827,206,658																																							
業務活動から生じる費用	5,342,569,460	5,473,759,506	5,558,779,643																																							
業務活動から生じる損益	1,221,977,437	1,561,669,831	1,780,316,068																																							

② 実施した監査手続き

- ア 固定資産明細書と貸借対照表価額の突合
- イ 固定資産台帳の通査
- ウ 久留米市企業局会計規程の確認
- エ 前払金から建設仮勘定への振替処理の確認
- オ 平成26年度以前から存在する固定資産の貸借対照表価額の計上方法の確認
- カ 固定資産の除却処理の確認
- キ 減損会計の適用状況の確認
- ク 工事契約の事務手続き関係書類の通査

③ 結果

(指摘 9) 固定資産用途廃止・除却

固定資産の用途廃止及び除却の会計処理が行われていない。

すなわち、上述したとおり、視察の結果、中央浄化センターにおいて用途廃止となった固定資産が2つ存在していた。久留米市企業局会計規程の第69条の3に従えば、これらの資産は企業管理者の決裁を受けて用途廃止すべきであった。令和2年度においては、この手続きがなされておらず約20,000,000円の固定資産除却費が計上漏れとなっていた。このため久留米市企業局会計規程の第70条にも整合していない。毎決算期ごとに固定資産台帳を整備し、除却資産がないか確認する体制を整える事が必要となる。固定資産除却費が計上されないと、損益計算の利益のみならず、貸借対照表の固定資産の金額も過大計上となるため、每期確認する事が大切である。

(意見 28) 公営企業法適用前の固定資産簿価

平成26年度以前から存在する固定資産の取得原価は、貸借対照表及び固定資産台帳において、帳簿価格で計上されている事の情報開示がなされていない。

すなわち、上述したとおり、平成26年度以前から存在する固定資産の貸借対照表及び固定資産台帳の取得原価は、取得原価から減価償却累計額相当額を控除した金額となっている。これは、平成26年度において地方公営企業法を適用し、貸借対照表の作成を開始した事に関係するが、このことが計算書類において情報開示されていない。固定資産の期末簿価だけでなく、固定資産の取得原価や減価償却累計額の金額も、財務諸表利用者にとって重要な情報となる。平成26年度の地方公営企業法適用の経緯や影響額を財務諸表の「注記」に記載する事で、財務諸表利用者に情報提供することを検討してはどうかと考える。

(意見 29) 減損の兆候の判断資料

減損の兆候の有無の判定につき、より詳細な検討が必要である。

すなわち、令和2年度においては、減損の兆候が無いと判定し、減損損失を計上しなかった。上述したとおり、減損の兆候の判定に際しては、判定基準(1)の「過去2期継続して赤字、又は継続して赤字となる見込みであること。」については、数値による検証が行われているが、それ以外の判定基準(2)～(4)に関しては、詳細な検討を行った記録が残っていなかった。

(7) 流動資産

① 現預金

令和 2 年度久留米市下水道事業会計決算書の貸借対照表（以下「貸借対照表」という。）に計上されている現預金の額は、2,707,865,054 円である。その内訳は以下のとおりであった。

ア 現金

現金は、久留米市企業局合川庁舎 1 階にある料金センターで取り扱っている。久留米市企業局会計規程第 26 条第 2 項の規定により収入の誤納又は過納となった金額を払い戻すため必要がある場合は、即時現金を支払わせるため支払に必要な限度を超えない範囲において、その資金(当該払戻金に係る還付加算金を含む。)を前渡することができる。とされており、また、同規程第 26 条の 2 の規定により必要な資金を交付して、私人に支払の事務を委託することができ、上下水道料金等関連業務を委託しているヴェオリア・ジェネッツ株式会社の久留米営業所に前渡ししている。この資金前渡金については同社より提出させる「窓口還付資金精算報告書」により残高を把握している。令和 3 年 3 月 31 日現在の 1 階料金センターの小口現金残高は 143,392 円であった。

その他、預金に入金する前の履行証明手数料の受取額 400 円があったため、期末現金残高は、143,792 円であった。

イ 預金

預金は、株式会社筑邦銀行本店営業部の普通預金口座のみであり、資金移動は、基本的にこの決済用口座を通じて行われている。令和 3 年 3 月 31 日現在の預金残高は、2,707,721,262 円であった。この額は、株式会社筑邦銀行が発行した残高証明書により実在性を確認した。

資金予算表						
令和3年 3月						
久留米市下水道事業会計						
区分	科 目	執行済額			翌月予定額	翌々月予定額
		前月までの執行額	当月執行額	執行累計額		
収入	下水道事業収益	4,598,776,429	432,800,997	5,031,577,426	36,212,450	350,000,000
	企業債	0	5,333,400,000	5,333,400,000		
	他会計借入金	0	0	0		
	補助金	1,494,665,000	702,807,000	2,197,472,000	1,321,016,000	
	出資金	0	0	0		
	負担金	82,849,767	2,497,640	85,347,407	938,580	3,000,000
	一般会計繰入金	1,567,000,000	0	1,567,000,000	1,169,357,000	
	固定資産売却代金	0	0	0		
	短期貸付金	0	0	0		
	一時借入金	500,000,000	250,000,000	750,000,000		
	預り金	27,184,246	846,854	28,031,100	2,419,735	2,000,000
	その他の収入	171,973,376	123,621	172,096,997	1,505	
	合 計	8,442,448,818	6,722,476,112	15,164,924,930	2,529,945,270	355,000,000
支出	下水道事業費用	2,285,110,829	619,320,060	2,904,430,889	298,288,559	341,323,415
	建設改良費	2,662,258,376	1,567,038,132	4,229,296,508	1,938,231,987	250,000,000
	企業債償還金	1,886,854,479	1,699,388,631	3,586,243,110		102,645,256
	短期貸付金	0	0	0		
	一時借入金	0	750,000,000	750,000,000		
	前払金	2,675,154,480	152,863,260	2,828,017,740	100,000	100,000,000
	預り金	26,119,562	5,003,693	31,123,255	8,438,068	
	その他の支出	6,777,566	0	6,777,566	0	
	合 計	9,542,275,292	4,793,613,776	14,335,889,068	2,245,058,614	793,968,671
	収 支 差 引	△ 1,099,826,474	1,928,862,336	829,035,862	284,886,656	△ 438,968,671
	前年及び前月よりの繰越	1,878,829,192	779,002,718	1,878,829,192	2,707,865,054	2,992,751,710
	翌月への繰越	779,002,718	2,707,865,054	2,707,865,054	2,992,751,710	2,553,783,039

《現金預金内訳》単位：円

普通預金	2,707,721,262	残高証明書より
大口預金	0	残高証明書より
小払資金	143,392	営業管理課より（料金センター現金）
小払資金	0	経理課財務担当者より
有価証券	0	取引残高報告書より
履行証明手数料	400	取引残高報告書より
計	2,707,865,054	チェック（資金予算表－現金預金内訳）

② 前払金

ア 概要

貸借対照表に計上されている前払金の額は、1,609,530,520円である。久留米市企業局会計規程における下水道事業勘定科目表の資産勘定では前払金は、(A) 前払消費税及び地方消費税、(B) 前払工事代金、(C) その他前払金の3つに分類されている。

令和3年3月31日の残高は、(B) 前払工事代金が1,609,530,520円であり、

(A) 前払消費税及び地方消費税と (C) その他前払金の残高は 0 円であった。

ここで、(B) 前払工事代金とは、地方自治法施行規則附則第 3 条に該当する公共工事の前払金である。例えば、下水道管渠布設工事等の前払金がこれに該当する。

また (C) その他前払金とは、(A) 前払消費税及び地方消費税、(B) 前払工事代金以外の前払金のことをいい、下水道管渠及び処理場施設工事に係る設計業務委託の前払金などがこれに該当する。

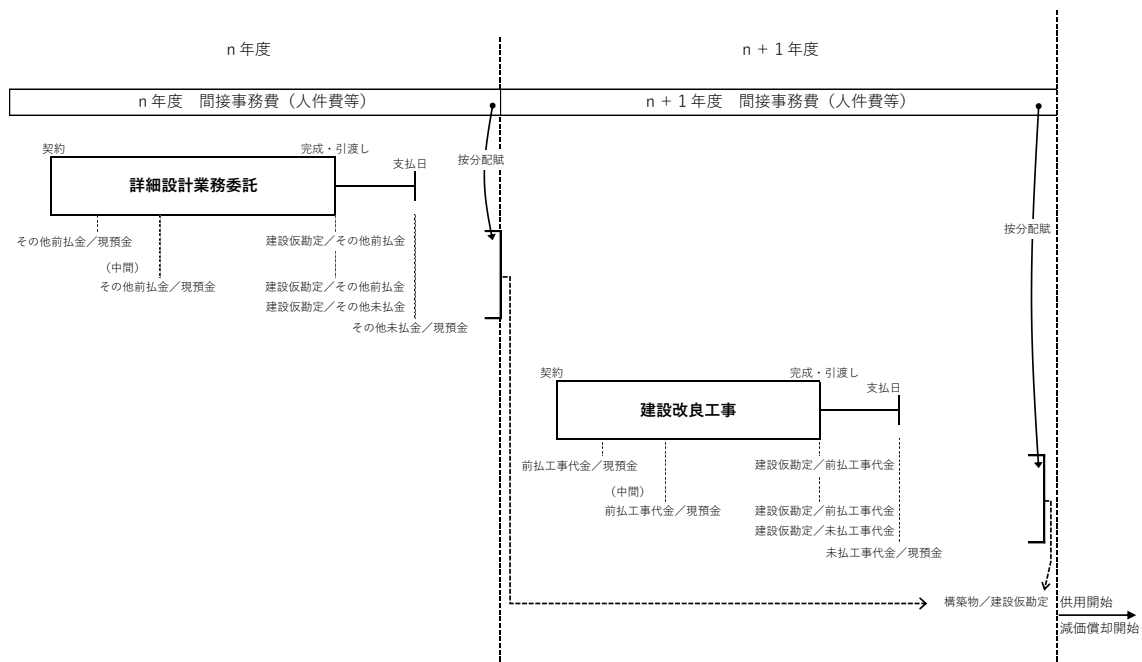
(ア) 建設改良工事における前払金の会計処理について

次の図に例示するとおり下水道事業の建設改良工事では、前年度に詳細設計に関する業務委託が行われることが多い。

詳細設計業務委託に関する前払金は、(C) その他前払金に集計され、設計書の完成・引渡し時に建設仮勘定に振替えている。但し、この時点では有形固定資産となる建設改良工事自体は完了していないので、建設仮勘定から本勘定への振替は行われない。

次に、下水道管渠等の建設改良工事が行われるが、これに関する前受金は、(B) 前払工事代金に集計され、工事が完成し引渡しを受けた時点で建設仮勘定へ振替を行う。

その後、下水道管渠等が事業に供された時点で、詳細設計業務委託に関する建設仮勘定と建設改良工事に関する建設仮勘定の額が、構築物勘定等の本勘定へ振替られる事になる。



(イ) 設計委託業務の前払金は 3 割であり、工事の前払金は 4 割となる根拠について

(C) その他前払金に集計される設計委託業務の前払金は、契約総額の 3 割であるが、(B) 前払工事代金に集計される建設改良工事の前払金は、契約総額の 4 割となっている。この額の根拠は、以下によるものであった。

○久留米市企業局会計規程 第 28 条 10 号

第 28 条 次の各号に掲げる経費で支払うべき債務金額の確定したものについては、債務履行期到来前に前金払をすることができる。

(10) 地方自治法施行令附則第 7 条に規定する公共工事に要する経費のうち、当該経費の 3 割（当該公共工事のうち地方自治法施行規則附則第 3 条第 1 項に規定する経費については、当該経費の 4 割、同条第 2 項に規定する既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の 2 割）を超えない金額（管理者が別に定める額を限度とする金額）

○地方自治法施行規則

附 則

第 3 条 公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が 50 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。第 3 項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（第 3 項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、これらの経費の 4 割を超えない範囲内とする。よって、設計委託業務の前払金は 3 割であるのに対し、工事の前払金は 4 割であることは、法令上の根拠が存在する。

③ 実施した監査手続き

ア 資金予算表による期末現金預金残高の内訳の確認

イ 預金残高と残高証明書の突合

ウ 前払金の会計処理の確認

④ 結果

指摘すべき事項は特段なかった。

(8) 固定負債（企業債、退職給付引当金）

① 概要

負債のうち、流動負債及び繰延収益以外の負債であって、償還期限が1年以降に到来する債務が固定負債である。

固定負債は企業債、他会計借入金、引当金、ファイナンス・リース取引におけるリース債務及びその他固定負債に区分される。固定負債と流動負債に分類するうえで当該事業年度の末日の翌日から起算して1年という期間を基準とする。

久留米市企業局会計規程において、固定負債に係る勘定科目並びに退職給付引当金の計上方法が規定されている。

（勘定科目）

第12条 局の経理は、損益勘定、資産勘定、資本勘定及び負債勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表に定めるところによる。

別表（第12条関係）

（平26公規程6・全改、令元公規程4・一部改正）

下水道事業勘定科目表

負債勘定

区分	款	項	目	(科目区分の説明)
固定負債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債		建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
		その他の企業債		建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（1年以内に償還期限の到来するものを除く。）
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための		建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借

	長期借入金	入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）
	その他の長期借入金	建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（1年以内に返済期限の到来するものを除く。）
リース債務		ファイナンス・リース取引におけるリース債務（1年以内に支払期限の到来するものを除く。）
引当金	退職給付引当金	将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払いに充てるための引当額（1年以内に使用される見込みのものを除く。）
	特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（1年以内に使用される見込みのものを除く。）
	その他引当金	
その他固定負債		上記以外の固定負債

（出所：久留米市企業局会計規程より転記）

（退職給付引当金の計上方法）

第73条の2 退職給付引当金の計上方法は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

ア 業務概要

（ア）企業債

企業債は、一般民間企業における社債及び長期借入金にあたるものであり、公営企業を経営する地方団体が、その企業の建設改良費及び準建設改良費の財源に充てるために起こした企業債及びそれ以外の企業債のうち、償還期限が1年以降に到来するものを固定負債として計上する。

下表は久留米市企業局における令和2年度の固定負債及び流動負債に計上されている企業債の明細である。

					(単位：円)
区分		前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
下水道事業	財務省財政融資	27,733,228,882	4,975,900,000	585,359,487	32,123,769,395
	地方公共団体金融機構	21,185,068,320	0	1,754,971,695	19,430,096,625
	銀行等引受	13,369,833,093	415,100,000	1,245,911,928	12,539,021,165
合計		62,288,130,295	5,391,000,000	3,586,243,110	64,092,887,185

(出所：久留米市企業局より入手した決算資料を転記)

久留米市企業局では公営企業会計システムを利用して企業債残高を登録管理している。

当該システム内で、借入情報（台帳番号、借入年度、借入年月日、借入金額、借入先等）及び償還情報（貸し付け方式、償還方法、償還年数、借入利率、支払期日、償還終期等）を管理している。

公営企業会計システムより台帳番号ごとに台帳帳票を出力することが可能で、また、一定時点における企業債残高にかかる償還予定明細の帳票も出力することができる機能を実装している。

なお、下水道事業会計決算書における企業債明細書を作成するにあたり、久留米市企業局の経理担当者は、公営企業会計システムより償還予定明細の帳票を出力して企業債明細書を作成するための表計算ソフトへ、発行年月日、種類、発行総額、償還高、未償還残高、発行価額、利率、償還終期及び備考の情報を手入力している。

(イ) 退職給付引当金

引当金とは、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合に、当該金額を引当金として貸借対照表に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するものである。

退職手当支給の原因は、職員の労働であると考えられることから退職手当は各年度に分担させることが発生主義の損益計算書上望ましいものであり、毎年度所要額を費用計上するとともに引き当てていくものが退職給付引当金である。

下表は、令和2年度における退職給付引当金の内容である。

(単位：円)

	期首残高	増加	減少	期末残高
退職給付引当金	125,422,401	26,464,000	6,777,566	145,108,835

(出所：久留米市企業局より入手した資料を基に作成)

また、令和2年度における退職給付費（繰入額）の算定過程は下記のとおりである。

(i) 令和元年度退職者分の取り崩し額（支払いは令和2年4月30日）

$$\begin{aligned} & \text{令和元年度末退職分} + \text{管理者分} \dots \text{【i】} \\ & 6,777,566 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 6,777,566 \text{ 円} \end{aligned}$$

(ii) 退職給付引当金（令和元年度退職者分取崩し後の額）

$$\begin{aligned} & \text{令和元年度末退職給付引当金} - \text{令和元年度退職者分取崩し額【i】} \dots \\ & \text{【ii】} \\ & 125,422,401 \text{ 円} - 6,777,566 \text{ 円} = 118,644,835 \text{ 円} \end{aligned}$$

(iii) 令和2年度退職者分取崩し額

$$\begin{aligned} & \text{令和2年度末退職者分} + \text{管理者分} \dots \text{【iii】} \\ & 0 + 0 = 0 \end{aligned}$$

(iv) 退職給付引当金（令和2年度末）

$$\begin{aligned} & \text{退職手当試算額} + \text{管理者分} - \text{令和2年度退職者分取崩し額【iii】} \dots \text{【iv】} \\ & 144,125,835 \text{ 円} + 984,000 \text{ 円} - 0 = 145,108,835 \text{ 円} \end{aligned}$$

(v) 令和2年度退職給付金（繰入額）

退職給付引当金（令和2年度末）【iv】 - （退職給付引当金（令和元年度退職者分取崩し後の額）【ii】 - 令和2年度退職者分取崩し額【iii】）

$$145,108,835 \text{ 円} - (118,644,835 \text{ 円} - 0) = 26,464,000 \text{ 円}$$

参考：令和2年度予算額 35,706,000 円

上記(iv)のうち、退職手当の試算額は久留米市総務部人事厚生課にて表計算ソフトの関数を用いて上下水道部の下水道事業会計に属する職員ごとに算出している。

退職手当の試算額は、久留米市職員給与条例、久留米市職員退職手当支給条例、久留米市特別職職員退職手当支給条例並びに久留米市企業管理者給与条例に準拠して試算され、下記の試算式となっている。

退職手当 = 基本額（退職日給料月額×退職事由及び勤続期間別支給率） + 調整額

試算するにあたっての前提条件は下記のとおりである。

- ・対象事業年度及び翌事業年度の2か年度分を試算する。
- ・各年度末時点で対象者が全て自己都合退職したもものとして試算する。

- ・調整額の算出にあたっては対象事業年度期首時点での職位に基づいて 60 か月在職したと仮定する。
- ・給料月額是对象事業年度期首時点の給料月額で試算し、その後の昇給及び昇格等については考慮しない。
- ・勤続期間について、下水道事業会計に属している期間に基づく。つまり、異動等で下水道事業会計に属していない期間は下水道事業会計の退職手当の試算額には反映されない。下水道事業会計にかかる勤務実態期間に則り退職手当が試算されている。

イ 5か年固定負債残高の推移

(単位：円)

固定負債科目名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
企業債					
建設改良費等の財源に充てるための企業債	49,829,174,473	52,118,224,824	52,573,448,234	54,601,048,088	56,318,609,927
その他の企業債	3,888,753,093	3,969,779,067	4,023,340,731	4,100,839,097	3,980,131,007
他会計借入金	0	500,000,000	500,000,000	500,000,000	0
退職給付引当金	57,960,750	71,019,224	99,763,931	125,422,401	145,108,835
合計	53,775,888,316	56,659,023,115	57,196,552,896	59,327,309,586	60,443,849,769

(出所：久留米市企業局より入手した資料を基に作成)

上表より、退職給付引当金は、下水道事業会計に属する対象職員の勤務期間の遡増又は昇給等に伴う月額給料の増加等により、残高が毎年度増加している。

② 実施した監査手続

- ア 担当部課担当者への質問
- イ 関連資料の閲覧

③ 結果

(意見 30) 入力方法の改善

経理課で作成する下水道事業会計決算書の資料を作成するにあたり、目視で手入力するという過程を減少させることが望ましい。

上述した企業債明細書を作成する場合、経理課担当者は公営企業会計システムより帳票を出力して、企業債明細書に必要な項目の情報を目視で手入力している状況である。

目視で手入力した場合、情報の入力漏れ又は入力誤りが発生する可能性があり、作業の生産性も低下することが挙げられる。

公営企業会計システムよりデータを抽出して表計算ソフトへデータを貼り付けてプログラミングにより集計する方法又は公営企業会計システムより企業債明細書の仕様で帳票を出力できる仕組みを実装する等、企業債明細書を作成する業務を

含む下水道事業会計決算書の作成工程を見直し、作業の属人性を減らし業務効率の向上等を図るべきである。

なお、公営企業会計システムを改修する場合、当該システムのベンダに対するコストが発生することが予想される。

よって、担当部課において現状の公営企業会計システムに実装されている機能を理解し、下水道事業会計決算書の作成工程で目視にて手入力する過程を減らすよう担当部課内で協議する機会を設けるべきである。

(9) 流動負債（一時借入金、企業債、他会計借入金、その他）

① 概要

負債のうち事業の通常取引において1年以内に償還しなければならない短期の債務が流動負債である。

流動負債は、一時借入金、企業債、他会計借入金、未払金、未払費用、前受金、前受収益、引当金、ファイナンス・リース取引におけるリース債務、その他流動負債に区分される。

久留米市企業局では、久留米市企業局会計規程（平成2年3月31日 久留米市公営企業管理規程第16号 最終改正 令和元年11月27日公営企業管理規程第4号）において流動負債に係る勘定科目を規定している。

（勘定科目）

第12条 局の経理は、損益勘定、資産勘定、資本勘定及び負債勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表に定めるところによる。

別表（第12条関係）

（平26公規程6・全改、令元公規程4・一部改正）

下水道事業勘定科目表

負債勘定

区分	款	項	目	（科目区分の説明）
流動負債	一時借入金			借入金等で貸借対照表日から起算して1年以内に返還又は支払いを要するもの
	企業債	建設改良等の財源に充てるための企業債		1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
		その他の企業債		1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
他会計借入金		建設改良等の財源に充てるための長期借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
		その他の長期借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金

リース債務			1年以内に支払期限の到来する ファイナンス・リース取引にお けるリース債務
未払金	営業未払金		特定の契約等によりすでに確定 している短期的債務でまだその 支払を終わらないもの（未払費 用に属するものを除く。）
	その他未払金		営業活動に係る通常の取引によ り発生する未払金
		未払工事代金	固定資産等購入代金の未払額、 償還期限経過後の企業債の未償 還額等上記以外の未払金
		未払企業債	
		未払消費税及び 地方消費税	
未払費用			未払利息、未払賃借料等一定の 契約に従い、継続的に役務の提 供を受ける場合、すでに提供を 受けた役務の対価の未払額
前受金	営業前受金		契約等によりすでに受け取った 対価のうち、いまだその債務の 履行を終わらないもの
	営業外前受金		前受水道料金、前受受託給水工 事代金等主たる営業活動に係る 収益の前受額
	その他前受金		その他主たる営業活動以外から 生ずる収益の前受額
前受収益			固定資産売却代金等上記以外の 収入の前受額
			前受利息、前受賃借料等一定の 契約に従い、継続的に役務の提 供を行う場合、いまだ提供して いない役務の対価の前受額
引当金	退職給付引当金		将来生ずることが予想される職 員に対する退職手当の支払に充 てるための引当額のうち1年以 内に使用される見込みのもの
	賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のう ち、当年度負担相当額を見積も り計上する引当金
	修繕引当金		企業の所有する設備等につい て、毎事業年度行われる通常の 修繕が何らかの理由で行われな かった場合において、その修繕

その他流動負債	特別修繕引当金	に備えて計上する引当金 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年以内に使用される見込みのもの
	その他引当金	

(出所：久留米市企業局会計規程より転記)

ア 業務概要

(ア) 一時借入金

一時借入金とは、年度中途における収支時期のくいちがいによる一時的な資金不足を補い、予算内の支出をするための短期の借入金をいう（地方公営企業法第29条）。

一時借入金の収入は収入予算に計上されず、原則としてその事業年度に償還しなければならない。資金不足等のため償還できない場合には、償還できない額を限度として年度末において借り換えることができる。他会計から一時的に資金の融通を受ける場合も、一時借入金として処理する。なお、この一時借入金については、借入の限度額を予算で定めなければならない（地方公営企業法施行令第18条第4項）。

公営企業における一時借入金の特色は下表のとおりである。

区分	企業債	一時借入金	
		企業会計	一般会計
予算計上	収入額、方法等	限度額のみ	限度額のみ
償還期限	長期	年度内（一年の借換）	年度内（借換なし）
借入権限	長	管理者	長

(出所：公営企業の経理の手引き（2）令和2年8月26日改訂より抜粋)

下表は久留米市企業局における令和2年度の流動負債に計上されている一時借入金の明細である。

(単位：円)

区分	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
財務省財政融資	4,414,200,000	4,356,600,000	4,414,200,000	4,356,600,000

(出所：久留米市企業局より入手した決算資料を転記)

(イ) 企業債（1年以内に償還期限の到来するもの）

公営企業を経営する地方団体が、その企業の建設改良費等の財源に充てるために起こした企業債及びそれ以外の企業債のうち、1年以内に償還期限が到来するものに限り、流動負債として計上する。

下表は久留米市企業局における令和2年度の固定負債及び流動負債に計上されている企業債の明細である。

		(単位：円)			
区分		前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
下水道事業	財務省財政融資	27,733,228,882	4,975,900,000	585,359,487	32,123,769,395
	地方公共団体金融機構	21,185,068,320	0	1,754,971,695	19,430,096,625
	銀行等引受	13,369,833,093	415,100,000	1,245,911,928	12,539,021,165
合計		62,288,130,295	5,391,000,000	3,586,243,110	64,092,887,185
(出所：久留米市企業局より入手した決算資料を転記)					

久留米市企業局では公営企業会計システムを利用して企業債残高を登録管理している。

当該システム内で、借入情報（台帳番号、借入年度、借入年月日、借入金額、借入先等）及び償還情報（貸し付け方式、償還方法、償還年数、借入利率、支払期日、償還終期等）を管理している。

公営企業会計システムより台帳番号ごとに台帳帳票を出力することが可能で、また、一定時点における企業債残高にかかる償還予定明細の帳票も出力することができる機能を実装している。

なお、下水道事業会計決算書における企業債明細書を作成するにあたり、久留米市企業局の経理担当者は、公営企業会計システムより償還予定明細の帳票を出力して企業債明細書を作成するための表計算ソフトへ、発行年月日、種類、発行総額、償還高、未償還残高、発行価額、利率、償還終期及び備考の情報を手入力している。

(ウ) 他会計借入金（1年以内に償還期限の到来するもの）

公営企業の建設改良費等の財源に充てるためにした他会計からの長期借入金及びそれ以外の他会計からの長期借入金のうち、1年以内に償還期限が到来するものに限り、流動負債として計上する（地方公営企業法第17の2、同法第18条の2）。

下表は久留米市企業局における令和2年度の流動負債に計上されている他会

計借入金の明細である。

(単位：円)

区分	前年度末残高	本年度借入高	本年度償還高	本年度末残高
水道事業会計	500,000,000	0	0	500,000,000

(出所：久留米市企業局より入手した決算資料を転記)

久留米市企業局では公営企業会計システムを利用して他会計借入金残高を管理している。

(エ) 未払金

未払金とは、特定の契約等により、すでに債務は発生しているが、まだその支払いの終わらないものをいう。

下表は久留米市企業局における令和 2 年度の流動負債に計上されている未払金の残高明細である。

(単位：円)

科目	令和 2 年度末残高
未払工事代金	1,561,409,486
営業未払金	289,043,514
未払消費税及び地方消費税	190,426,600
その他未払金	346,533,125
合計	2,387,412,725

(出所：久留米市企業局より入手した決算資料を転記)

未払工事代金として計上される取引は、管路施設の工事代に係る代金である。

営業未払金として計上される取引は、委託業者への委託料に係る代金等である。その他未払金として計上される取引は、管路施設以外の工事代に係る代金である。

久留米市企業局では公営企業会計システムを利用して未払金残高を管理している。営業未払金の支払サイトは月末締め翌月 15 日払い又は翌月末払いであるため、期末決算における残高は 3 月分の残高である。なお、未払工事代金及びその他未払金の支払サイトは工事内容に準じて支払いされるため、営業未払金の支払サイトとは異なる。

(オ) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給並びにそれらに係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を賞与引当金として計上する。

下図は久留米市企業局における令和 2 年度の流動負債に計上されている賞与

引当金の算定資料である。色付け箇所が賞与引当金計上額である。

令和2年度末 賞与引当金算定									
下水道									
	12月期末	12月勤勉	12月期末勤勉計	12月賞与 (法定福利費)	12月賞与 (法定・社保)	法定福利計	計		賞与引当金 算定額
管渠費	2,140,791	1,539,337	3,680,128	570,958	116,272	687,230	4,367,358	*4/6	2,911,572
ポンプ場費	975,412	731,813	1,707,225	338,381	0	338,381	2,045,606	*4/6	1,363,737
処理場費	3,493,155	2,397,614	5,890,769	1,040,585	0	1,040,585	6,931,354	*4/6	4,620,902
雨水施設費	798,412	587,435	1,385,847	270,833	0	270,833	1,656,680	*4/6	1,104,453
業務費	2,232,833	1,613,246	3,846,079	537,478	164,140	701,618	4,547,697	*4/6	3,031,798
総係費	2,428,591	1,834,561	4,263,152	824,038	0	824,038	5,087,190	*4/6	3,391,460
管渠建設費	11,835,281	8,664,326	20,499,607	3,897,836	91,213	3,989,049	24,488,656	*4/6	16,325,770
計	23,904,475	17,368,332	41,272,807	7,480,109	371,625	7,851,734	49,124,541		32,749,692
総係費うち管理者	784,740	0	784,740	150,714		150,714	935,454	*4/6	623,635

賞与引当金として計上すべき対象及び期間は、6月に支給される期末手当、勤勉手当及び当該手当に係る法定福利費であり、6月1日基準日以前6か月（12月1日から5月31日まで）の期間である。よって、会計年度の負担に属する対象期間（12月1日から3月31日までの4か月分）の金額を賞与引当金として計上することが必要である。

上図より、12月に支給された期末手当及び勤勉手当の実績合計金額と当該手当にかかる正職員の法定福利費の実績合計金額が、賞与引当金の算定基礎となる。この算定基礎金額に12月から3月までの4か月/支給対象期間6か月を乗じた金額が賞与引当金として算出されている。なお、一連の計算は上下水道部総務の担当者が表計算ソフトを用いて実施している。表計算ソフトでの計算完了後、経理課担当者は公営企業会計システムへ賞与引当金の仕訳を入力している。

根拠条例 久留米市職員給与条例

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3まで及び附則第15項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、別表第5（再任用職員にあっては、別表第6）に定める割合を乗じて得た額とする。

(カ) その他

下表は久留米市企業局における令和2年度の流動負債に計上されているその

他流動負債の残高明細である。

(単位：円)

科目	令和2年度末残高	摘要
預り所得税	455,823	3月分の源泉所得税等
預り厚生年金保険料	38,430	2月、3月分の厚生年金保険個人負担金
預り健康保険料	23,442	2月、3月分の健康保険個人負担金
預り保証金	24,925,932	金融機関からの担保 15,491,562 円 業務受委託会社からの契約保証金
還付未済金	2,295,332	発生する理由としては、漏水、誤検針又は二重納付等により下水道利用料金が専用口座に入金される。二重納付は上下水道料金を納入通知書と督促状で2回支払った場合などに発生する。還付未済金の返還日は毎月15日と月末日と設定しており、当該日が土日祝日の場合は前営業日になる。還付未済金の個人残高については、上下水道使用者の情報を一括して管理する営業管理システムで管理している。当該ソフトは営業管理課のデスクトップパソコンに実装されている。経理課では営業管理システムの残高と公営企業会計システムの残高（総勘定元帳）を毎月照合して残高の整合を検証している。
合計	27,738,959	

(出所：久留米市企業局より入手した決算資料を転記)

久留米市企業局では公営企業会計システムを利用して上表の残高を管理している。

イ 5か年の流動負債科目の推移

(単位：円)

流動負債科目名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一時借入金	3,811,700,000	2,937,400,000	4,074,800,000	4,414,200,000	4,356,600,000
企業債					
建設改良費等の財源に充てるための企業債	3,157,687,782	3,097,649,649	3,173,176,590	3,095,254,577	3,258,338,161
その他の企業債	439,703,059	441,623,199	443,829,235	490,988,533	535,808,090
他会計借入金	0	0	0	0	500,000,000
未払金	2,176,487,253	2,953,025,346	2,998,208,790	2,397,570,069	2,387,412,725
賞与引当金	34,145,744	34,230,063	34,214,420	33,401,711	32,749,692
その他流動負債	18,743,535	39,034,024	27,644,024	19,674,250	27,738,959
合計	9,638,467,373	9,502,962,281	10,751,873,059	10,451,089,140	11,098,647,627

(出所：久留米市企業局より入手した資料を基に作成)

② 実施した監査手続

- ア 担当部課担当者への質問
- イ 関連資料の閲覧

③ 結果

(意見 30) 入力方法の改善

経理課で作成する下水道事業会計決算書の資料を作成するにあたり、目視で手入力するという過程を減少させることが望ましい。

上述した企業債明細書を作成する場合、経理課担当者は公営企業会計システムより帳票を出力して、企業債明細書に必要な項目の情報を目視で手入力している状況である。

目視で手入力した場合、情報の入力漏れ又は入力誤りが発生する可能性があり、作業の生産性も低下することが挙げられる。

公営企業会計システムよりデータを抽出して表計算ソフトへデータを貼り付けてプログラミングにより集計する方法又は公営企業会計システムより企業債明細書の仕様で帳票を出力できる仕組みを実装する等、企業債明細書を作成する業務を含む下水道事業会計決算書の作成工程を見直し、作業の属人性を減らし業務効率の向上等を図るべきである。

なお、公営企業会計システムを改修する場合、当該システムのベンダに対するコ

ストが発生することが予想される。

よって、担当部課において現状の公営企業会計システムに実装されている機能を理解し、下水道事業会計決算書の作成工程で目視にて手入力する過程を減らすよう担当部課内で協議する機会を設けるべきである。

(10) 繰延収益（長期前受金、長期前受金収益化累計額、その他）

① 概要

長期前受金は、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金や負担金等を収入した場合に計上される勘定科目である。また、地方公営企業法施行令第26条第2項において、「補助金等により取得し又は改良した固定資産の減価償却又は除却を行う際に、当該固定資産の減価償却費又は残存価額に相当する額に当該固定資産の減価償却又は除却を行う日の直前における当該固定資産の帳簿価額に対する同日の直前における当該固定資産に係る繰延収益の額の割合を乗じて得た額を償却しなければならない」と規定されている。長期前受金収益化累計額は、償却等した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するものの過去からの累計額であり、建設仮勘定長期前受金は、下水道事業受益者負担金や分担金などであり、これも固定資産を取得するための財源を示す勘定である。

② 固定資産との整合性（監査要点）

監査の方法

- ・ 固定資産関連規程の閲覧
- ・ 固定資産台帳の財源別固定資産明細の閲覧
- ・ 長期前受金勘定残高と財源別固定資産明細との金額照合

③ 結果

下表のとおり、固定資産システムと会計システムとは一致していることを確認し問題はなかった。

長期前受金	(単位：円)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
長期前受金	45,516,168,384	48,548,154,500	51,077,796,646
長期前受金収益化累計額	-6,763,289,041	-8,512,036,283	-10,537,402,296
小計	38,752,879,343	40,036,118,217	40,540,394,350
建設仮勘定長期前受金	1,606,103,412	756,024,149	2,525,035,560
合計	40,358,982,755	40,792,142,366	43,065,429,910

※久留米市下水道事業会計決算書より

長期前受金が、令和元年度から令和2年度にかけて2,529百万円増加した。これは、国補正に伴う令和3年度事業の前倒し補正による補助金収入の増が主な要因である。補助金収入は令和元年度1,548百万円から令和2年度では、3,761百万円（うち補正分1,177百万円）と増加した。

下図は、固定資産システムより抽出した令和3年3月31日時点における固定資

産及び補助金等種類別残高の繰延収益の残高並びに会計システム残高元帳の残高である。なお、補助金とは、国及び地方公共団体より久留米市企業局における下水道事業に交付された貨幣の給付であり、国庫補助金等がある。受贈財産評価額とは、久留米市企業局へ他者等により受贈された償却資産に係る価額であり、受贈時の適正な評価額のことをいう。工事負担金とは申請者が行う工事等に伴い既設管等を移設工事する必要がある場合、その申請者から徴収する負担金をいう。受益者負担金とは、下水道整備により利益を受ける地域住民に土地の面積に応じて建設費用の一部を負担していただく資金である。

固定資産関連表（令和3年3月31日現在）					(単位：円)	
項	目	補助金	受贈財産評価額	工事負担金	受益者負担金	合計
建物	ポンプ場建物	938,926,952			6,605,292	945,532,244
	処理場建物	1,146,268,330			667,602	1,146,935,932
構築物	管渠施設	26,747,795,544	608,959,001	78,223,778	2,979,917,336	30,414,895,659
	ポンプ場施設	40,483,065			2,405,787	42,888,852
	処理場施設	2,420,498,559			680,305	2,421,178,864
	その他構築物	3,646,641			0	3,646,641
機械装置	ポンプ場電気設備	455,848,529	3,498,961		9,715,320	469,062,810
	処理場電気設備	1,224,602,901			4,409,241	1,229,012,142
	その他電気設備	12,220,230			13,999	12,234,229
	ポンプ場機械設備	392,428,574	5,506,117		13,778,241	411,712,932
	処理場機械設備	1,811,522,224			167,376	1,811,689,600
	その他機械設備	11,144,047			58,349	11,202,396
総計（固定資産システムデータ）		35,205,385,596	617,964,079	78,223,778	3,018,418,848	38,919,992,301
会計システムデータ		35,205,385,596	617,964,079	78,223,778	3,018,418,848	38,919,992,301

6. 契約事務監査

(1) 競争入札（一般競争入札、指名競争入札）

① 業務概要

ア 審査の対象

本章では、久留米市下水道事業において建設工事、改良工事、保存工事に関する57件の契約事務の監査を行ったことを報告する。

契約とは、法的拘束力を有する点で単なる約束とは異なる。裁判所において、当事者間の合意が法律効果の発生を目的としており、当該法律効果が発生したということ認めることができる約束が法的に保護される契約である。

自治体の契約には、公法上の契約と私法上の契約が存在する。公法上の契約は法令によりその発生、法律上の効果等が規定されているものをいう。それに対し私法上の契約は、基本的には、私人の場合と同様民法その他の私法が根拠法規であり、効力その他の契約の要素は、自治体等の規定のある場合を除き、原則として私法の適用を受ける。本章で扱う上記57件の工事の契約はいずれも請負契約であり、私法上の契約である。

イ 一般競争入札

(ア) 一般競争入札が原則

自治体の契約は、一般競争入札が原則となっている（地方自治法第234条第1項及び第2項）。一般競争入札とは、公告によって不特定多数の者を募集し、入札によって申込みを競争させるもので、その申込者のうちから、自治体に最も有利な条件を提示した者を選定し、その者と契約を締結するものである。一般競争入札の他には、政令で定める時に限り、指名競争入札、随意契約又はせり売りによることができる（同条第2項）。一般競争入札が原則とされているのは、これが機会均等、公正性、経済性の原則から最も望ましいと考えられているからである。

今回審査の対象とした契約は、1件の指名競争入札の他56件は一般競争入札の契約方式が選択されていた。総務省は、平成19年2月23日「地方公共団体における入札契約適正化・支援方策」において、「指名競争入札については、競争参加者が限定されること、指名が恣意的に行われた場合の弊害が大きいこと等から、指名競争入札によることができる場合を限定的な取扱いとすることにより縮小するものとする」としており、指名競争入札方式によることの縮小を求めている。久留米市においては、57件中56件が一般競争入札の方式によっており、適切な対応をしていると評価すべきである。

(イ) 指名競争入札の合理性

指名競争入札を選択した 1 件の選択理由は、それが鉄道線を横断する下水道管渠布設工事であり、鉄道事業者との協議の結果、鉄道事業者指定の鉄道業務に精通した業者 3 者が入札する必要があったからである。当該理由は合理的である。

当該指名競争入札の入札者数は 3 者であった。今回監査の対象とした 57 件の入札の内入札者数 1 者のものが 21 件、2 者のものが 24 件、3 者のものが 5 件、4 者のものが 2 件、5 者のものが 2 件、6 者のものが 2 件、8 者のものが 1 件存在した。したがって、入札者数が 3 者であることは、他の入札と比較すれば多いと評価できる。

予定価格に対する落札価格の割合は、57 件中 13 番目に低く、比較的 low で落札されたと評価できる。

以上からすれば、指名競争入札が選択された理由は合理的で、恣意的な選択がされたとも認められず、競争も確保されており、適切な運用であったと評価できる。

ウ 要式契約

久留米市の上記工事に関する契約は、要式契約である。

自治体の契約について、地方自治法は、契約書の作成を義務付けていない。しかし、久留米市契約事務規則第 23 条によって契約書の作成が義務付けられている。そして、地方自治法第 234 条第 5 項によって、契約書を作成する場合には、久留米市の長や契約の相手方の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとしての措置を講じなければ、契約は確定しないとされている。このように契約する際に格別の形式を要求された契約を要式契約という。

契約書の作成は、その契約内容を明確にするために必要であるし、後に紛争が生じた場合には、その契約内容を証明する証拠となる。そのため、契約書の作成が要求されている。なお、例外的に契約書の作成が義務付けられていない契約も存在するが、今回監査の対象となる請負契約は全て要式契約である。

エ 議会の議決

契約の締結業務は、執行の長である久留米市長又は企業管理者の権限であるが、一定の規模以上の契約については、議会の議決を必要としている（地方自治法 96 条第 1 項第 5 号）。

久留米市は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条により、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事の請負については議会の議決を必要としている。

今回の審査の対象となる契約については、地方公営企業法第 40 条第 1 項の規定

により、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定が適用されないので、議会の議決は必要ない。

オ 資格要件

一般競争入札に参加するには、資格要件がある。

地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項では、全ての一般競争に適用される資格要件が定められている。そのほか、同条第 2 項、同法第 167 条の 5、同法第 167 条の 5 の 2 により、自治体の長又は企業管理者は、資格要件を定めることができる。久留米市では、監査対象である建設工事等の条件付き一般競争入札の資格要件について久留米市企業局公告によって公告している。

例えば、以下のような資格要件が存在する。

久留米市内に主たる営業所を有する者

競争入札参加資格者名簿に土木一式工事を第一希望で掲載されている業者

ランク基準が C ランク又は D ランクである者

カ 公告

(ア) 概要

一般競争入札では、不特定多数の人の入札参加を求めるものであることから、その契約内容を公告して、参加者を募ることとしている。

公告する事項については、地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項において、「入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札に必要な事項」を公告しなければならないと規定している。また、同条 2 項において、「入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする」旨を明らかにしておかなければならないと規定している。

更に、久留米市契約事務規則第 4 条第 1 項によって、①入札に関する事項、②入札に参加する者に必要な資格、③契約条項を示す場所、④入札の場所及び日時、⑤入札保証金及び契約保証金に関する事項、⑥地方自治法施行令第 167 条の 6 第 2 項の規定による入札の無効に関する事項、⑦電子入札である旨（電子入札の場合に限る。）、⑧郵便入札である旨（郵便入札の場合に限る。）、⑨その他入札に関し必要な事項、を公告することとなっている。

加えて同条第 2 項によって、当該一般競争入札が総合評価方式により落札者を決定する入札であるとき、①総合評価方式入札である旨、②価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準、を公告することとなっている。

(イ) 予定価格等の公表

久留米市では、予定価格は、事前に公表している。

予定価格は、地方自治法 234 条第 3 項に定められている。一般競争入札では、最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものであるが、その最低の価格が予定価格を超える場合には、落札者とは認められない。つまり、予定価格以下の金額で入札しなければ、落札することはできず、予定価格は落札価格の上限を定めるものである。

予定価格の公表については、透明性の観点や職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となることなどメリットがあるとしてされている一方、積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生じること等のデメリットが指摘されている。予定価格の事前公表については、法令上の制約がないことから、地域の実情に応じ、地方公共団体の判断により行われている。しかし、予定価格を事前に公表すれば、適正な競争が行われにくくなること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の弊害が生じうるとされており、総務省では、予定価格の事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うものとするよう、自治体に対し要請を行っている。

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」においては、「予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする」との記載がある。

以上から、予定価格については、できる限り事前公表するべきではない。仮に、弊害が生じた場合には、事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うべきである。

キ 入札保証金

入札に参加する者については、入札保証金の入金が要求されている。入札保証金の金額は、入札金額の 5%以上と定められている。入札保証金が定められている趣旨は、入札に参加して落札したにもかかわらず、契約締結に応じないことを回避するためである。そのような場合に、入札保証金は、市に帰属することになる。これは、損害賠償額の予定ということになる。これによって、落札後契約締結に応じない落札者による債務不履行によって生じた損害を立証する必要性がなくなる。

入札保証金については、免除される場合が規定されている。これは、入札後の契

約を担保するための制度であることから、落札者が落札後契約に応じないリスクが小さい場合には、入札保証金を徴収しないという方法もとりうるものである。

入札保証金は、契約締結後に返金されるものであったとしても、入札時には、一時的に経済的負担を強いられることになる。この不利益を嫌って入札参加者が減少する可能性がある。落札後契約不締結のリスクが十分に小さい場合には、入札保証金を免除するという事は妥当であると考えられる。

ク 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度とは、低入札調査基準価格を下回る入札があった場合、その算定根拠等について調査し、調査の結果、その価格では、適正な履行がされないと判断した場合には失格とする制度である。

適切な契約の実施をすることが不可能な契約者を排除することを目的としている。

監査対象となる工事契約について、低入札価格調査制度は採用されている。

ケ 最低制限価格制度

最低制限価格制度とは、最低制限価格を下回る入札をした者を落札者から排除する制度である。低入札価格調査制度とは異なり、算定根拠等を調査することなく、落札者として不適切であるとの評価をするものである。

監査対象となる工事契約について、最低制限価格制度は採用されている。

コ 総合評価落札方式

一般競争入札において、総合評価落札方式という入札方法がある。総合評価落札方式では、一般競争入札とは異なり、落札者の選定基準である入札者の提示した「最も有利な条件」について、価格のみならず、その他の条件を考慮することが可能である。

監査対象の工事については、一定規模以上の工事については、総合評価落札方式が採用されている。

評価基準は、①施工上の提案、②完成工事高、③工事成績評定、④技術者の雇用数、⑤今年度受注の工事量、⑥優良業者表彰の有無、⑦地場企業の活用、⑧防災協定の有無、⑨品質管理・環境マネジメントシステムの取り組み状況、⑩障害者の雇用、⑪男女共同参画推進（子育て支援）、⑫消防団員の雇用等、⑬施工実績、⑭資格の有無であって適切である。

監査対象である 57 件の入札の内 50 件が総合評価落札方式であった。

50 件の総合評価落札方式の入札において、この方式を採用していることによって順位が入れ替わり、落札に影響があった事案は一つも存在しない。つまり、入札

価格が高額であるにもかかわらず技術評価点が高得点であることによって入札価格が低額の者よりも総合評価において高く評価されて落札に至った者はいない。

久留米市では、低入札調査基準価格を公表している。調査対象となる低入札をした場合、契約上複数の不利益を受けることになる。その結果、低入札調査基準価格が実質的に入札価格の下限となっている。これを下回る入札は、57件中1件も存在しない。8件の入札においては、多くの事業者が低入札調査基準価格で入札した。総合評価落札方式では、入札価格が同額であってもくじではなく技術評価点の差によって、落札者が確定する。総合評価落札方式は、このような場面で結果に影響を与えていた。

サ 契約書

契約書は、国土交通省が公表している「公共工事標準請負契約約款」を一部修正したものを使用している。

シ 監督又は検査

普通地方公共団体の職員は、監督又は検査をしなければならない（地方自治法第234条の2第1項）。

検査とは、受注者による履行完了の連絡後に、履行が完了しているかどうかを自治体の職員が確認するものである。

監督とは、履行完了前に定期的に履行が適切に行われているかを確認するものである。特に、一度完成してしまうと破壊しなければその内部を確認することが困難なものについて、監督して履行を確保する必要性は大きい。

請負工事においては、工事の場所に立ち合い、工程を管理し、工事に使用する材料の試験又は検査をすること等が監督に含まれる。

検査においては、品質、規格、性能、数量当が適合しているかを確認することになる。

代金の支払いの前に検査を完了する必要がある（地方自治法第234条の2第1項）。

検査調書を作成しなければならない（久留米市契約事務規則36条）。例外的に検査調書の作成義務のない契約も存在するが、本件監査の対象となる57の契約は全て検査調書を作成する義務が存在する。

検査調書を確認したところ、膨大な検査資料が存在し、チェックリストを作成し、膨大な資料がきれいに整理され詳細な評価がなされていた。

ス 入札及び落札の状況

今回監査の対象とした契約は、全部で57件ある。

(ア) 一般競争入札、土木一式工事、Cランクの入札について

57件の内一般競争入札（指名競争入札ではないもの）の入札の内土木工事一式のCランクの入札は、全部で8件存在する。その8件全てにおいて、最低額（最低制限価格又は低入札調査基準価格）で落札された。8件の入札者37者の内36者は、当該最低額で入札した。

(イ) その他

上記8件を除く49件の案件についての応札状況は次のとおりである。

- i) 入札者が1者しか存在しないもの：20件
- ii) 入札者は複数存在するが他の有効な入札をした者の入札額が予定価格と同額であるもの：6件
- iii) 入札者は複数存在するが他の有効な入札をした者の入札額が予定価格と100万円未満の差額しか存在しないもの：18件
1万円未満の差額しか存在しないもの：6件
1万円以上10万円未満の差額しか存在しないもの：6件
10万円以上100万円未満の差額しか存在しないもの：6件
- iv) その他：5件

以上から、49件の内上記①～③の44件については、応札者が少ない傾向にあり、特に、高額な工事については、その規模により工期が複数年となることから、技術者や機材不足による人件費、機材費の高騰と材料費の値上がり等を背景に高い落札率となったものと考えられる。

5 か年決算額比較

(単位：円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
前年繰越	291,925,080	277,493,040	663,777,720	698,972,760	253,446,600
決算額	3,322,649,160	3,011,365,080	3,204,822,240	3,910,463,640	2,748,992,400
計	3,614,574,240	3,288,858,120	3,868,599,960	4,609,436,400	3,002,439,000

② 実施した監査手続

- ア 監査対象となる工事について、契約書、入札・見積結果等公表簿、検査調書等書類の開示を受け調査した
- イ 地方自治法、地方自治法施行令、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、久留米市契約事務規則、久留米市企業局公告その他関係法令及び関係省庁の公表事項を調べ、監査方法を検討した
- ウ 入札に関して久留米市が公表している内容を精査した
- エ 契約書を取得し、契約条項を検討した

オ 入札結果から、予定価格、入札価格、落札価格、入札者数、入札事業者等について調査を行い競争の有無を検討した

③ 結果

(意見 31) 入札参加資格の設定

入札資格に、「久留米市競争入札参加資格者名簿に土木一式工事を第一希望で掲載されている業者」等として一定の工事を第一志望としていることを参加資格としている。当該工事を第一希望として入札参加資格者名簿に記載されていない業者は、入札に参加することができない。

事業者に第一希望を記載させることで、その専門性が期待でき、適切な履行を期待できるという趣旨であると考えられる。各事業者が専門性を高めることは、品質確保の面からも望ましいことである。しかしながら、市の有資格者名簿には、希望業種として第三位まで登録することが可能であることから、発注に際して、参加資格を第一希望に限定せず、さらに拡大することにより応札意欲のある業者が応札する可能性もあり、結果として、更なる競争性の向上が期待される。

以上のことから、参加資格に関しては、応札状況を踏まえながら、より競争性を高める必要があると判断される場合には、問題点などを十分考慮した上で、対象を拡大するなど検討することが望ましい。

(意見 32) 低入札価格調査制度の入札状況

総合評価落札方式(低入札調査基準価格を設定)で実施した一般競争入札のうち、土木一式工事、Cランクの工事の入札は、57件中8件存在する。8件全てについて、低入札調査基準価格と同額で落札された。8件の案件に対して、37者が応札しているが、その内36者は、低入札調査基準価格での応札であった。

36者が低入札調査基準価格と同額で入札したのは、低入札調査基準価格でも十分に採算性があることを示すものである。低入札調査基準価格の算定にあたり、国が示す算定方法に基づき算定するのは当然ではあるが、そのルールの範囲内でより安価な基準価格の算定を工夫されたい。

(意見 33) B、Cランクの入札状況

土木一式工事のBランクの工事は、Cランクの工事を予定価格に対する落札価格の割合で比較すると、Bランクの33件は、94.99%から99.07%の価格で落札されている。それに対して、Cランクの8件では、88.56%から89.07%の価格で落札されている。

1件の入札に対して入札者数の平均値は、Bランクでは、1.79者となっているのに対し、Cランクでは、4.75者と比較的高い入札者数となっている。

このように、入札率、入札参加者数において B ランク工事より C ランク工事の方が競争的であるので、B ランク工事においても多くの者が入札に参加するよう
に仕様、時期等を工夫し、より競争原理の働いた入札を実行されたい。

(2) 工事請負契約（単価契約）

① 概要

ア 西部・東部・北部地区取付管新設業務委託契約概要

(ア) 委託（請負）業務内容

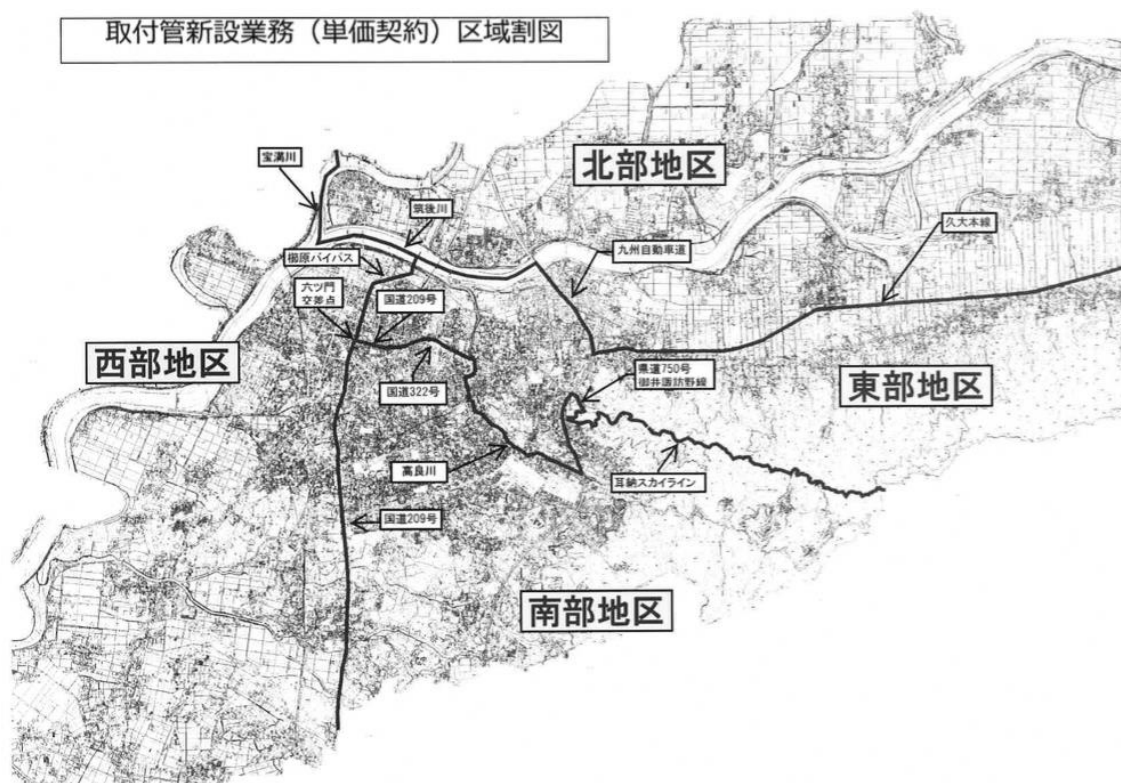
私有地内の排水設備と、公共の下水道管を結ぶ管を取付管という。土地所有者などの申し込みにより、既存の下水道管に取付管を新設する工事を行う。

(イ) 業務場所

西部（久留米市城南町外 地内）

東部（久留米市合川町外 地内）

北部（久留米市善導寺町飯田外 地内）



(ウ) 履行期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(エ) 契約金額（単価・税込）

西部地区	8,745,000 円	（最終契約金額：91,203,829 円）
東部地区	9,955,000 円	（最終契約金額：49,842,482 円）
北部地区	9,960,500 円	（最終契約金額：67,072,302 円）

※参考：過去5年間の取付管新設業務委託契約金額

(単位：件、円)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額	件数	支払金額
西部	131	64,132,148	187	125,008,335	151	106,238,974	123	89,127,412	97	91,203,829
東部	79	55,926,427	79	63,313,315	150	35,608,496	75	47,267,172	64	49,842,482
北部		—	116	59,980,144	123	91,772,754	113	58,481,237	109	67,072,302

(オ) 契約の相手方 (指名競争入札)

西部地区 株式会社オオハシ
 東部地区 有限会社小屋松建設
 北部地区 三貴松建設株式会社

(カ) 契約保証金

久留米市契約事務規則第 27 条 1 項 3 号 (契約の相手方が、官公署と過去 2 年間種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき) により免除。

イ 契約手続

(ア) 指名競争入札の理由

毎年申請件数が多く、1 者では対応ができないため、業務箇所を 4 地区に分けて、当該業務箇所に本社がある市内業者 (久留米市内に主たる営業所を有する者) を選定する必要があった。

当該業務箇所に本社がある市内業者は、9~13 者であり、一般競争入札に付しても更なる競争性の確保に繋がらず、かえって、その公告、手続等からいって経費の増嵩を期すことになるため、地方自治法施行令 167 条 2 号により、指名競争入札とした。(ヒアリングにおける担当課からの回答より)

(イ) 業者選定手続

i) 指名基準

指名業者は、原則として、有資格者名簿に登載された者の中から、久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領 (以下、「事務要領」) に定める運用基

準を総合的に勘案して選定される（事務要領第3条第3項、第4条第2項）。

事務要領では、指名の運用基準として、①不誠実な行為の有無、②経営状況、③地理的条件、④技術的適正、⑤履行成績、⑥手持ち及び受注状況、が掲げられており、それぞれの項目毎に留意事項の記載がある（事務要領別表第1より）。

本件契約では、設計金額に応じた基準点を満たす業者を指名要件としている。

ii) 手続

指名定数については、事務要領に定められた設計金額に応じた定数に2者を加えた数以上の者を選定するようにしている（事務要領第3条）。

指名業者は、事務要領に定められた指名業者選定委員会（市職員で構成された委員会）に諮り、決定している（事務要領4条）。

iii) 本契約について

下記指名条件を提示し、事務要領に基づき指名業者選定委員会に諮り、選定した。

[指名条件]

- ①久留米市内の入札参加資格を有し、届出業種「土木」を第1希望とする市内業者（139社）
- ②条件①のうち、設計金額より、ランク「C、D」（注1）の業者（66社）
- ③当業務箇所には本社がある旧久留米地区内の業者

■設計額（発注見込額）（税込）

西部地区 29,976,953 円

東部地区 29,976,953 円

北部地区 29,976,953 円

（注1）ランク基準表

土木一式

ランク	基準点	発注金額
A	1220点以上	1億5千万円以上
B	900点以上～1219点以下	7千万円以上～3億円未満
C	790点以上～899点以下	1千万円以上～7千万円未満
D	670点以上～789点以下	3千万円未満
E	669点以下	1千万円未満

(ウ) 入札手続

i) 予定価格の公表

予定価格（当該業務の予定価格は 9,960,500 円（税込））は、指名業者への指名競争入札参加通知書に記載し、事前公表を行っていた。

ii) 予定価格の公表の基準・運用について

地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はなく、市の規定である「久留米市契約事務規則」、「久留米市一般競争入札事務要領」、「久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領」においても公表時期について特段の定めはない。

したがって、契約課所管外の案件に係る予定価格の公表時期については、契約課に準じて（12 頁参照）、随意契約を除き原則事前公表としている。

（ヒアリングにおける担当課からの回答より）

なお、令和元年 10 月 18 日に閣議決定により一部変更された国の指針によると、予定価格の事前公表については、「事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。」（「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」より抜粋）とされている。

iii) 最低制限価格制度

工物品質の悪化、下請業者へのしわ寄せ、建設業の健全な発展の阻害等を防止するといった観点から、地方自治法施行令では、「工事又は製造その他についての請負の契約」に限って、最低制限価格制度を認めている（地方自治法施行令 167 条の 10 第 2 項）。

久留米市では、久留米市等最低制限価格制度実施要綱に基づき、久留米市及び久留米市企業局が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務（総合評価方式入札を除く）を対象として、最低制限価格を設けることとしており、同価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札した者を無効としている。

なお、当該業務の最低制限価格は、久留米市が掲げる基準（注 2）を準用して、8,745,000 円（税込）と設定された。

(注2) 久留米市等最低制限価格制度実施要綱 別表 最低制限比較価格の算定方法

区分	計算式
建設工事	<p>最低制限比較価格（注1、注2） $= [直接工事費 \times 0.97 + 共通仮設費 \times 0.9 + 現場管理費 \times 0.9 + 一般管理費 \times 0.55]$ 注1) ただし、入札書比較価格（規則第9条第1項で規定する予定価格から消費税額を控除した額をいう。）に 80/100 を乗じて得た額を下回る場合にあっては、入札書比較価格に 80/100 を乗じて得た額を、入札書比較価格に 92/100 を乗じて得た額を上回る場合にあっては、入札書比較価格に 92/100 を乗じて得た額とする。 注2) 千円未満の端数があるときは、これを切捨てる。</p>

② 実施した監査手続

関係資料の閲覧、担当課へのヒアリング

③ 結果

(指摘10) 市内業者優先制度—指名競争入札理由が不明

担当課からのヒアリングによれば、指名競争入札を選択した理由として、市内業者を優先することが前提にあったようだが、本件契約の業種で、ランク C、D の市内業者は 66 者あるとのことであるから、条件付一般競争入札でも、上記の目的は達成できると考えられる。

特に、取付管の新設工事という業務の性質上、同地区内の業者による緊急対応を要するものでもないと考えられるため、業務箇所には本社がある業者を要件とした合理的な理由も明らかでなく、指名競争入札の理由としては不十分である。

(指摘11) 指名の運用基準の公表

久留米市における指名業者の選定は、選定委員会に諮り、久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領に定める運用基準に留意して決定されているようであるが、当該事務要領は公表されていない。

自治体契約においては、公平性、公正性、透明性が確保されなければならないことを考慮すると、当該運用基準は公表するべきである。

(指摘12) 指名競争理由が不明確

指名競争入札の理由が関係資料上明らかでなく、地方自治法施行令 167 条のいずれに該当するのかが不明であるため、実施伺に指名競争入札選択の理由・根拠

規定を記載すべきである。

地方自治法は、機会均等、公正性、経済性の原則から、自治体の契約については、一般競争入札を原則とし、指名競争入札は政令で定める要件を満たす場合のみ例外的に認められる（地方自治法 234 条第 2 項）。

したがって、随意契約と同様、指名競争入札の場合も、自治法施行令 167 条の要件を満たすか否かを十分検討しなければならず、指名競争入札を選択した根拠を、実施伺を起案する段階で具体的に明らかにすべきである。

（意見 34） 予定価格公表時期の検討

予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格を事前に公表すれば競争性が害される恐れがあるし、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、予定価格の公表については、「事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。」とあることも考慮すると、原則事前公表、とするのではなく、契約ごとに、事前公表を行った場合の問題点などを十分検討すべきである。

(3) 委託契約（管理業務委託）

① 概要

ア 中央浄化センター、汚水ポンプ場及び篠山排水ポンプ場維持管理業務委託契約概要

(ア) 委託業務内容

中央浄化センターの維持管理、庁舎内清掃、消防点検、地下タンク気密漏洩検査、ボイラー点検整備、汚水ポンプ場（中央管理分）の維持管理、篠山排水ポンプ場の点検整備。

(イ) 履行期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

(ウ) 契約金額

236,500,000 円（税込）

参考：過去 5 年間の中央浄化センター、汚水ポンプ場及び篠山排水ポンプ場維持管理業務委託契約金額（単位：千円）

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
173,880	180,360	187,920	217,455	236,500

(エ) 契約の相手方（随意契約）

キュウセツ AQUA 株式会社

(オ) 契約保証金

久留米市契約事務規則第 27 条 1 項 3 号（契約の相手方が、官公署と過去 2 年間種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）により免除。

イ 南部浄化センター及び汚水ポンプ場維持管理業務委託契約概要

(ア) 委託業務内容

南部浄化センターの維持管理、庁舎内清掃、消防点検、地下タンク気密漏洩検査、自家用電気工作物保安管理、汚水ポンプ場（南部管理分）の維持管理、自家用電気工作物保安管理。

(イ) 履行期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

(ウ) 契約金額

193,600,000 円 (税込)

※参考：過去 5 年間の南部浄化センター、汚水ポンプ場維持管理業務委託契約金額
(単位：千円)

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
150,120	157,680	162,000	185,300	193,600

(エ) 契約の相手方 (随意契約)

月島テクノメンテサービス株式会社

(オ) 契約保証金

久留米市契約事務規則第 27 条 1 項 3 号により免除。

ウ 契約手続

(ア) 随意契約の理由

- i) 浄化センターは、施設ごとに特有の運転状況にあり、流入水質、処理工程手順、電気・機械等のシステムが異なる。浄化センターの安定的な維持管理の確保には施設独自の知識と技術の習得に時間が必要であるため。
- ii) 非常時や異常時等の緊急対応には経験を積み、施設を熟知していることが必要である。そのため、短期間で業者が替わると、危機管理への対応が不十分となる恐れがあるため。

法的根拠：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

(委託何兼見積徴取何に記載)

(イ) 予定価格及び見積書の徴取

久留米市では、随意契約による場合、予定価格を定めなければならないことが規定されている (久留米市契約事務規則第 20 条)。

競争入札の場合と違い、随意契約における予定価格は、あくまで契約基準であるから、必ずしもこの価格以下で契約を結ばなければならないわけではない。

もっとも、契約の相手方から提出された見積書と比較してその適否を検討する際の基準として意義がある。

本契約では、それぞれ、下記の予定価格を定め、いずれの契約も、契約の相手方から予定価格以下の見積書が提出されたため、見積書の価格で契約をしてい

る。

[予定価格]

中央浄化センター 239,507,400 円 (税込)

南部浄化センター 196,093,700 円 (税込)

(ウ) プロポーザル方式による随意契約への移行

中央浄化センターでは令和 4 年度より、南部浄化センターでは令和 3 年度より、公募型プロポーザル方式を採用し、契約業者の選定を行うこととした。

なお、令和 3 年度の、南部浄化センターの維持管理業務委託契約においては、応募のあった 1 者 (月島テクノメンテサービズ株式会社) に対し、審査を行った結果、基準を満たしていたので候補者として決定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を交わしている。

② 実施した監査手続き

関係資料の閲覧、担当課からのヒアリング

③ 結果

(意見 35) 随意契約理由の妥当性

随意契約の理由については、当該業務の性質だけでなく、なぜその相手でなければ当該業務ができないのか、契約の相手方の調査経緯も明確にすべきである。

もともと、次年度以降は、単独随意契約よりも機会均等・競争性が確保されている公募型プロポーザル方式を採用しているため、契約方法において改善がみられる。

(4) 委託契約（設計業務委託）

① 概要

ア 荒木校区下水道実施設計（その6）業務委託契約概要

(ア) 委託業務内容

久留米市荒木校区内の下水道未整備地区において、下水道管渠布設工事（下水道管を地下に埋設する工事）を実施するために必要な設計図・計算書・設計書等の作成。

(イ) 業務場所

荒木町今・荒木

(ウ) 履行期間

令和2年6月24日～令和3年3月10日（260日）

(エ) 契約金額

34,820,500円（税込）

(オ) 契約の相手方（指名競争入札）

大和コンサル株式会社

(カ) 契約保証金

久留米市契約事務規則第27条1項1号（契約の相手方が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。）により免除。

イ 金島校区下水道実施設計（その9）業務委託契約概要

(ア) 委託業務内容

久留米市北野町金島地内の下水道未整備地区において、下水道管渠布設工事を実施するために必要な設計図・計算書・設計書等の作成。

(イ) 業務場所

北野町金島

(ウ) 履行期間

令和2年6月25日～令和3年3月11日（260日）

(エ) 契約金額

34,282,600 円 (税込)

(オ) 契約の相手方 (指名競争入札)

株式会社溝田設計事務所

(カ) 契約保証金

3,619,000 円 (保証金の支払いに代えて契約保証の証書提出あり)

ウ 三潞・犬塚校区下水道実施設計 (その 1 2) 業務委託契約概要

(ア) 委託業務内容

久留米市三潞町田川外地内の下水道未整備地区において、下水道管渠布設工事を実施するために必要な設計図・計算書・設計書等の作成。

(イ) 業務場所

三潞町田川外

(ウ) 履行期間

令和 2 年 6 月 26 日～令和 3 年 3 月 12 日 (260 日)

(エ) 契約金額

32,873,500 円 (税込)

(オ) 契約の相手方

平和総合コンサルタント株式会社

(カ) 契約保証金

3,542,000 円 (保証金の支払いに代えて契約保証の証書提出あり)

エ 契約概要

(ア) 指名競争入札の理由

市では、市内業者で履行が可能な案件については、市内業者へ発注することを原則としており、この場合、建設工事、設計等の業務委託とも、一般競争入札に付する場合は、「本市区域内に主たる営業所を有すること」を参加条件とした条件付一般競争入札により実施している。

当該業務の発注業種である「下水道設計」については、市内業者が 14 者しか登録が無く、一般競争入札に付しても、更なる競争性の確保に繋がらず、かえっ

て、その公告、手続等からいって経費の増嵩を来すことになるため、指名競争入札により実施している。

(以上、ヒアリングでの担当課からの回答より)

(イ) 業者選定手続

i) 指名基準

指名業者は、原則として、有資格者名簿に登載された者の中から、久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領（以下、「事務要領」）に定める運用基準を総合的に勘案して選定される（事務要領第3条第3項、第4条第2項）。

事務要領では、指名の運用基準として、①不誠実な行為の有無、②経営状況、③地理的条件、④技術的適正、⑤履行成績、⑥手持ち及び受注状況、が掲げられており、それぞれの項目毎に留意事項の記載がある（事務要領別表第1より）。

なお、業者の選定については、受注機会の均等化、品質確保の観点から、当該年度における指名回数、過去5か年における成績評定平均点等を考慮して、業者選定を行っているとのことである。

(ヒアリングにおける担当課からの回答、事務要領、指名業務選定マニュアルより)。

ii) 手続

事務要領に定められた設計金額に応じた定数に数社を加えて業者を選定するようにしている（指名選定業務マニュアル）。

指名業者は、事務要領に定められた指名業者選定委員会（市職員で構成された委員会）に諮り、決定している（事務要領第4条）。

iii) 本契約について

当該案件については、同日に同一業種の入札が複数（当該3件を含む計5件）あったため、受注機会の均等化の観点から、「指名選定業務マニュアル」に基づく上記選定数から数を減じた上で、金額が高い案件から順次、業者選定を行った。（以上、ヒアリングでの担当課からの回答より）

なお、指名業者については、事務要領に定められた指名業者選定委員会に諮り、久留米市内の入札参加資格を有し、業種「下水道設計」で登録している市内業者より、それぞれ11者を選定している。

(ウ) 入札手続（予定価格の公表について）

契約課所管の建設工事、設計等の業務委託については、随意契約を除き、金

額にかかわらず、全ての案件において事前公表としている。

地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はなく、市の規定である「久留米市契約事務規則」、「久留米市一般競争入札事務要領」、「久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領」においても公表時期について特段の定めはない。

契約課所管の建設工事の入札に関しては、毎年度当初に公表している「久留米市公共工事の発注方針及び入札手続きの運用」において、予定価格については、入札前に公表する旨記載されている。

契約課における運用（建設工事、業務委託）については、平成13年4月から予定価格250万円以上の建設工事の入札において事前公表を導入し、同10月より130万円以上の工事へ拡大した。また、業務委託においても、平成14年4月から予定価格50万円以上の案件について事前公表とし、現在は、建設工事、業務委託ともに全ての入札案件において事前公表としている。

導入当時の状況は不明だが、他団体における不祥事や平成13年に施工された「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」の趣旨に鑑み、不正行為の排除（情報漏洩の抑止）の徹底を目的として導入したものと考えている。

（以上について、ヒアリングでの担当課からの回答より）

（単位：円（税込））

	荒木校区	金島校区	三潯・犬塚校区
予 定 価 格	37,897,200	40,260,000	39,398,700
最低制限価格	28,422,900	30,195,000	29,548,200

② 実施した監査手続き

関係資料の閲覧、担当課からのヒアリング

③ 結果

（指摘13）指名の運用基準の公表

自治体契約においては、公平性、公正性、透明性が確保されなければならないことを考慮すると、指名業者選定に当たって考慮されている久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領に記載の「指名の運用基準」は公表すべきである。

（指摘14）指名競争入札理由が不明確

指名競争入札の理由が関係資料上明らかでなく、地方自治法施行令167条のいずれに該当するのかが不明であるため、実施伺に指名競争入札選択の理由・根拠規定を記載すべきである。

地方自治法は、機会均等、公正性、経済性の原則から、自治体の契約について、一般競争入札を原則とし、指名競争入札は政令で定める要件を満たす場合のみ例外的に認めている。

したがって、指名競争入札の場合も、自治法施行令 167 条の要件を満たすか否かを十分検討しなければならず、指名競争入札を選択した根拠を、実施伺を起案する段階で具体的に明らかにすべきである。

(意見 36) 予定価格公表時期の検討

予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格を事前に公表すると、競争性が害される恐れもあり、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、予定価格の公表については、「事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。」とされていることも考慮すると、契約課所管の建設工事・設計等の業務委託であれば一律に事前公表とするのではなく、契約ごとに、事前公表を行った場合の問題点などを十分検討すべきと考える。

(5) スtockマネジメント計画にかかる技術的援助に関する協定

① 概要

ア 令和2年度久留米市公共下水道Stockマネジメント計画にかかる技術的援助に関する協定概要

(ア) Stockマネジメント計画・Stockマネジメント支援制度

下水道事業におけるStockマネジメントとは、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の状況を考慮して、優先順位付けを行ったうえで、計画的・効率的に施設の維持管理を行うものである。

平成28年、国土交通省は、地方公共団体等が、Stockマネジメント計画の策定とそれに基づく点検・調査、改築を行う際に、国庫補助金を交付する「下水道Stockマネジメント支援制度」を創設した。

久留米市では、このStockマネジメント支援制度に基づき、平成29年、日本下水道事業団との間で、久留米市公共下水道の整備に関するStockマネジメント計画の委託を目的とした「久留米公共下水道Stockマネジメント計画に係る技術的援助に関する基本協定」を締結した。

(イ) 久留米市公共下水道Stockマネジメント計画策定スケジュール

策定期間：平成29年度～令和2年度（4年間）

事業費：250,000,000円

事業概要：以下のとおり

年度	工程		業務内容	業務費用 (千円) 下段:決算額
29	全体計画	施設情報の収集・整理	①管路、雨水施設、処理場、ポンプ場等の下水道全施設の資産情報（施設諸元、取得年度、これまでの点検・調査結果等）の収集 ②上記のデータ整理、データベース化	5,300 (55,203)
30		施設情報の収集・整理 リスク評価	①上記（H29年度）の継続 ②施設情報を基に施設の重要度に基づく被害規模（影響度）及び発生確率（不具合の起こりやすさ）を検討	110,700 (109,946)

		施設管理の目標設定	③各施設の点検・調査及び修繕・改築に関する事業の効果目標及び事業量の目標設定	
		シナリオ設定	④長期的な修繕。改築の事業量・事業費の最適化を図るため、複数の改築シナリオ（リスク評価の高い施設等を考慮）を設定し、最適なシナリオを選定	
		点検調査の全体計画	⑤上記②から④により、点検・調査の頻度、優先順位をとりまとめ、基本方針を作成	
31	実施計画	点検調査の全体計画	①上記（H30年度）の継続	51,000 (50,846)
		実施計画（調査）	②概ね 5 年程度の期間を対象として、対象施設や調査範囲、調査方法、実施時期、概算費用等を取りまとめた実施調査計画を策定	
32 (R2)		実施計画策定	①実施調査結果を基に、対策範囲、対策方法、実施時期、概算費用等を取りまとめた修繕・改築計画を策定	33,000 (33,000)

(ウ) 令和 2 年度久留米市公共下水道ストックマネジメント計画に係る技術的援助に関する協定

平成 29 年に締結した基本協定の規程に基づく協定

履行期間：令和 2 年 8 月 4 日～令和 3 年 3 月 26 日

契約金額：33,000,000 円

契約業者：日本下水道事業団

(エ) 日本下水道事業団（随意契約）

日本下水道事業団は、日本下水道事業団法に基づき設置された地方公共法人で、「地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理を行い、下水道に関する技術的援助を行うとともに、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を図ること等により、下水道の整備

を促進し、もつて生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的」として設立された法人である（日本下水道事業団法1条）。

イ 契約手続

（ア）随意契約の理由

i) 平成28年度に新規創設されたストックマネジメント支援制度に基づき、久留米市独自の汚水及び雨水を含めた下水道施設の「ストックマネジメント計画」を策定するものであるが、久留米市と同規模程度の膨大な下水道施設資産（ストック）を対象とした同計画の策定は、現時点で全国的に事例がない。

ii) 日本下水道事業団は、ストックマネジメント計画の前身である長寿命化計画において、全国の約400団体の調査・計画を支援した豊富な実績を有している。

また、国交省策定のストックマネジメント計画ガイドライン策定委員会にも委員（2名）を輩出し、本計画の内容に精通している。

iii) 日本下水道事業団は、日本下水道事業団法に基づき、地方公共団体等の要請に応じて、下水道の建設から維持管理に至る技術的援助を行う地方公共法人であり、地方自治体の業務代行が可能な唯一の公的な機関として設立されたものである。

（平成29年7月31日起案 下水道技術的援助要請書に記載）

（イ）再委託

本協定において、日本下水道事業団が業務を建設コンサルタントに委託したときは、速やかにその概要を久留米市企業局に通知することとされ（協定第6条1項）、日本下水道事業団が、業務に関し建設コンサルタントと業務委託契約を締結するときは、損害賠償条項を定めなければならないとされている（協定第7条第2項）。

上記協定第6条1項に基づき、令和2年9月23日付けで日本下水道事業団より、久留米市企業局に対して、下記業務委託契約の通知がなされている。

記

業務委託名 : 令和2年度久留米市公共下水道ストックマネジメント計画
業務委託

契約金額 : 28,600,000円（税込）（※変更により29,040,000円）

契約の相手方 : (株)NJS

履行期限 : 令和3年3月12日

支出科目 : (項) 技術援助業務費 (目) 設計費

契約日 : 令和 2 年 9 月 23 日

- ② 実施した監査手続
関係資料の閲覧、担当課ヒアリング

- ③ 結果

(意見 37) 再委託契約書の保管

随意契約の理由・業者選定過程は明確であり、問題はないと考える。

もともと、日本下水道事業団は、株式会社 NJS に業務を委託しているところ、その際の業務委託契約書が関連資料に含まれておらず、担当課でも、契約内容(委託業務内容)・契約日・契約金額・契約の相手方・履行期限は確認しているものの、契約条項は確認していないとのことであった。

本協定では、日本下水道事業団が、業務に関し建設コンサルタントと業務委託契約を締結するときは、損害賠償条項を定めなければならないとされている(協定第 7 条第 2 項)等、企業局でその契約内容が協定の趣旨に反しないかを確認する必要がある。したがって、再委託先との契約条項も企業局で把握し、契約書を関連資料にて保管すべきである。

(6) 委託契約（単価契約）

① 概要

ア 中央浄化センター脱水汚泥処理業務委託契約概要

(ア) 委託業務内容

中央浄化センターで発生する脱水汚泥（脱水後の汚泥）を受託者の処理施設まで運搬し、適切に処分を行い、全量有効利用を行う（建設資材・肥料として利用）。

(イ) 業務の場所

久留米市津福本町 中央浄化センター

(ウ) 業務の期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(エ) 総支払額

135,659,370 円（税込）

※参考 過去5年間の中央浄化センター脱水汚泥処理業務委託契約金額

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (4月～9月)	令和元年 (10月～R2.3月)	令和2年
設計額(円/t)	12,960	13,500	16,200	15,120	←	15,400
請負額(円/t)	12,960	13,500	13,392	11,664	11,880	15,400
総支払額(円/年)	118,654,236	119,372,535	119,962,049	56,032,337	56,038,672	135,659,370
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
落札率	100%	100%	83%	77%	←	100%

(オ) 契約の相手方（指名競争入札）

ハラサンギョウ株式会社

(カ) 契約保証金

久留米市契約事務規則第27条1項3号により免除。

イ 南部浄化センター脱水汚泥処理業務委託

(ア) 委託業務内容

南部浄化センターで発生する脱水汚泥（脱水後の汚泥）を受託者の処理施設まで運搬し、適切に処分を行い、全量有効利用を行う（建設資材・肥料として利用）。

(イ) 業務の場所

久留米市安武町住吉 南部浄化センター

(ウ) 業務の期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(エ) 総支払額

94,652,242 円 (税込)

※参考 過去5年間の南部浄化センター脱水汚泥処理業務委託契約金額

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (4月～9月)	令和元年 (10月～R2.3月)	令和2年
設計額(円/t)	12,960	12,960	15,120	15,444	←	16,830
請負額(円/t)	10,789.2	12,960	13,824	15,120	15,400	16,830
総支払額(円/年)	63,330,655	75,025,436	82,623,139	47,682,732	45,640,826	94,652,242
契約方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
落札率	83%	100%	91%	98%	←	97%

(オ) 契約の相手方 (指名競争入札)

株式会社クリーン発酵九州

(カ) 契約保証金

久留米市契約事務規則第27条1項3号により免除。

ウ 契約手続

(ア) 指名競争入札の理由

当該事業の性質上、履行実績や技術について、後記の指名要件を満たす業者でなければならぬが、当該要件を満たす業者が少なく、一般競争入札では、その公告、手続等からいって経費の増嵩を期すことになるため、指名競争入札を選択した。(ヒアリングでの担当課からの回答より)

(イ) 業者選定手続

i) 指名基準

指名業者は、原則として、有資格者名簿に登載された者の中から、久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領(以下、「事務要領」)に定める運用基準を総合的に勘案して選定される(事務要領第3条第3項、第4条第2項)。

事務要領では、指名の運用基準として、①不誠実な行為の有無、②経営状況、③地理的条件、④技術的適正、⑤履行成績、⑥手持ち及び受注状況、が掲げられており、それぞれの項目毎に留意事項の記載がある(事務要領別表第1より)。

ii) 本契約について

下記指名要件による指名原案を基に、高額選定委員会（事務要領 4 条別表第 3 (3)・その他の業務で設計金額 2,000 万円以上の場合）に諮り、指名業者を選定した。

[指名要件]

- ・汚泥の産廃処分業許可を受けており、下水汚泥の受け入れが可能かつ 6 時間以内（移動（往復）、積み込みの時間を含む）に引き取りが可能なこと。（22 者）
- ・発生予測汚泥全量（中央：28 t/日、南部：18 t/日）の受け入れが可能なこと。（9 者）
- ・全量を有効利用できること。（4 者）
- ・下水汚泥処理の実績があること。（3 者）

※肥料や建設資材（セメント）に利用される。汚泥の一部を埋め立て処理とする業者もいるが、そのような業者は除外している。

■設計額（発注見込額）（税込）

中央浄化センター	154,000,000 円（税込）
南部浄化センター	109,007,910 円（税込）

② 実施した監査手続き

関係資料の閲覧、担当課からのヒアリング

③ 結果

(指摘 15) 指名の運用基準の公表

自治体契約においては、公平性、公正性、透明性が確保されなければならないことを考慮すると、指名業者選定に当たって考慮されている久留米市指名競争入札及び随意契約事務要領に記載の「指名の運用基準」は公表すべき。

(指摘 16) 指名競争入札理由が不明確

指名競争入札の理由が関係資料上明らかでなく、地方自治法施行令 167 条のいずれに該当するのかが不明であるため、実施伺に指名競争入札選択の理由・根拠規定を記載すべきである。

地方自治法は、機会均等、公正性、経済性の原則から、自治体の契約について、一般競争入札を原則とし、指名競争入札は政令で定める要件を満たす場合のみ例

外的に認めている。

したがって、指名競争入札の場合も、自治法施行令 167 条の要件を満たすか否かを十分検討しなければならず、指名競争入札を選択した根拠を、実施伺を起案する段階で具体的に明らかにすべきである。

(7) 下水道管路施設維持管理業務委託（単価契約）

① 概要

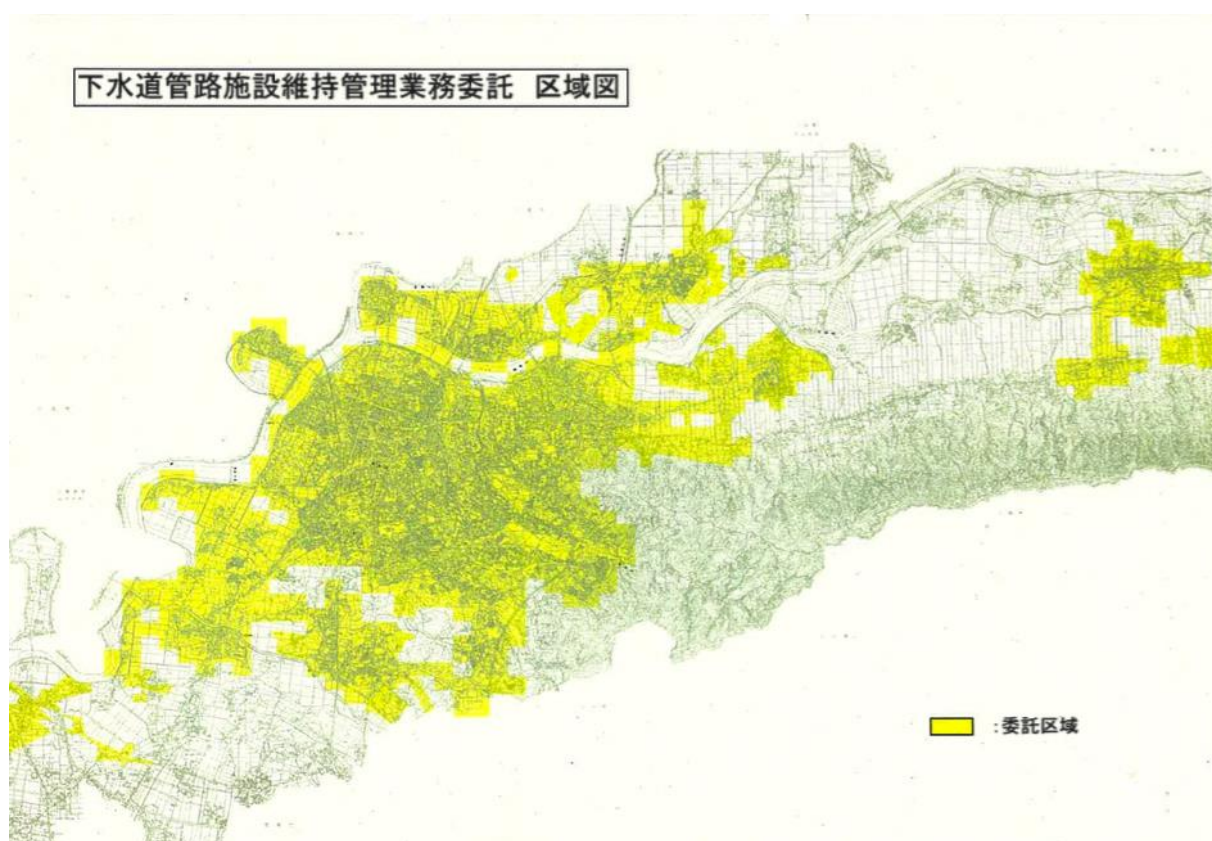
ア 下水道管路施設維持管理業務委託契約概要

(ア) 委託業務内容

管路施設（各家庭から排出される下水道を収集して処理場まで流送する役割を担う施設）の管理。管理計画作成、管路施設点検、管路施設清掃、筒川貯留池清掃下水道管路施設管理調書作成。

(イ) 事業場所

久留米市城南町外 地内



(ウ) 履行期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(エ) 契約金額

85,448,193 円（税込）

単価 4,380,200 円（税込）（3,982,000 円（税抜））

予定金額 80,824,514 円 (税込)

※過去5年の下水道管路施設維持管理業務委託の契約金額

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
78,808,095	81,765,720	87,490,697	86,188,331	85,448,193

(オ) 契約の相手方 (随意契約)

久留米環境維持管理業協同組合

(カ) 契約保証金

久留米市契約事務規則第27条1項3号により免除。

イ 契約手続

(ア) 随意契約の理由

本業務では下水道施設の事務予防・機能保全を含めた計画的、持続的な維持管理を行うため、下記のようなことが必要である。

- ・組織的な人員配置が可能
- ・特殊機械 (調査・清掃など) を所有し運転、操作できる。
高圧洗浄車、吸泥車 (協力吸引車)、TVカメラ等
- ・下水道管路施設の維持作業や補修について幅広い知識と技術水準がある。

下水道管理技術認定 (日本下水道事業団)

下水道管路管理専門技師 (日本下水道管路管理業協会) など

- ・年間をとおして365日24時間の緊急対応ができる。

以上のような要件を満たすのは市内管路清掃業者により設立された久留米環境維持管理業協同組合だけであり、その設立趣旨 (機械、技術の相互補完など) 及び事業理念 (市民サービスの向上等) も本業務の目的と合致している。

法的根拠：地方自治法施行令167条の2第1項第2号

(性質又は目的が競争入札に適さないもの)

(令和2年3月11日付「委託伺」に記載)

(イ) 契約金額の決定 (単価契約)

予定価額を4,380,200円 (単価・税込) と定め、6回の見積書の提出を経て、予定価額以下の4,378,000円 (単価・税込) に決定された。

- ② 実施した監査手続
関係資料の閲覧、担当課ヒアリング

③ 結果

(指摘 17) 随意契約理由が不十分

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）を理由とする場合、当該業務の性質と必要な条件だけでなく、久留米環境維持管理業協同組合が、その必要な条件を満たしていること、必要な条件を満たす者が同組合以外にいないことを、具体的な情報・関係資料と共に、随意契約の理由の中で明示すべきである。

(8) 賃貸借契約

① 概要

ア 久留米市企業局上下水道営業管理システム基盤賃貸借契約概要・手続

(ア) 契約内容

システム基盤の納入、システム基盤及び機能に対するサポートサービス。

(イ) 賃貸借期間

平成 30 年 11 月 1 日～平成 36 年 9 月 30 日

(ウ) 契約金額

月額 610,730 円 (税込)

(エ) 契約の相手方 (随意契約)

賃貸人：東京センチュリー株式会社 (リース会社)

売主：富士通エフ・アイ・ピー株式会社

(オ) 随意契約の理由

新上下水道営業管理システムは、平成 29 年 10 月に開発業務委託契約を富士通エフ・アイ・ピー株式会社と締結し、同社がシステム開発を行ってきたものであり、導入予定のソフト「AQUASTAFF」も同社製品である。

「AQUASTAFF」は受付・収納・検針・メーター管理に加え、給水工事受付業務等にも対応できるなど、総合的に上下水道業務をサポートしているものであるが、このソフトの安全・安定的な管理・運用のためには、基盤機器類 (ハード) もまた、同社製品を使用することが最適と思われる。

また、これによりシステムに関する深い知識に加え、現在の開発状況も把握し、さらに他自治体での実績・経験も有している同社によるソフト・ハードの一元的な管理が可能となっており、システム運用の高い信頼性が確保される。さらに、万が一のトラブルの際にも、迅速かつ的確な対応が可能となるなど、大きなメリットが期待される。

これらのことを実現するためには、今回の賃貸借契約の相手方は、富士通エフ・アイ・ピー株式会社しかない。

法的根拠：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

(平成 30 年 9 月 5 日付 実施伺兼見積徴取伺)

(カ) 予定価格及び見積書の徴取

本契約では、予定価格を月額 610,730 円（税込）と定め、契約の相手方から予定価格と同額の見積書が提出されたため、見積書の価格で契約をしている。

イ 新上下水道営業管理システム賃貸借概要・手続

(ア) 契約内容

新上下水道営業管理システム機器等の納入、機器等及び機能に対するサポートサービス

(イ) 履行期間

令和元年 8 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日

(ウ) 契約金額

月額 1,242,503 円（税込）

(エ) 契約の相手方（随意契約）

賃貸人：東京センチュリー株式会社（リース会社）

売主：富士通エフ・アイ・ピー株式会社

(オ) 随意契約の理由

新上下水道営業管理システムは、平成 29 年 10 月に開発業務委託契約を富士通エフ・アイ・ピー株式会社と締結し、同社がシステム開発を行ってきたものであり、開発中のシステムソフト「AQUASTAFF」も同社製品である。

「AQUASTAFF」は受付・収納・検針・メーター管理に加え、給水工事受付業務等にも対応できるなど、総合的に上下水道業務をサポートしているものであり、このソフトの安全・安定的な管理・運用のため、平成 30 年 11 月に同社製の基盤機器類（ハード）を賃貸者により導入している。

これらのことにより、令和元年 10 月の新営業管理システム稼働に向け、同システムに関する深い知識に加え、現在の開発状況も把握し、さらに他自治体での実績・経験も有している同社によるソフト・ハードの一元的な管理が可能となっており、システム運用の高い信頼性が確保される。さらに、万が一のトラブルの際にも、迅速かつ的確な対応が可能となるなど、大きなメリットが期待される。

以上の理由から、また、これまでの新システム開発の継続性を保つためにも、今回の賃貸借契約の相手方については、富士通エフ・アイ・ピー株式会社しか考えられない。

法的根拠：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

(令和元年 5 月 7 日付 実施伺兼見積徴取伺)

(カ) 予定価格及び見積書の徴取

本契約では、予定価格を月額 1,242,503 円 (税込) と定め、契約の相手方から予定価格と同額の見積書が提出されたため、見積書の価格で契約をしている。

なお、本件賃貸借契約はいずれも、平成 29 年 10 月の富士通エフ・アイ・ピー株式会社との開発業務委託契約が前提となっているところ、平成 29 年の契約締結の際に、公募型プロポーザル方式を採用し、本件賃貸借契約の見積も含めて複数業者の比較検討を行い、富士通エフ・アイ・ピーを選定したとのこと。

(ヒアリングでの担当課からの回答より)

② 実施した監査手続き

関係資料の閲覧、担当課からのヒアリング

③ 結果

(指摘 18) リース業者選定理由が不十分

本件契約は、リース契約の 3 者契約であり、賃料の支払先はリース業者であるから、リース業者の選定理由も、合わせて記載すべき。

(意見 38) 随意契約理由が不十分

本件契約の目的物が、いずれも、平成 29 年 10 月の開発業務委託契約に基づき開発されたシステムソフト「AQUASTAFF」と密接に関連しており、同社製の機器・基盤・保守業務により、一元的な管理が可能となり、トラブルの際にも、迅速かつ的確な対応が可能となることを理由とした、随意契約及び業者選定過程には問題はないと考える。

もともと、上記のとおり、本件契約は平成 29 年の開発業務委託契約が前提となっているところ、本件契約にかかる資料として同業務委託契約書が添付されておらず、実施伺に記載の理由では関連性がわかりにくく、明確でない。

したがって、随意契約・業者選定の理由の根拠として、平成 29 年度の開発業務委託契約書を資料として添付するか、当該契約との関連性をより明確にすべきと考える。

7. 農業集落排水事業

(1) 概要

① 特定地域生活排水処理事業の概要

地方公共団体が処理すべき事務は、地域におけるもの及び法令により処理することとされたものであるが（地方自治法第2条第2項）、その中には当該事務に要する経費とそれを賄う収入の関係を明確にすることが適当な事務がある。

このことについて、地方自治法第209条第2項では、「特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。」と定めており、これらに該当する事務ごとに、他の事務から独立した経理をすることを認めている。

久留米市では、久留米市特別会計設置条例を定めており、第1条から第2条で構成される。条文の内容は下記のとおりである。

(設置)

第1条 地方自治法（以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。

- (1) 国民健康保険事業特別会計 国民健康保険事業
- (2) 競輪事業特別会計 競輪事業
- (3) 卸売市場事業特別会計 中央卸売市場及び地方卸売市場事業
- (4) 住宅新築資金等貸付事業特別会計 住宅新築資金等貸付事業
- (5) 市営駐車場事業特別会計 市営駐車場事業
- (6) 介護保険事業特別会計 介護保険事業
- (7) 農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業**
- (8) 特定地域生活排水処理事業特別会計 特定地域生活排水処理事業
- (9) 後期高齢者医療事業特別会計 後期高齢者医療事業
- (10) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

(弾力条項の適用)

第2条 前条第2号に掲げる特別会計においては、法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。

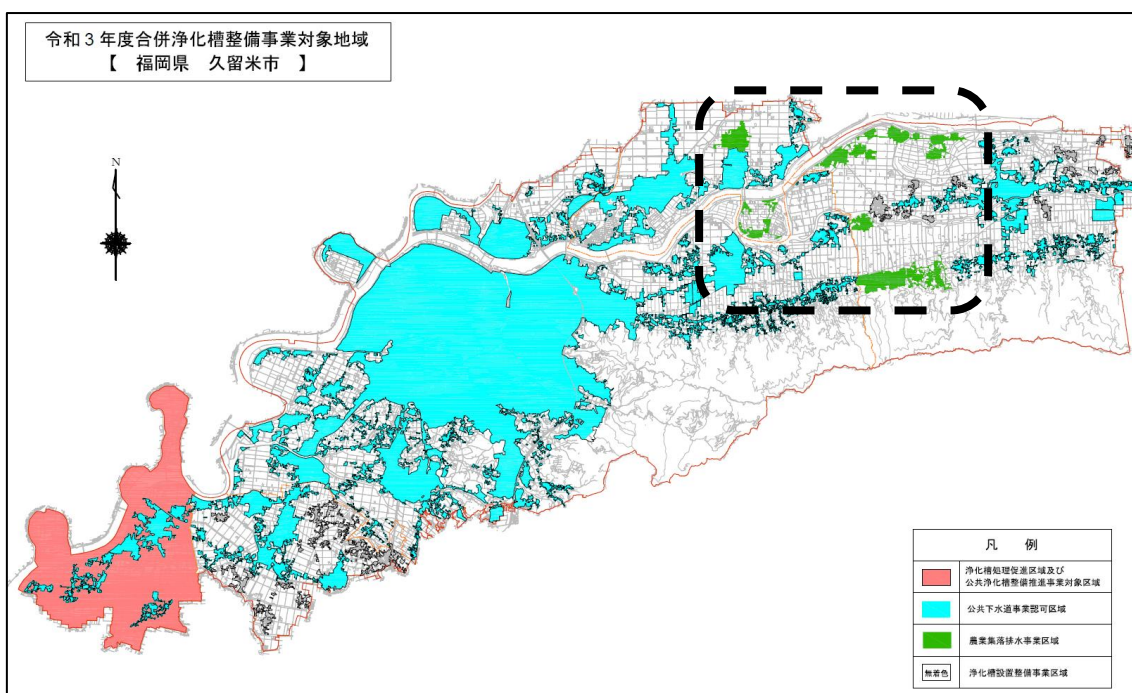
久留米市特別会計設置条例第1条第7号における農業集落排水事業とは、農村地域の集落の生活排水を汚水処理施設により浄化して川や水路に戻すことにより、水環境や農作物の生産条件の改善とともに生活環境を快適にすることを目的に行われる事業である。

なお、久留米市では、久留米市が設置する農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する必要な事項を、久留米市農業集落排水処理施設条例として制定している。

また、久留米市が施行する農業集落排水事業に要する費用の一部に充てるため、受益者分担金の賦課及び徴収に関する必要な事項を、久留米市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例として制定している。

農業集落排水事業の業務を実施する部課は、久留米市企業局上下水道部総務、営業管理課、下水道施設課、田主丸事務所、北野事務所である。

下図は農業集落排水事業を含む合併浄化槽及び公共下水道整備事業の対象地域を表しており、農業集落排水事業の対象地域は点線枠で囲まれた田主丸地区及び北野地区である。



(出所：久留米市企業局より入手した資料を転記)

下表は田主丸地区及び北野地区における供用開始時期の一覧である。

地区名		供用開始時期	
田主丸	三明寺・善院	平成10年3月	
	柴刈	平成16年3月	
	富本・隈・西郷	隈	平成25年3月
		富本	平成26年4月
		西郷	平成27年4月
北野	赤司	平成10年5月	
	南部	平成12年3月	

(出所：久留米市企業局の提供資料)

農業集落排水処理施設の概要は下図のとおりである。

施設概要	処理場名	冷水浄化センター 三明寺・善院地区	柴刈浄化センター 柴刈地区	赤司浄化センター 赤司地区	南部浄化センター 南部地区	西郷浄化センター 富本・隈・西郷地区
所在地		田主丸町地徳1335-1	田主丸町菅原1013-3	北野町稲敷995	北野町大城980-1	田主丸町中尾1269-2
処理区域		31.7ha	59.5ha	25.3ha	21.5ha	55.1ha
処理人口		1,490人	3,360人	1,410人	1,280人	2,230人
処理能力		403m ³ /日	1,109m ³ /日	381m ³ /日	346m ³ /日	603m ³ /日
敷地面積		1,599m ²	5,005m ²	1,839m ²	2,186m ²	2,630m ²
処理方式		JARUS-XI96型 (回分式活性汚泥方式)	JARUS-XIV96型 (連続流入間欠ばっ気方式)	JARUS-III96型 (流量調整槽前置嫌気性ろ床併用接触ばっ気方式)	JARUS-III96型 (流量調整槽前置嫌気性ろ床併用接触ばっ気方式)	JARUS-XIV96型 (連続流入間欠ばっ気方式)
供用開始日		平成10年3月30日	平成16年3月30日	平成10年5月1日	平成12年3月29日	平成25～27年度
建設期間		平成5～9年度	平成11～15年度	平成9年度	平成11年度	平成22～27年度
設計・監理者		福岡県土地改良事業団体連合会 (みどりネット福岡)	福岡県土地改良事業団体連合会 (みどりネット福岡)	福岡県土地改良事業団体連合会 (みどりネット福岡)	福岡県土地改良事業団体連合会 (みどりネット福岡)	極水設計株式会社 久留米事務所
施行者		(株)九電工	(株)九電工	(株)九電工	(株)九電工	柳郷原組 日立プラント建設サービス柳郷 在原電産九州支部
事業主体		旧田主丸町	旧田主丸町	旧北野町	旧北野町	旧田主丸町

(出所：久留米市企業局の提供資料)

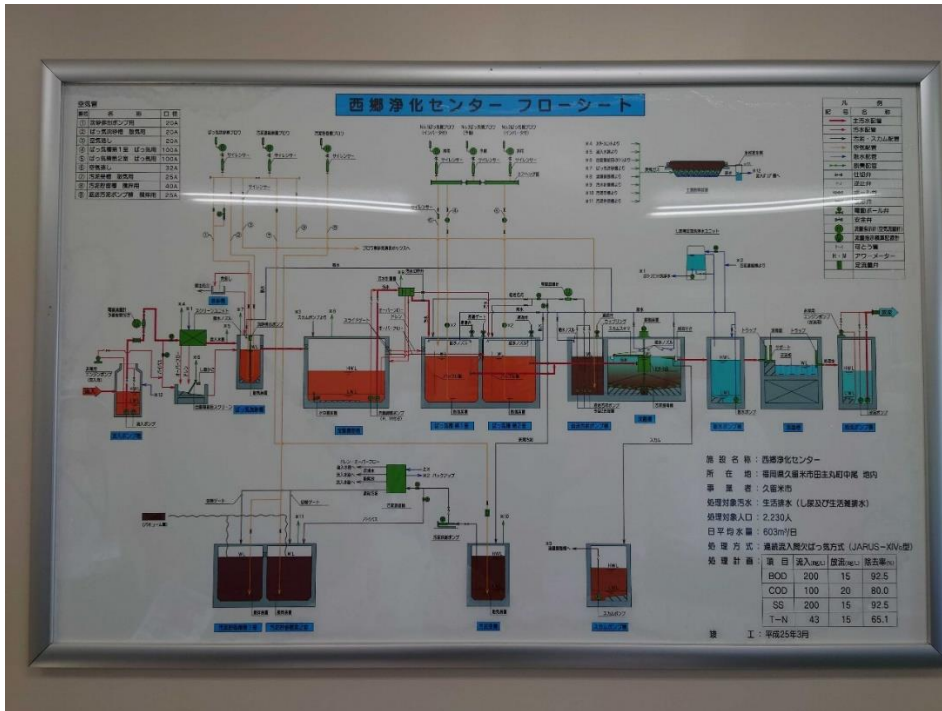
下図は上図の浄化センターのうち、西郷浄化センターの現地写真である。



【正面入り口】



【センター裏側】



【西郷浄化センターのフローシート】



【センター内のスクリーンユニット】

下表は令和 2 年度末時点の田主丸地区及び北野地区における水洗化率である。

		(令和 3 年 3 月末現在)						
		計画	整備		水洗化 (接続)		水洗化率	
		人口 (人)	人口 (人)	戸数 (戸)	人口 (人)	戸数 (戸)	人口	戸数
田主丸	三明寺・善院	1,490	752	264	704	247	93.6%	93.6%
	柴刈	3,360	1,841	721	1,588	622	86.3%	86.3%
	富本・隈・西郷	2,230	1,133	414	783	286	69.1%	69.1%
北野	赤司	1,410	756	293	730	283	96.6%	96.6%
	南部	1,280	760	252	685	227	90.1%	90.1%
合計		9,770	5,242	1,944	4,490	1,665	85.7%	85.6%

(出所：久留米市企業局の提供資料)

② 農業集落排水事業の債権区分

ア 債権の定義

債権には金銭債権と非金銭債権があるが、地方自治法では、債権を金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利と規定しており(同法第 240 条第 1 項)、したがって、金銭債権のみが地方自治体が有する債権となる。さらに地方自治体が有する債権は、「公法上の債権」と「私法上の債権」の大きく 2 つに判別され、一般的に公法上の債権は「公債権」、私法上の債権は「私債権」と呼ばれている。

イ 公債権

公債権とは、法律上の定義はないが、公法上の原因(処分)に基づいて発生する債権であるとされており、「地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に関する債権」や「地方税法第 1 条第 1 項第 4 号に規定する地方税に係る債権」等が該当する。「地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に関する債権」とは、「分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入」と規定されているが、事業名等が入った具体的な債権名までは明記されていない。したがって、地方自治法だけでは、公債権がどのような範囲まで含まれるか明確にならない場合が多い。

公債権は、その債権の性質により、地方自治体が強制徴収できる公債権(以下、「強制徴収公債権」という。)と強制徴収ができない公債権(以下、「非強制徴収公債権」という。)に区分される。

強制徴収とは、特定の義務履行を果たすために、債務者に対して義務の履行を強要することである。地方自治法第 231 条の 3 第 3 項では、「分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」は「地方税の滞納処分の例により処分することができる。」とされているため、この同法第 231 条の 3 第 3 項に規定される債権と地方税が強制徴収公債権である。

なお、「法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」には、同法附則

第6条で定められている使用料等と個別の法律で強制徴収の規定が定められているものがあり、具体的には以下のとおりである。

地方自治法附則第6条で定められている使用料等

- 港湾の入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭（港湾法）
- 土地改良事業の施行に伴う清算金、仮清算金その他の金銭（土地改良法）
- 公共下水道の損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料（下水道法）
- 漁港利用の対価、負担金、土砂採掘料、占用及び過怠金（漁港漁場整備法）

個別の法律で強制徴収の規定が定められている例

- 国民健康保険料（国民健康保険法第79条の2）
- 保育料（児童福祉法第56条第10項）
- 下水道事業受益者負担金（都市計画法第75条第5項）
- 道路占用料（道路法第73条）
- 河川占用料（河川法第74条）
- 母子保健法に基づく負担金（母子保健法第21条の4）など

ウ 私債権

公債権と同様、私債権についても法律上の定義はないが、私法上の原因（契約、不法行為、事務管理、不当利得）に基づいて発生する債権をいう。

エ 農業集落排水事業の債権及び種別

農業集落排水事業の債権として下記が対象となる。

- 農業集落排水処理施設使用料

根拠条例：久留米市農業集落排水処理施設条例第22条

(使用料の徴収)

第22条 市長は、排水処理施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、毎年度を6期に区分し、期別ごとに算定した額を納入通知書により徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、随時徴収することができる。

3 使用料の納期は次のとおりとする。

- (1) 第1期 2、3月分 4月1日から4月末日まで
- (2) 第2期 4、5月分 6月1日から6月末日まで
- (3) 第3期 6、7月分 8月1日から8月末日まで
- (4) 第4期 8、9月分 10月1日から10月末日まで
- (5) 第5期 10、11月分 12月1日から12月25日まで

(6) 第6期 12、1月分 2月1日から2月末日まで

- 4 使用者が、第20条の規定による届出をしないで排水処理施設を使用した場合は、使用開始の日に遡及して使用料を徴収する。
- 5 排水処理施設の使用の休止、廃止又は使用料の算定の基礎となる事項の変更は届け出の日とする。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、当該事実の発生の日とする。

- 農業集落排水事業受益者分担金

根拠条例：久留米市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例

また、上記の債権の種別（強制徴収公債権か非強制徴収公債権）は下記のとおりである。

- 農業集落排水処理施設使用料

使用料であり、法律で定める根拠がないため、地方税の滞納処分の例によることができず強制執行できない。よって、非強制徴収公債権に該当する。

根拠法令 地方自治法

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

- 農業集落排水事業受益者分担金

地方自治法第231条の3第3項に従い、強制徴収公債権に該当する。

根拠法令 地方自治法

(督促、滞納処分等)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

オ 公債権の時効

(ア) 時効期間

時効期間は、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権ともに、他の法律に定めがない限り、5年となっている（地方自治法第236条第1項）。

(イ) 時効の起算点

時効の起算点（時効期間が始まる時間的起点）は、納期限（又は履行期限）の有無など債権の種類により異なる。

納期限が定められた債権

納期限が時効の起算点となる。履行期限が定まっている債権は、納期限到来のときから時効が進行するため、納期限の翌日から時効期間を計算する。

納期限の定めがない債権

原則として、債権が成立した時点が時効の起算点となり、その時点から時効が進行する。ただし、消費貸借に基づく返還請求権に関しては、催告がある場合は催告後相当期間経過後、催告がない場合は契約成立から相当期間経過後が時効の起算点となっている。

(ウ) 時効の中断

時効の中断とは、中断事由が発生することにより、これまでの時効期間経過の効力が失われ、その事由が終了した日の翌日から再び新たに時効期間が進行することである。民法第147条では、中断事由として請求、差押え、仮差押え及び仮処分、承認を列挙している。

a. 請求

裁判上の請求

債権者が、裁判上の手続により債務者に対して債務の弁済を求めた場合、時効が確定的に中断することになる。具体的には以下の1から4がある。

- 1 裁判上の請求
- 2 支払督促
- 3 和解又は調停の申立て
- 4 破産手続参加等

催告

債権者が、裁判所の関与する手続によらず、債務者に対して債務の弁済を求めた場合、時効中断事由になる。民法上は催告後6月以内に裁判手続を実施した場合にのみ時効中断の効力があるが、地方自治法には特則があり、地方自治体が行う納入の通知及び督促には、確定的な時効中断の効力が認められている（地方自

治法第 236 条第 4 項)。そのため、地方自治体が債務者に督促をすれば、6 月以内に裁判手続を実施しなくても、確定的に時効が中断することになる。

ただし、複数回督促した場合は、初回の督促しか時効中断の効力はないとされている。

b. 差押え、仮差押え及び仮処分

債権者が、差押え、仮差押え及び仮処分をすることによって、請求債権について時効が中断する。

c. 承認

債務者が、時効の対象となっている権利義務があることを債権者に対して表示した場合、時効が中断する。当該表示は、明示的に認めた場合のみならず、債務の一部弁済や支払いの猶予の申し込みのように、債務の存在を前提とした行為をする場合も債務の承認があったとされている。

(エ) 時効の停止

時効の停止とは、時効期間の経過を一時的に停止させ、時効の完成を一定期間猶予することである。時効の停止事由は民法第 158 条から第 161 条までに規定されている。

(オ) 時効の完成

時効の完成とは、法律に規定する時効期間が経過することをいう。公債権の場合、時効の完成により債権は消滅する（地方自治法第 236 条第 2 項）。

根拠法令 地方自治法

(金銭債権の消滅時効)

第 236 条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定が

ないときは、民法の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。

以上、農業集落排水事業にかかる債権種別及び時効は下表のとおりである。

債権の名称	債権種別	時効
農業集落排水処理 施設使用料	非強制徴収公債権	5年
農業集落排水事業 受益者分担金	強制徴収公債権	5年

(カ) 延滞金の設定について

久留米市延滞金徴収条例並びに久留米市延滞金徴収条例施行規則にて延滞金の徴収に関する必要な事項を定めている。

農業集落排水処理施設使用料については、地方自治法第231条の3第2項及び久留米市農業集落排水処理施設条例第27条をもとに延滞金の徴収を設定している。

一方、農業集落排水事業受益者分担金については、地方自治法第231条の3第2項を基に条例の定めがないため延滞金の徴収は設定されていない。

根拠法令 地方自治法

(督促、滞納処分等)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

(使用料等の督促)

第27条 市長は、この条例により徴収する使用料その他の収入（以下「使用料等」という。）を納期限までに納付しない者があるときは、久留米市市税条例の規定を準用する。

③ 農業集落排水事業の事務処理の流れ

田主丸事務所及び北野事務所の窓口では、農業集落排水事業の申請受付、当該事業にかかる使用料又は分担金の徴収事務を実施している。なお、使用料の徴収方法は

窓口での納付のみならず、口座振替の方法がある。

両事務所の担当部課において使用料又は分担金の債権管理業務を実施している。実施者は、農業集落排水事業に専任する職員ではなく、当該事業以外の業務も兼務している。使用料又は分担金を窓口納付又は口座振替で徴収した場合、各事務所のパソコン（スタンドアローン）に実装されている使用料・分担金システムを使用して、使用料又は分担金の消込処理、督促、催告並びに不納欠損処理を実施している。両事務所で使用している使用料・分担金システムは、ベンダが同じソフトウェア制作会社であるがバージョンや仕様が異なるため、使用料・分担金システムを用いた債権管理業務の方法は両事務所間で異なる。

また、当該システム内で延滞金を計算できる機能は有しているが、延滞金を計算する設定とされていないため、延滞金が計算されていない。具体的には、月額使用料の未納者一覧を閲覧した結果、月額使用料の未納残高が掲載されているだけで延滞金が計算されている形跡は見受けられない。

督促料については、久留米市延滞金徴収条例では督促手数料の徴収に関しては条例の定めが見受けられないため、督促手数料は発生しない。

根拠法令 久留米市延滞金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(以下「自治法」という。)第231条の3第2項及び都市計画法第75条第4項の規定に基づき、延滞金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(延滞金)

第3条 自治法第231条の3第1項及び都市計画法第75条第3項に規定する歳入(以下「歳入」という。)をその納期限までに納付しない場合においては、その納期限の翌日から歳入の完納の日までの期間の日数に応じ、当該歳入(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.5パーセント(納期限の翌日から1月を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を当該歳入の額に加算して徴収する。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に定める延滞金の額の計算における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金の減免)

第4条 市長は、当該歳入の納期限までに歳入を完納しなかったことについて、や

むを得ない理由があると認めるときは、前条の延滞金を減免することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

④ 農業集落排水事業の歳入歳出等

令和 2 年度における農業集落排水事業にかかる歳入歳出の状況は下表のとおりである。

■歳入

(単位：円)

目名称	予算現額	調定金額	収入金額
農業集落排水施設使用料	81,839,000	83,082,463	78,247,997
農業集落排水施設費分担金	855,000	1,475,000	1,300,000
農業集落排水施設費県補助金	0	13,300,000	13,300,000
農業集落排水施設費国庫補助金	13,300,000	0	0
延滞金	1,000	0	0
雑入	5,000	10,283	10,283
一般会計繰入金	187,000,000	182,000,000	182,000,000
繰越金	5,000,000	11,406,069	11,406,069
総計	288,000,000	291,273,815	286,264,349

(出所：久留米市企業局より入手した資料を Pivot 集計転記)

下表は過去 5 か年の調定額、収入額及び収納率の一覧である。

	調定額 (円)	収入額 (円)	収納率 (%)
平成 28 年度	80,782,963	78,508,704	97.2%
平成 29 年度	80,396,526	78,840,694	98.1%
平成 30 年度	79,191,545	77,736,499	98.2%
令和元年度	79,513,495	78,187,241	98.3%
令和 2 年度	78,256,013	77,274,296	98.7%

(出所：久留米市企業局の提供資料)

下表は過去 5 か年の受益者分担金の額は、一般家庭では一世帯又は建築物 1 戸につき 150,000 円とし、事業所等では従業員数又は使用水量により算出した額とする。

	調定額 (円)	収入額 (円)	収納率 (%)
平成 28 年度	4,235,000	3,897,500	92.0%
平成 29 年度	3,120,000	3,007,500	96.4%
平成 30 年度	750,000	750,000	100.0%
令和元年度	600,000	600,000	100.0%
令和 2 年度	1,200,000	1,200,000	100.0%

(出所：久留米市企業局の提供資料)

■歳出

(単位：円)

目名称	節名称	予算現額	支出済額
元金	償還金・利子及び割引料	113,155,000	113,154,983
施設管理費	委託料	41,584,000	40,450,260
	使用料及び賃借料	553,000	490,440
	需用費	48,327,000	42,178,848
	役務費	19,980,000	19,679,804
総務管理費	委託料	1,388,000	1,387,760
	給料	13,573,000	13,430,700
	共済費	4,626,000	4,553,998
	公課費	6,700,000	3,718,600
	使用料及び賃借料	893,000	892,956
	需用費	335,000	69,822
	償還金・利子及び割引料	64,000	31,152
	職員手当等	7,956,000	6,590,852
	負担金・補助及び交付金	101,000	95,770
	報酬	1,435,000	1,423,494
	報償費	10,000	0
	役務費	636,000	477,694
	旅費	135,000	76,424
利子	償還金・利子及び割引料	25,749,000	25,748,045
予備費	予備費	800,000	0
総計		288,000,000	274,451,602

(出所：久留米市企業局より入手した資料を Pivot 集計転記)

農業集落排水処理施設使用料は、基本使用料に加え、一般家庭は世帯の人数により、事業所は排水量により徴収している。

下表は一般家庭及び事業所等における基本使用料等の一覧である。

区分	使用料（1月につき）		
	一般家庭	基本使用料	1世帯につき
世帯人員割使用料		世帯人員1人～2人まで	1人につき 700円
		世帯人員3人～5人まで	1人につき 600円
		世帯人員6人～8人まで	1人につき 500円
		世帯人員9人以上	1人につき 400円
事業所等	基本使用料	1事業所につき	2,000円
	従量使用料	1㎡につき	120円
(出所：久留米市企業局の提供資料)			

5 か年歳入歳出比較

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	(単位：千円)				
決算額					
歳入					
受益者分担金	4,597	3,707	888	713	1,300
使用料	82,322	80,622	78,970	79,180	78,248
県補助金	-	-	-	-	13,300
一般会計繰入金	125,000	128,000	151,000	159,000	182,000
繰越金	24,833	18,834	11,178	10,687	11,406
諸収入	120	4	19	4	10
計①	236,872	231,167	242,055	249,584	286,264
歳出					
一般管理費	10,243	8,731	8,871	9,544	8,598
一般人件費	26,691	26,073	25,919	24,301	24,151
施設維持費（施設課）	65,171	69,100	72,299	74,764	102,799
管渠建設費	4,627	4,779	-	-	-
元金	78,360	79,965	94,627	101,806	113,155
利子	32,946	31,341	29,652	27,763	25,749
計②	218,038	219,989	231,368	238,178	274,452
差引計①-②	18,834	11,178	10,687	11,406	11,812
(出所：久留米市企業局より入手した資料を基に作成)					

月額使用料は改定されていないため、使用料に著しい変動は見受けられない。施設維持費を主とする歳出を補てんするために一般会計より毎年度繰入を実施している状況である。

⑤ 実施した監査手続

- ア 当部課担当者への質問
- イ 関連資料の閲覧
- ウ 現地視察（西郷浄化センター）

⑥ 結果

(意見 39) 延滞金の徴収

農業集落排水事業にかかる使用料及び受益者分担金については、条例の定めにより使用料は延滞金を徴収する旨の定めがあるにもかかわらず、延滞金を計算する仕組みを設定していない。

延滞金にかかる条例に基づき、延滞金を計算して徴収すべきである。もともと、令和 3 年度以降は通知書に延滞金を記載して対応を行っているため業務に改善が認められる。

他方、下水道事業や特定地域生活排水処理事業にかかる使用料については、延滞金を徴収する条例の定めが見受けられない。久留米市内で類似する汚水処理事業間で延滞金を徴収しているものと徴収していないものが混在することは、公平性が保持できないという側面もある。

(意見 40) 督促料について

農業集落排水事業にかかる使用料が期日まで納付されていない場合、田主丸事務所及び北野事務所では督促業務を実施している。しかし、現在の久留米市の条例では、督促業務を実施しても督促料を徴収する定めが見受けられないため、督促料は徴収できない。

田主丸事務所及び北野事務所では、2 か月に一度督促業務を実施しており、督促の書面を作成、郵送の手配等の人件費並びに切手代等の通信費が発生している。また、期日までに使用料を納めないと督促料を請求されるという滞納者への牽制機能にもなるという観点も踏まえて、督促料徴収について条例で定めることの要否を検討することが望ましい。

この点、下水道事業、その他の事業との均衡をはかることも重要である。

(意見 41) システムについて

農業集落排水事業にかかる使用料及び分担金は、田主丸事務所及び北野事務所に設置しているパソコン内の使用料・分担金システムで管理されている。当該システムはスタンドアローンであり、ベンダは同じ業者である。しかし、システムのバージョン及び仕様が異なるため、各事務所で当該システムに基づく業務のマニュアルを整備運用しているが、マニュアルの内容は統一ではない。使用料・分担金システムのバージョン及び仕様を統一し、又はスタンドアローン形式からクラウド形式のバージョンへ更新するなど事務所間のシステムを統一し、農業集落排水事業に係る業務の平準化を図ることが望ましい。また、システムを統一することで、業務の属人性をより排除することができるため、業務マニュアルの見直しも併せて検討することが望ましい。

8. 特定地域生活排水処理事業

(1) 概要

① 特定地域生活排水処理事業の概要

地方公共団体が処理すべき事務は、地域におけるもの及び法令により処理することとされたものであるが（地方自治法第 2 条第 2 項）、その中には当該事務に要する経費とそれを賄う収入の関係を明確にすることが適当な事務がある。

このことについて、地方自治法第 209 条第 2 項では、「特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。」と定めており、これらに該当する事務ごとに、他の事務から独立した経理をすることを認めている。

久留米市では、久留米市特別会計設置条例を定めており、第 1 条から第 2 条で構成される。条文の内容は下記のとおりである。

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 209 条第 2 項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため設置する。

- (1) 国民健康保険事業特別会計 国民健康保険事業
- (2) 競輪事業特別会計 競輪事業
- (3) 卸売市場事業特別会計 中央卸売市場及び地方卸売市場事業
- (4) 住宅新築資金等貸付事業特別会計 住宅新築資金等貸付事業
- (5) 市営駐車場事業特別会計 市営駐車場事業
- (6) 介護保険事業特別会計 介護保険事業
- (7) 農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業
- (8) 特定地域生活排水処理事業特別会計 特定地域生活排水処理事業**
- (9) 後期高齢者医療事業特別会計 後期高齢者医療事業
- (10) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

(弾力条項の適用)

第 2 条 前条第 2 号に掲げる特別会計においては、法第 218 条第 4 項の規定により弾力条項を適用することができる。

久留米市特別会計設置条例第 1 条第 8 号における特定地域生活排水処理事業とは、市町村が合併処理浄化槽の設置及び維持管理を行う事業で、平成 13 年度から

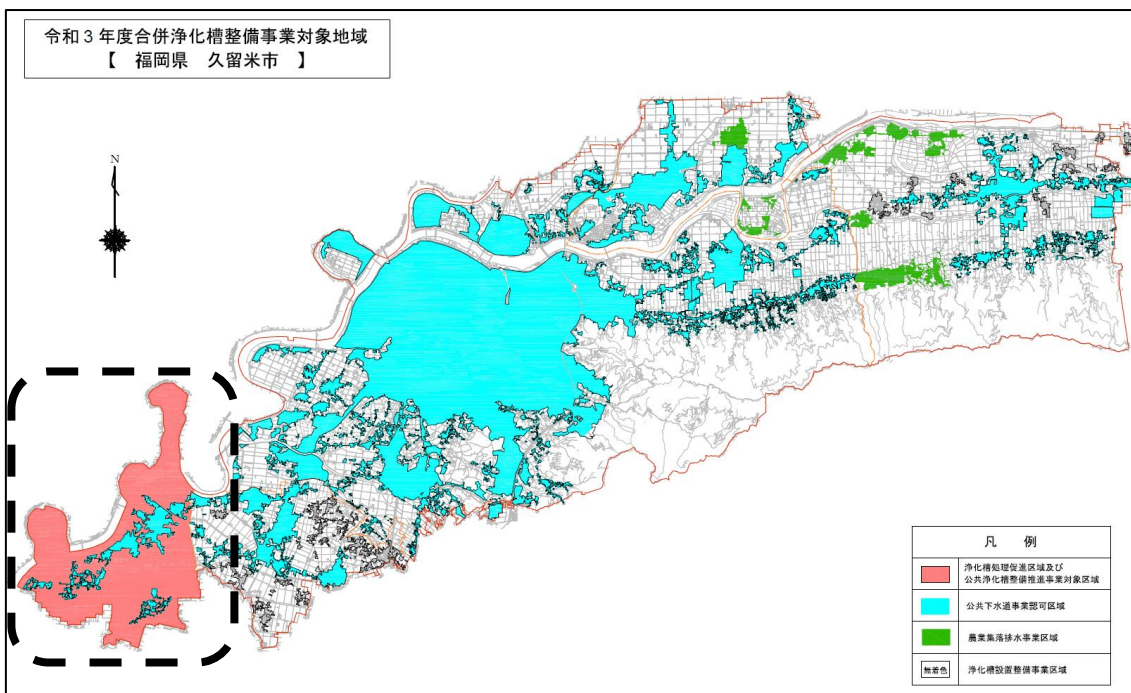
旧城島町（以下、城島町）の全域を対象として着手した事業である。

なお、久留米市では、特定地域浄化槽の設置及び維持管理の適正な推進を図り、もって生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、これらに関する費用負担等について必要な事項を、久留米市特定地域浄化槽の整備に関する条例として制定している。

○事業計画（当初 平成 13 年 3 月計画策定）

- ①全体計画 事業年度：平成 13 年度より
計画設置基数：3,200 基
- ②対象区域 城島町全域（1,758ha） 全世帯数 約 4,000 世帯
- ③対象浄化槽 5 人槽～50 人槽（ 51 人槽以上の浄化槽及び工場排水等は対象外）
- ④対象建築物 住宅に限らず全ての建築物。ただし、工場排水等は浄化槽法により受け入れ不可のため対象外

下図は特定地域生活排水処理事業を含む合併浄化槽整備事業の対象地域を表しており、特定地域生活排水処理事業の対象地域は点線枠で囲まれた城島町である。



（出所：久留米市企業局より入手した資料を転記）

平成 13 年度より市町村設置型を導入した理由として、公共下水道事業などの実施には、終末処理場建設予定地の選定や処理施設建設（処理場ならびに管渠等）に必要な初期投資の財政への影響など課題が大きいため、面整備の観点から、合併処理浄化槽は公共下水道などと同等の汚水処理施設であり、特に市町村型であれば集

合処理施設と同等な汚水処理サービスを提供できることから、城島町では平成 13 年度から浄化槽設置整備事業（個人設置型）から浄化槽市町村整備推進事業（特定地域生活排水処理事業：市町村設置型）へ事業を変更した。

平成 17 年 2 月の久留米市と城島町との合併に関し、合併協定の中で「特定地域生活排水処理事業については、現在実施されている城島町において、当分の間現制度を基本とした事業を継続する」とされ、久留米市では平成 20 年 8 月に「久留米市生活排水処理基本構想」を策定した。

当該基本構想では、城島及び三潞地域の生活排水処理について、これまで実施してきた個別処理である合併処理浄化槽事業と併せ、城島町の一部地域（198ha）を集合処理区域とし、公共下水道事業で整備することになり、城島町における浄化槽整備事業は、平成 22 年度から特定地域生活排水処理事業（市町村設置型）と合併処理浄化槽設置助成事業（個人型）の二つの浄化槽事業を実施している。

市町村設置型浄化槽とは、久留米市が個人の敷地に浄化槽の設置工事を行い、その後の浄化槽維持管理も久留米市が行い水質管理を行うことを目的としている。

当該制度は、城島町のうち浄化槽処理促進区域として指定された区域に限定される。

ただし、都市計画法に基づく開発許可を得た民間事業者による新たな宅地造成に伴う浄化槽設置は適用外となる。

② 特定地域生活排水処理事業の債権区分

ア 債権の定義

債権には金銭債権と非金銭債権があるが、地方自治法では、債権を金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利と規定しており（同法第 240 条第 1 項）、したがって、金銭債権のみが地方自治体が有する債権となる。さらに地方自治体が有する債権は、「公法上の債権」と「私法上の債権」の大きく 2 つに判別され、一般的に公法上の債権は「公債権」、私法上の債権は「私債権」と呼ばれている。

イ 公債権

公債権とは、法律上の定義はないが、公法上の原因（処分）に基づいて発生する債権であるとされており、「地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に関する債権」や「地方税法第 1 条第 1 項第 4 号に規定する地方税に係る債権」等が該当する。「地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に関する債権」とは、「分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入」と規定されているが、事業名等が入った具体的な債権名までは明記されていない。したがって、地方自治法だけでは、公債権がどのような範囲まで含まれるか明確にならない場合が多い。

公債権は、その債権の性質により、地方自治体が強制徴収できる公債権（以下、「強制徴収公債権」という。）と強制徴収ができない公債権（以下、「非強制徴収公債権」という。）に区分される。

強制徴収とは、特定の義務履行を果たすために、債務者に対して義務の履行を強要することである。地方自治法第 231 条の 3 第 3 項では、「分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」は「地方税の滞納処分の例により処分することができる。」とされているため、この同法第 231 条の 3 第 3 項に規定される債権と地方税が強制徴収公債権である。

なお、「法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」には、同法附則第 6 条で定められている使用料等と個別の法律で強制徴収の規定が定められているものがあり、具体的には以下のとおりである。

地方自治法附則第 6 条で定められている使用料等

- 港湾の入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭（港湾法）
- 土地改良事業の施行に伴う清算金、仮清算金その他の金銭（土地改良法）
- 公共下水道の損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料（下水道法）
- 漁港利用の対価、負担金、土砂採掘料、占用及び過怠金（漁港漁場整備法）

個別の法律で強制徴収の規定が定められている例

- 国民健康保険料（国民健康保険法第 79 条の 2）
- 保育料（児童福祉法第 56 条第 10 項）
- 下水道事業受益者負担金（都市計画法第 75 条第 5 項）
- 道路占用料（道路法第 73 条）
- 河川占用料（河川法第 74 条）
- 母子保健法に基づく負担金（母子保健法第 21 条の 4）など

ウ 私債権

公債権と同様、私債権についても法律上の定義はないが、私法上の原因（契約、不法行為、事務管理、不当利得）に基づいて発生する債権をいう。

エ 特定地域生活排水処理事業の債権及び種別

特定地域生活排水処理事業の債権として下記が対象となる。

- 特定地域生活排水処理施設使用料
根拠法令 久留米市特定地域浄化槽の整備に関する条例
(使用料の徴収)

第9条 市長は、特定地域浄化槽の使用について、毎月1日に使用する使用者から、使用料として別表第2に定める額に消費税等相当額を加えた額（1円未満の端数は切り捨てる。）を徴収するものとする。

2 使用料は、納入通知書により2月毎に徴収する。

- 特定地域生活排水処理施設費分担金

根拠法令 久留米市特定地域浄化槽の整備に関する条例

（分担金の賦課）

第6条 市長は、特定地域浄化槽の設置について、標準工事に係る経費（以下「標準事業費」という。）については、別表第1に定める分担金の額を賦課するものとする。

2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日その他分担金の納付に必要な事項を申請者に通知しなければならない。

また、上記の債権の種別（強制徴収公債権か非強制徴収公債権）は下記のとおりである。

- 特定地域生活排水処理施設使用料

使用料であり、法律で定める根拠がないため、地方税の滞納処分の例によることができず強制執行できない。よって、非強制徴収公債権に該当する。

根拠法令 地方自治法

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

- 特定地域生活排水処理施設費分担金

地方自治法第231条の3第3項に従い、強制徴収公債権に該当する。

根拠法令 地方自治法

（督促、滞納処分等）

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者がいるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

オ 公債権の時効

(ア) 時効期間

時効期間は、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権ともに、他の法律に定めがない限り、5年となっている（地方自治法第236条第1項）。

(イ) 時効の起算点

時効の起算点（時効期間が始まる時間的起点）は、納期限（又は履行期限）の有無など債権の種類により異なる。

納期限が定められた債権

納期限が時効の起算点となる。履行期限が定まっている債権は、納期限到来のときから時効が進行するため、納期限の翌日から時効期間を計算する。

納期限の定めがない債権

原則として、債権が成立した時点が時効の起算点となり、その時点から時効が進行する。ただし、消費貸借に基づく返還請求権に関しては、催告がある場合は催告後相当期間経過後、催告がない場合は契約成立から相当期間経過後が時効の起算点となっている。

(ウ) 時効の中断

時効の中断とは、中断事由が発生することにより、これまでの時効期間経過の効力が失われ、その事由が終了した日の翌日から再び新たに時効期間が進行することである。民法第147条では、中断事由として請求、差押え、仮差押え及び仮処分、承認を列挙している。

a. 請求

裁判上の請求

債権者が、裁判上の手続により債務者に対して債務の弁済を求めた場合、時効が確定的に中断することになる。具体的には以下の1から4がある。

1. 裁判上の請求
2. 支払督促
3. 和解又は調停の申立て
4. 破産手続参加等

催告

債権者が、裁判所の関与する手続によらず、債務者に対して債務の弁済を求めた場合、時効中断事由になる。民法上は催告後 6 月以内に裁判手続を実施した場合にのみ時効中断の効力があるが、地方自治法には特則があり、地方自治体が行う納入の通知及び督促には、確定的な時効中断の効力が認められている（地方自治法第 236 条第 4 項）。そのため、地方自治体が債務者に督促をすれば、6 月以内に裁判手続を実施しなくても、確定的に時効が中断することになる。

ただし、複数回督促した場合は、初回の督促しか時効中断の効力はないとされている。

b. 差押え、仮差押え及び仮処分

債権者が、差押え、仮差押え及び仮処分をすることによって、請求債権について時効が中断する。

c. 承認

債務者が、時効の対象となっている権利義務があることを債権者に対して表示した場合、時効が中断する。当該表示は、明示的に認めた場合のみならず、債務の一部弁済や支払いの猶予の申し込みのように、債務の存在を前提とした行為をする場合も債務の承認があったとされている。

(エ) 時効の停止

時効の停止とは、時効期間の経過を一時的に停止させ、時効の完成を一定期間猶予することである。時効の停止事由は民法第 158 条から第 161 条までに規定されている。

(オ) 時効の完成

時効の完成とは、法律に規定する時効期間が経過することをいう。公債権の場合、時効の完成により債権は消滅する（地方自治法第 236 条第 2 項）。

根拠法令 地方自治法
(金銭債権の消滅時効)

第 236 条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行することができる時から 5 年間行使しないときは、時効によって消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。

以上、特定地域生活排水処理事業にかかる債権種別及び時効は下表のとおりである。

債権の名称	債権種別	時効
特定地域生活排水処理 施設使用料	非強制徴収公債権	5 年
特定地域生活排水処理 施設費分担金	強制徴収公債権	5 年

カ 延滞金の設定について

久留米市では、久留米市延滞金徴収条例並びに久留米市延滞金徴収条例施行規則にて延滞金の徴収に関する必要な事項を定めている。

特定地域生活排水処理施設使用料及び特定地域生活排水処理施設費分担金については、地方自治法第231条の3第2項を基に条例の定めがないため、延滞金の徴収は設定されていない。

根拠法令 地方自治法

（督促、滞納処分等）

第 231 条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限

を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

③ 特定地域生活排水処理事業にかかる事務処理の流れ

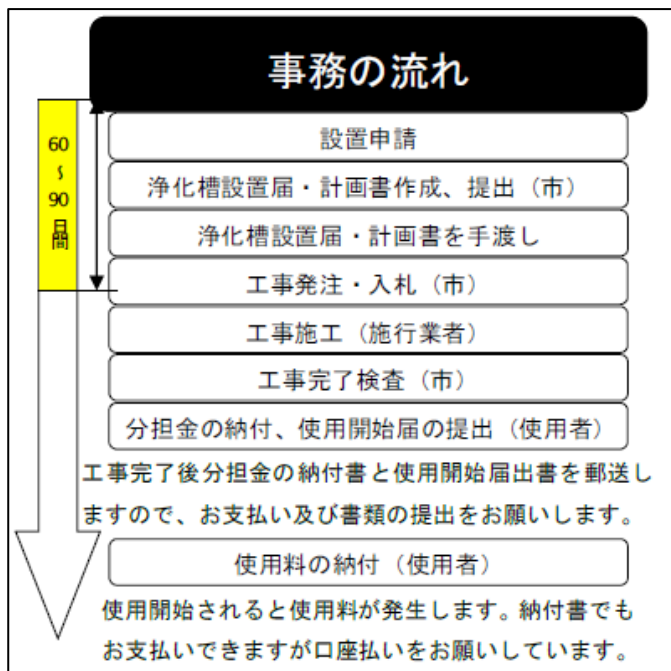
久留米市城島町在住の市民の方が当該浄化槽の設置を申し込む際、久留米市上下水道部の城島支所の窓口にて必要事項を記入した申請書等を提出する。

浄化槽設置申請の手続きに必要な書類は下記のとおりである。

- 浄化槽設置申請書
- 周辺字図の写し及び登記簿謄本の写し
- 新築又は増改築の場合は家屋の図面（ゼンリンの地図、浄化槽の位置及び配管経路を記した平面図、配管経路を記した間取図及び求積表）
- 建築契約書の写し

なお、久留米市城島町では、浄化槽を設置しやすいように、金融機関から水洗化改造資金を借りることができる融資斡旋制度及び利子補給制度を設けている。

下図は、浄化槽設置にかかる申請から完了までの流れを示している。

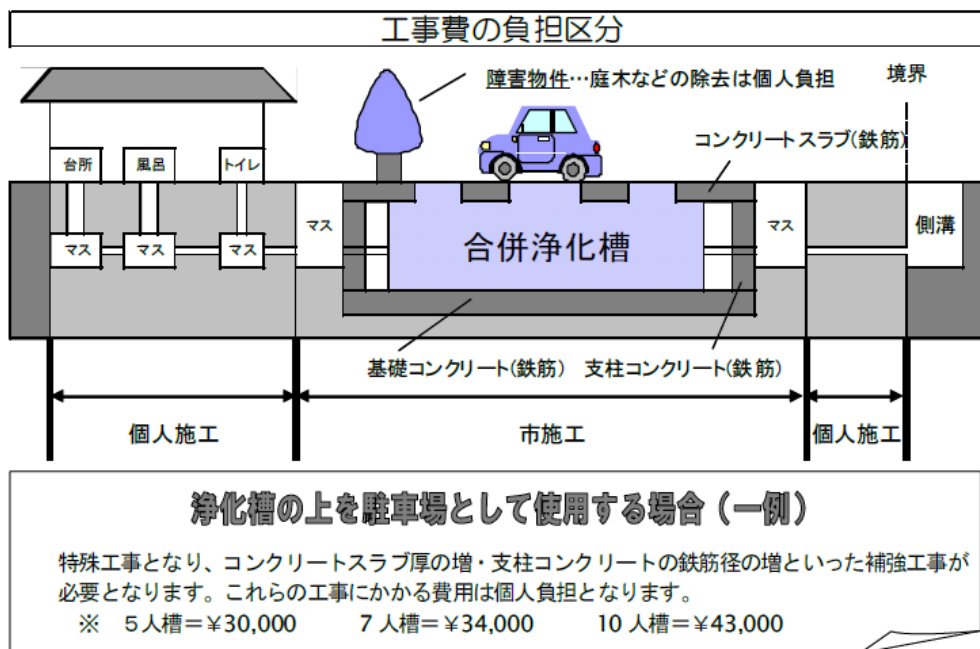


（出所：久留米市企業局より入手した資料を転記）

久留米市が負担する経費及び使用者が負担する経費の内容、工事費の負担区分は下図のとおりである。

市が負担する経費	
①	合併処理浄化槽本体購入費
②	合併処理浄化槽本体設置工事費
③	本体設置に係る設計費
④	その他、特に市が必要とする工事費
使用者が負担する経費	
①	トイレの水洗便器購入費
②	トイレの改造費、水道工事費
③	浄化槽までの配管工事費
④	浄化槽から排水先までの配管工事費（排水ポンプ含む）
⑤	駐車場など（特殊工事）に係る工事費
⑥	標準工事を超えた場合の増嵩工事費（掘削土に含まれる不純物の処理など）
⑦	私有地内の設置予定地にある庭木・家屋・庭石・給水管・その他支障となる障害物の撤去・移転・復旧費用
⑧	水道料、電気料

（出所：久留米市企業局より入手した資料を転記）



（出所：久留米市企業局より入手した資料を転記）

合併処理浄化槽設置後の維持管理経費について、久留米市が維持管理業者と委託契約を締結し、合併処理浄化槽の維持管理（点検・清掃・修繕）を実施する。

維持管理内容は、①3 か月に一回の保守点検や薬品の補充、②年 1 回の汚泥の引き抜き、③年 1 回の法定検査、④ブローアの修繕などである。

なお、浄化槽設置後、使用者の都合により浄化槽を移動又は撤去する場合、使用者の責任により修繕の必要が生じた場合は全額個人負担となる。

浄化槽を設置するために必要な工事費にともなう受益者分担金を使用者より工事完了後に一括して徴収している。月々の使用料は、浄化槽の維持管理を適正に行うための料金であり、2 か月に一度口座振替又は窓口での収納にて使用料を徴収している。

下図は人槽区分に応じた受益者分担金、使用者の月額使用料の一覧表である。

人槽区分	工事に係わる使用の負担			使用者の月々の使用料 (月額)	
	基本型	駐車場型追加	駐車場型		
5人槽	125,000円	30,000円	155,000円	4,400円(税込)	
7人槽	150,000円	34,000円	184,000円	4,818円(税込)	
10人槽	175,000円	43,000円	218,000円	5,544円(税込)	
12人槽	428,000円	120,000円	548,000円	12,980円(税込)	
14人槽				13,618円(税込)	
16人槽	658,000円		778,000円	15,499円(税込)	
18人槽				16,027円(税込)	
21人槽	828,000円	150,000円	978,000円	16,753円(税込)	
23人槽				17,809円(税込)	
25人槽		963,000円	160,000円	988,000円	18,645円(税込)
28人槽	19,690円(税込)				
30人槽	1,123,000円			1,279,000円	20,526円(税込)
33人槽					23,045円(税込)
35人槽	1,119,000円	1,339,000円	1,509,000円	24,827円(税込)	
40人槽				25,454円(税込)	
45人槽	1,289,000円	220,000円	1,509,000円	28,281円(税込)	
50人槽				30,371円(税込)	

(出所：久留米市企業局より入手した資料を転記)

人槽の算定は、家の延べ床面積 130 m²以下が 5 人槽、130 m²を超える場合は 7 人槽、風呂・炊事場がそれぞれ 2 か所以上ある場合は 10 人槽と設定している。

ただし、トイレ改装の場合、水道使用水量などの資料により、明らかに実情にそぐわない場合は、住宅の延べ床面積にかかわらず、人槽を増減することができる。

下図は、個人宅に設置された合併浄化槽の視察した画像である。
(全体)





特定地域生活排水処理事業にかかる浄化槽は、浄化槽法第 2 条第 1 項第 1 号に定義される浄化槽に該当する。

同法第 7 条並びに第 11 条で要求されている水質検査、浄化槽設備の検査を定期的に受ける必要があり、久留米市企業局では福岡県の指定検査機関である一般財団法人福岡県浄化槽協会並びに浄化槽維持管理業者へ検査を依頼している。なお、一般財団法人福岡県浄化槽協会で管理している浄化槽台帳を閲覧できる仕組みは現時点でない。

また、同法第 49 条では、浄化槽台帳を作成することが定められており、久留米市企業局では個人別の設置場所及び設置年度等の情報はシステムで登録管理し、水質検査並びに設備定期検査の実施状況の情報は書面で管理している。

書面資料は検査した月と地区ごとに格納されており、システムに登録されている個人宅の住所及び使用者情報で検索できる仕組みである。

根拠条文 浄化槽法

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 浄化槽 便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を処理し、下水道法第 2 条第 6 号に規定する終末処理場を有する公共下水道（以下「終末処理下水道」という。）以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

(設置後等の水質検査)

第 7 条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第 57 条第 1 項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

2 指定検査機関は、前項の水質に関する検査を実施したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(定期検査)

第 11 条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令で

定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。ただし、次条第 1 項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽(使用が再開されたものを除く。)については、この限りでない。

2 第 7 条第 2 項の規定は、前項本文の水質に関する検査について準用する。

(浄化槽台帳の作成)

第 49 条 都道府県知事は当該都道府県の区域(保健所を設置する市及び特別区の区域を除く。)に存する浄化槽ごとに、保健所を設置する市又は特別区の長は当該市又は特別区の区域に存する浄化槽ごとに、次に掲げる事項を記載した浄化槽台帳を作成するものとする。

- 一 その浄化槽の存する土地の所在及び地番並びに浄化槽管理者の氏名又は名称
- 二 第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項本文の水質に関する検査の実施状況
- 三 その他環境省令で定める事項

2 都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めることができる。

3 前 2 項に規定するもののほか、浄化槽台帳に関し必要な事項は、環境省令で定める。

環境省関係浄化槽法施行規則

(浄化槽台帳の作成)

第 57 条の 2 法第 49 条第 1 項第 3 号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 設置届出年月日、浄化槽の種類その他の設置に関する事項
- 二 使用開始年月日、休止年月日その他の使用に関する事項
- 三 保守点検の実施状況に関する事項
- 四 清掃の実施状況に関する事項
- 五 その他当該浄化槽の管理に関し参考となる事項

2 浄化槽台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による届出その他の情報に基づいて行うものとし、都道府県知事は、浄化槽台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。

3 都道府県知事は、浄化槽台帳に関する事務の一部を指定検査機関その他当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者に委託することができる。

④ 特定地域生活排水処理事業の歳入歳出

令和 2 年度の特定地域生活排水処理事業にかかる歳入歳出は下表のとおりである。

■歳入

(単位：円)

目名称	予算現額	調定金額	収入金額
特定地域生活排水処理施設使用料	98,793,000	113,620,341	98,855,953
特定地域生活排水処理施設費分担金	3,350,000	1,649,000	1,649,000
特定地域生活排水処理施設債	25,000,000	4,500,000	4,500,000
特定地域生活排水処理施設費県補助金	1,784,000	705,000	705,000
特定地域生活排水処理施設費国庫補助金	9,068,000	8,622,000	8,622,000
雑入	5,000	247,016	247,016
繰越金	7,000,000	13,371,109	13,371,109
一般会計繰入金	124,264,000	113,000,000	113,000,000
総計	269,264,000	255,714,466	240,950,078

(出所：久留米市企業局より入手した資料を Pivot 集計転記)

■歳出

(単位：円)

目名称	節名称	予算現額	支出済額
施設管理費	委託料	134,790,000	129,942,520
	需用費	20,713,000	19,529,579
施設建設費	委託料	14,798,000	6,568,210
	共済費	317,000	260,499
	工事請負費	37,700,000	13,415,600
	需用費	99,000	46,460
	職員手当等	292,000	189,320
	負担金・補助及び交付金	1,000	0
	報酬	1,435,000	1,434,186
	役務費	207,000	171,000
	旅費	101,000	93,612
総務管理費	委託料	231,000	231,000
	給料	9,104,000	9,005,400
	共済費	3,133,000	2,870,100
	公課費	1,191,000	0
	需用費	363,000	222,923
	償還金・利子及び割引料	28,000	8,800
	職員手当等	5,183,000	4,283,777

	負担金・補助及び交付金	38,000	27,006
	役務費	468,000	345,143
	旅費	17,000	0
元金	償還金・利子及び割引料	28,591,000	28,590,273
利子	償還金・利子及び割引料	9,964,000	9,551,896
予備費	予備費	500,000	0
総計		269,264,000	226,787,304

(出所：久留米市企業局より入手した資料を Pivot 集計転記)

下表は過去 5 か年の調定額、収入額及び収納率の一覧である。

	調定額 (円)	収入額 (円)	収納率 (%)
平成 28 年度	99,512,843	96,960,451	97.44
平成 29 年度	98,387,729	95,475,415	97.04
平成 30 年度	97,021,714	93,800,810	96.68
令和元年度	98,044,140	94,896,378	96.79
令和 2 年度	98,578,051	96,628,433	98.02

(出所：久留米市企業局の提供資料)

⑤ 5か年の決算額の歳入歳出推移

平成28年度から令和2年度までの5か年の歳入歳出の推移は下表のとおりである。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	(単位：千円)				
決算額					
歳入					
受益者分担金	3,283	3,443	4,396	3,178	1,649
使用料	97,811	96,697	94,821	95,942	98,856
国庫補助金	2,000	3,524	9,578	5,780	8,622
県補助金	1,152	1,274	1,763	1,515	705
一般会計繰入金	68,000	66,000	78,000	69,000	113,000
繰越金	12,700	11,948	12,113	12,798	13,371
諸収入	3	1,917	5	4	247
市債	21,200	15,600	20,500	18,700	4,500
計①	206,149	200,403	221,176	206,917	240,950
歳出					
一般管理費	15,496	16,076	16,360	15,654	16,186
一般人件費	3,296	1,047	1,257	5,819	808
施設維持費	102,466	99,940	110,318	100,372	149,472
施設建設費	39,358	36,972	45,341	35,538	22,179
元金	22,530	23,527	24,739	26,192	28,590
利子	11,055	10,728	10,363	9,971	9,552
計②	194,201	188,290	208,378	193,546	226,787
差引計①－②	11,948	12,113	12,798	13,371	14,163

(出所：久留米市企業局より入手した資料を基に作成)

月額使用料は改定されていないため、使用料に著しい変動は見受けられない。施設維持費を主とする歳出を補てんするために一般会計より毎年度繰入を実施している状況である。

⑥ 実施した監査手続

- ア 担当部課担当者への質問
- イ 担当部課の業務で使用している資料を閲覧

⑦ 結果

(意見42) 延滞金の徴収

特定地域生活排水処理事業にかかる施設使用料及び施設費分担金について、延滞金の徴収に関する条例が定められておらず、滞納者と滞納していない者との間で公平性が保持できていない。また、久留米市内の農業集落排水施設使用者のうち未納で延滞金を徴収されている使用者との公平性も保持できていない。

延滞金の徴収については条例の定めが必要であることから、施設使用料及び施設費分担金にかかる延滞金の徴収に関する条例を定めることの可否を検討すべきである。久留米市全体で延滞金の取り扱いについて統一的指針を出すべきである。

(意見 43) 浄化槽台帳のシステム管理運用

現状は、上述したとおり、書面とシステムで浄化槽ごとの情報を登録管理している。書面とシステムを併用して登録管理するよりも、システムにて一元管理する方法へ変更することが望ましい。

理由として、下記のメリットが挙げられる。浄化槽ごとの情報を検索する場合、現状では書面とシステムの両方を検索する必要があるも、システムにて一元管理することで効率的に検索できる。書面の情報はファイリングされており、かつキャビネット棚で保管されている等物理的な場所を必要とするが、システムにて一元管理することで、ファイリング作業の削減、紙資源やファイリング用のファイルの削減、物理的な場所を削減できる等経費の節約及び環境貢献につながる。

なお、システムの更新等にはコストを要するため、システム導入による台帳管理の作業効率及びランニングコストの削減効果と、システム導入コストを比較衡量したうえで導入要否について検討する機会を設けるべきである。

(意見 44) 指定検査機関の浄化槽台帳との整合性

現状は、上述したとおり、一般財団法人福岡県浄化槽協会で管理している浄化槽台帳を閲覧できる仕組みがないため、久留米市企業局で管理している浄化槽台帳の登録情報と整合性を確認できない。

久留米市企業局で管理する浄化槽台帳の登録情報の正確性を担保するためにも、指定検査機関の浄化槽台帳の登録情報を閲覧できる仕組みを整備することが望ましい。

なお、久留米市企業局のみで当該仕組みを整備することは資源的制約があり難しい状況であるため、一般財団法人福岡県浄化槽協会と連携し、他市の浄化槽管理担当部課とも協働して仕組みを構築していくことが望ましい。

9. し尿処理事業

(1) 概要

し尿・浄化槽汚泥の処理は、昭和 37 年に清掃津福工場が共用を開始し、衛生的な処理を開始した。その後、人口増加によりし尿・浄化槽汚泥の収集量は増加した。昭和 47 年の下水道の供用開始後も、浄化槽や簡易水洗便所の普及によりし尿・浄化槽汚泥の量は増加したが、昭和 56 年をピークに減少に転じた。

平成 17 年 2 月の 1 市 4 町広域合併後も、合併前のし尿処理体制を継承してきたが、廃棄物処理法の改正により海洋投入処分が禁止されたことで、平成 19 年 2 月～城島町、三潴町のし尿・浄化槽汚泥は清掃津福工場で処理している。



(左) 清掃津福工場 受入室入口

(右) 清掃津福工場 受入槽

3 地区の処理状況の概要は以下のとおりである。

	田主丸地区	北野地区	その他の地区
処理の主体	うきは久留米環境施設組合	両筑衛生施設組合	久留米市
構成団体	2 市 久留米市、うきは市	4 市 2 町 久留米市、筑紫野市、 小郡市、太宰府市、 大刀洗町、筑前町	久留米市
施設名	耳納衛生センター	両筑苑	久留米市 清掃津福工場
所在地	田主丸鷹取 891-1	北野町今山 2399	津福本町 2241 番地 2
処理方法	標準脱窒素処理法 + 高度処理法	標準脱窒素処理法 + 高度処理法	前処理後、希釈して 下水道へ放流
再資源化	肥料、建設資材	肥料	肥料、建設資材
最終処分	—	—	—
処理能力 (kL/日)	91	300	240

人口 (R2.3.31)	18,847	17,398	267,834
許可業者	1 社	1 社	8 社
し尿量 (kL/年)	3,245	2,804	12,384
浄化槽汚泥量 (kL/年)	6,457	4,332	27,967
小計 (kL/年)	9,702	7,136	40,351
合計 (kL/年)	57,189		

し尿処理手数料については、久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例により 18 リットルまでごとに 225 円（消費税等相当額含む）と定められており、許可業者は市民等から収集、運搬する際に当該金額を受領するが、し尿処理場として処理費用は収受していない。

清掃津福工場 沿革

昭和 37 年 (1962)	90kL/日の能力にて稼働開始（散水濾床法）
47 年 (1972)	し尿消化槽脱離駅液を下水消化槽へ移送開始
49 年 (1974)	生し尿（処理能力オーバー分）を下水消化槽へ投入 (2 か月間)
53 年 (1978)	し尿処理水を下水道へ放流
58 年 (1983)	消化汚泥全量を下水処理場へ移送開始
平成 元年 (1989)	1 次処理水を公共下水道へ全量放流
4 年 (1992)	生し尿を前処理後に希釈して直接下水道へ放流
19 年 (2007)	海洋投入処分禁止に伴う三潞・城島地区の搬入開始

一般会計（し尿）決算推移

し尿・浄化槽汚泥の処理については、久留米市一般会計にて歳出を行っている。

一般会計（し尿）の5か年の決算の推移は以下のとおりである。

一般会計（し尿）決算 5か年推移

(単位:千円)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1. 清掃津福工場	280,896	266,822	257,372	269,376	283,873
うち下水道使用料金	220,579	213,049	205,932	204,889	213,520
2. 公衆便所	363	315	318	510	393
3. 旧し尿処理施設解体撤去	5,816	5,009	3,348	4,611	0
4. 清掃事業協同組合補助金	1,620	1,620	1,604	1,604	1,604
災害によるし尿汲取り補助金	2	2	264	137	214
5. 両筑苑(両筑衛生施設組合負担金)	30,926	30,335	31,077	23,970	23,431
6. 耳納衛生センター(うきは久留米環境施設負担金)	70,895	66,941	66,872	65,829	81,092
7. し尿取水場撤去(撤去委託料)	0	0	0	4,340	12,405
8. 転業補償金	0	0	34,000	0	0
し尿処理経費 合計(人件費含む)	390,521	371,047	394,857	370,379	403,012

各年度清掃津福工場の下水道使用料金、耳納衛生センター、両筑苑の組合負担金が大部分を締め、旧し尿処理施設解体撤去費やし尿取水場撤去を計画的に実施している。

令和2年度一般会計（し尿）決算

一般会計の令和2年の決算詳細である。

令和2年度一般会計（し尿）決算

(単位:千円)

	清掃津福工場	公衆便所	耳納衛生センター	両筑苑	その他	
使用料	213,520	17				213,537
委託費	25,923	330			12,405	38,658
負担金補助金(うきは・両筑)			81,092	23,431		104,523
負担金補助金(特別汲取補助)					214	214
負担金補助金(清掃事業組合補助)					1,604	1,604
修繕費	18,153					18,153
光熱水費	2,022	46				2,068
その他	378					378
小計	259,996	393	81,092	23,431	14,223	379,135
人件費	23,877					23,877
合計	283,873	393	81,092	23,431	14,223	403,012

公衆便所とは水天宮の公衆便所の清掃委託費等である。

清掃津福工場の支出の中では、下水道使用料 213,520 千円、業務委託費 25,923 千円、修繕費 18,153 千円、人件費 23,877 千円が主な状況である。

(2) 監査手続

工場内の現地視察や現地でのヒアリング、決算推移分析、公有財産台帳との現物突合などを行った。

(3) 監査結果

下記を除き異常事項は発見しなかった。

(指摘 19) 固定資産の除却

公有財産台帳建物番号 3 の簡易熱源機（価格 5,156 千円 建築年月日昭和 37 年 5 月 29 日）、公有財産台帳建物番号 4 の工場機械室（価格 1,959 千円 建築年月日昭和 37 年 5 月 29 日）、公有財産台帳建物番号 5 の工場機械室（価格 3,625 千円 建築年月日昭和 37 年 5 月 29 日）、公有財産台帳建物番号 6 の工場機械室（価格 4,561 千円 建築年月日昭和 37 年 5 月 29 日）、公有財産台帳建物番号 12 の倉庫（価格 361 千円 建築年月日昭和 44 年 3 月 31 日）、公有財産台帳建物番号 14 の焼却場（価格 2,579 千円 建築年月日昭和 47 年 12 月 26 日）については、その用途は終了し、未使用の常態である。予算措置を行い解体・除却、用途廃止の手続きを行わなければならないと考える。久留米市では旧し尿処理施設の施設・設備の撤去及び整地等に関し、平成 28 年度から令和 14 年度までを計画期間とする撤去計画を作成し、この計画に基づき、倒壊等の恐れのある危険度の高い施設・設備から優先して順次対応を行っているところであるので、確実に実施されたい。

(指摘 20) 固定資産の除却

写真は、清掃津福工場内の 3 つの建設物の写真である。担当課に確認したところ、各建設物は、第 2 消化槽、ガスタンク、第 1 消化槽であるとの説明を得た。これらの施設は旧し尿処理施設の建設物で現在は使用されず、公有財産台帳には掲載されていない状況である。このような、使用していない建設物で老朽化しているものであることから、予算を計上し早急に撤去等行い場内の整備を行うべきであると考え。久留米市では旧し尿処理施設の施設・設備の撤去及び整地等に関し、平成 28 年度から令和 14 年度までを計画期間とする撤去計画を作成し、この計画に基づき、倒壊等の恐れのある危険度の高い施設・設備から優先して順次対応を行っているところであるので、確実に実施されたい。



【建設物1】第2消化槽



【建設物2】ガスタンク



【建設物3】第1消化槽

(意見 45) 久留米市清掃津福工場、耳納衛生センター、両筑苑の合併

久留米市のし尿処理については、田主丸地域は耳納衛生センター、北野町は両筑苑、残る旧久留米市、三潞地域、城島地域のし尿処理については久留米市清掃津福工場にて実施している。

決算の状況からわかるように、令和 2 年度に久留米市は耳納衛生センターに 81,091 千円、両筑苑に 23,431 千円負担金補助金を支出している。

一方、清掃津福工場の年間処理能力は 87,600KL/年 (240KL/日×365 日) に及び現在の処理実績はその 50%程度 (40,351KL/年÷87,600KL) であることから、田主丸地区、北野地区は、うきは久留米環境施設組合、両筑衛生施設組合から離脱し、清掃津福工場で処理する方が久留米市としては経済的になると考えられる。

とはいえ、合併前の田主丸地区、北野地区のし尿処理を担った経緯があることから、両組合の施設の建替え等の際に、両地区の施設の処理の統合を検討する必要性は高いと考えられる。